

第百五十六回国会
衆議院

財務金融委員會會議錄 第十三号

平成十五年五月七日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 小坂 憲次君

理事 金子 一義君 理事 七条 明君

理事 林田 彪君 理事 渡辺 喜美君

理事 生方 幸夫君 理事 松本 剛明君

理事 中塚 一宏君

上川 陽子君 倉田 雅年君

小泉 龍司君 坂本 剛二君

田中 和徳君 竹下 亘君

竹本 直一君 中村正三郎君

萩山 教嚴君 林省之介君

増原 義剛君 山本 明彦君

山本 幸三君 五十嵐文彦君

井上 和雄君 上田 清司君

佐藤 観樹君 仙谷 由人君

中津川博郷君 永田 寿康君

平岡 秀夫君 松野 頼久君

石井 啓一君 遠藤 和良君

達増 拓也君 佐々木憲昭君

吉井 英勝君 阿部 知子君

植田 至紀君 江崎洋一郎君

財務大臣 塩川正十郎君

(金融担当大臣) 竹中 平蔵君

内閣府副大臣 伊藤 達也君

財務副大臣 谷口 隆義君

経済産業副大臣 西川太一郎君

財務大臣政務官 田中 和徳君

国土交通大臣政務官 岩城 光英君

会計検査院事務総局第五局長 円谷 智彦君

政府参考人 藤原 隆君

(金融庁総務企画局長)

政府参考人 (金融庁監督局長) 五味 廣文君

政府参考人 (金融庁証券取引等監視委員会事務局長) 新原 芳明君

政府参考人 (財務省主税局長) 大武健一郎君

政府参考人 (国税庁課税部長) 村上 喜堂君

政府参考人 (厚生労働省年金局長) 吉武 民樹君

政府参考人 (資源エネルギー庁次長) 肥塚 雅博君

政府参考人 (国土交通省港湾局長) 金澤 寛君

参考人 (日本証券業協会会長) 奥本英一朗君

参考人 (株式会社東京証券取引所代表取締役社長) 土田 正顕君

参考人 (株式会社大阪証券取引所代表取締役社長) 巽 悟朗君

財務金融委員会専門員 白須 光美君

委員の異動

五月七日 補欠選任

小泉 俊明君 松野 頼久君

同日 補欠選任

松野 頼久君 小泉 俊明君

五月六日 証券取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)

同月七日 消費税の大増税に反対、税率を三%に引き下げることに請願(佐々木憲昭君紹介(第一九一八号))

は本委員会に付託された。

四月二十日
個人消費を減退させ、景気回復を遅らせる大衆増税反対に関する請願(第七七九号)は「釘宮啓君紹介」を「三井辨雄君紹介」に訂正された。

四月二十五日

ヤミ金融対策の立法制定に関する陳情書(広島市中区上職町三の二〇大村真司外一名(第六一四号))

金融アセスメント法の制定に関する意見書(福島県東和町議会(第六五七六号))

金融アセスメント法の制定に関する意見書(福島県岩瀬村議会(第六五七七号))

金融アセスメント法の制定に関する意見書(福島県小高町議会(第六五七八号))

金融アセスメント法の制定に関する意見書(東京都目黒区議会(第六五七九号))

金融アセスメント制度の創設など中小企業の資金調達の円滑化に関する意見書(静岡県伊東市議会(第六五八〇号))

金融アセスメント法の早期制定に関する意見書(静岡県磐田市議会(第六五八一号))

金融アセスメント法の早期制定に関する意見書(静岡県焼津市議会(第六五八二号))

金融アセスメント法の制定に関する意見書(滋賀県水口町議会(第六五八三号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県伊江村議会(第六五八四号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県与那城町議会(第六五八五号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第六五八六号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第六五八七号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第六五八八号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第六五八九号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第六五九〇号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第六五九一号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第六五九二号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第六五九三号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第六五九四号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第六五九五号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第六五九六号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第六五九七号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第六五九八号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第六五九九号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第六六〇〇号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第六六〇一号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第六六〇二号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第六六〇三号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第六六〇四号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第六六〇五号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第六六〇六号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第六六〇七号))

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第六六〇八号))

五九八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

会計検査院当局者出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

証券取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)

○小坂委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、証券取引法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。金融担当大臣竹中平蔵君。

証券取引法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○竹中国務大臣 ただいま議題となりました証券取引法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。政府は、内外の金融情勢の変化に対応し、我が国の証券市場において、間接金融から直接金融へのシフトに向けて個人投資家の証券市場への参加を促進するためのインフラ整備など、構造改革の促進を図るため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、投資家が証券取引を行うことのできる店舗の拡充・多様化を図るため、証券会社等の委託を受けて証券取引の仲介を行う証券仲介業制度を創設するほか、協同組織金融機関が有価証券の売買等に係る書面取次業務を営むことができるよう所要の措置を講ずることとしております。

第二に、証券会社や投資信託委託業者等の信頼性を向上させるため、これらの総株主の議決権の

二〇％以上を保有している者に対し、その適格性を確認するための制度を導入することとしております。

第三に、証券会社の資産管理・運用サービスの円滑な提供を可能とするため、証券会社による投資一任業務等の兼業に係る規制を適正化する措置を講ずることとしております。

第四に、我が国取引所について、国際競争力を強化し、取引の流動性を向上させるため、取引所の持ち株会社制度を新設するとともに、外国の取引参加者が国内に支店を設けることなく取引所取引に参加できる制度の整備を図ることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○小坂委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○小坂委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日午後一時、参考人として日本証券業協会会長奥本英一朗君、株式会社東京証券取引所代表取締役社長土田正顕君、株式会社大阪証券取引所取締役社長長岡君の出席を求め、意見を聴取することとし、政府参考人として財務省主税局長大武健一郎君、国税庁課税部長村上喜堂君、金融庁総務企画局長藤原隆君、金融庁監督局長五味廣文君、金融庁証券取引等監視委員会事務局局長新原芳明君、厚生労働省年金局長吉武民樹君、資源エネルギー庁次長塚塚雅博君、国土交通省港湾局長金澤寛君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、引き続き、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、会計検査院事務総局第

五局長円谷智彦君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○小坂委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。七条明君。

○七条委員 きょうは、証券取引法の一部を改正する法律案ということでございますが、今、やはり日本の経済が非常に低迷をしております。ここ数年、金融庁も随分いろいろな形で手を打ってこられたことは事実でありますけれども、しかしながら今株価がこれだけ下がってしまった。日本の経済が今非常に逼迫状態に陥って、いわゆるデフレ回避をどういう形でやっていくかということがこれからますます問われてくる。そこにかけてまた、新型の肺炎SARSの影響がこれから出てくるんじゃないか。こういうことを心配しますと、かなり活発に証券取引もどうやっていけばいいかというのをやらなければなりません。

その前に、私たち与党は、こういう時期であるからこそ、当面の緊急経済対策、これを今案として出させていただいておりますけれども、その中に出てきます証券、特に、証券市場の活性化というようなことも含めて、厚生年金基金の代行返上に伴い株式売却を行う場合には、市場の状況に十分配慮をして行うことを期待する、こういうような要請をいたしておるところであります。

この問題、いろいろな考え方ができると思うのであります。与党の中で今検討をしておりますのは、この代行返上の具体的改善策として、いわゆる物納条件、これを大幅に緩和できないかということ、これにあわせて、物納時期の前倒しの対応策というようなものをセットでやっていくことができるんじゃないか、こういうようなことが今考えられているんじゃないか。需給の悪化要因になっていることを考え、懸念いたしますと、これを払拭す

るためにどういう形をとるか、こういうような考え方をしてはどうだ、こういうような話がありまされども、金融庁として、金融大臣としてどういう見解を持っておられるのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○竹中国務大臣 七条委員御指摘のように、経済が依然として厳しい状況の中にあつて、特に株式の市場が大変不安定な動きをしている。昨日は大幅に上がったわけでありまされども、先週は大幅に下落するという中で、株式市場の動向に対しては我々も大変大きな関心を持って、懸念もしながらそれを見ている状況でございます。

言うまでもありませんけれども、これは市場の需給を反映している。ある意味で企業の価値でありますから将来の収益等々が反映されるはずだ、さはさりながら、現実の取引を見ますと、やはり短期的な売り買いの圧力、いわゆる需給の特殊要因によって非常に大きな影響を受けているという点は否定できないというふうに思っております。

その売りの要因として、これまでは株式持ち合いの解消というのが主たる要因であったというふうに考えられているわけですが、ここに来て、年金の代行返上の問題というのがやはり無視できないというような認識を私たちも持っております。この点については、まさに与党の方で大変高所からの御検討をいただいているというふうに認識しております。特に、御指摘のありました物納の条件でありますとか物納の時期について、金融庁としても大変大きな関心を有しているところでございます。

こうした問題そのものについては、経済財政諮問会議でも、明日話し合うというふうに予定しておりますけれども、関心を持ちながら、これは基本的に厚生労働省の所管の問題ではございませんけれども、我々としても注視をしていくということ、これは経済財政諮問会議等々で、どのような、抜本的な議論をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○七条委員 代行返上の要件の緩和、物納要件の緩和というような話を今申し上げておるわけですが、これは、TOPIX連動とか、それからTOPIXの構成銘柄の九割、九〇%を含む、こういうことを緩和できないかと、あるいは推定トラックエラー〇・二%以下、こういうことを緩和していく、設けないようにしていく、あるいは、物納できる有価証券の範囲にETFを初めとするような受益証券を加えることができないか、これが恐らくは物納要件の緩和という形になってくる。

あるいは、納期時期の前倒しというのは、こういう厚生年金基金の代行返上決定時に、代行返上の前納分として、その時期の時点で時価による物納を認めることができないか、こういうような内容に具体的にはなっていくんだと思うんですね。これをどうするかということ、これは本来なら厚生省のこともいかもしれませんが、金融庁がはっきりとした形できちんと、もっとオープンに前へ出せないか、もう少しそれを内閣の中できちっと位置づけていけないかというような話をやりとりしておかなきゃならないんだ、そういう意味も含めて、もっと踏み込んでお聞かせいただきたいと思いますか。

○竹中国務大臣 具体的な物納の要件について今御指摘がありました。これは、今御指摘になりましたけれども、厚生労働省令で定めることになっているわけでありま

す。ことしの二月には、厚生年金基金連合会等の関係者の意見も聴取した上でまとめられた概要案に関してパブリックコメントが実施されたというふうに承知しております。そうした中に、今ありましたTOPIXの連動でありましかとトラックエラーをどうするかというような問題があったということは承知をしております。

今委員の御指摘の中で、金融庁としてという御指摘がございましたが、ちょっとや形式的な言い方によりなってしまうんですが、これは厚生労働省令で定められているということでもあります。

さはさりながら、マクロ経済的な観点から、こういったことも含めて日本経済全体の調和という問題の中で議論をしたいという思いはやはり政府、内閣の人間は持っております、そうした点を踏まえて、経済財政諮問会議でマクロ的な観点からどうしたことが考えられるかということを通じて議論を進めたい。したがって、これは金融庁としてということではなくて、経済財政全般のマクロ的な中でぜひ議論を深めたいというふうに思っております。

○七条委員 金融庁として、こういうような表現を申し上げたのは、これは厚生労働省に対してや

はり働きかけていく必要が、かなり強く働きかけていく必要があるんだらう、そういうことをやっておかなければ、今の株価、下がったり、いわゆる活性化をさせていったり将来の不安を一掃する

という大きな要因として加わってくる。これも一つのかかなり大きな要因として加わってくる。ですから、そこだけ慎重にやっていたきたい。こういうお願いでありますから、金融庁としても厚生労働省によく働きかけをして頑張っていたきたい、こう要請いたしておきます。

では、同じようにもう一つ、少し観点を違えてお聞かせをいただきたいのでありますが、銀行保有株制限法という法律があります。我々は、これは議員立法で出してきたかもしもありませんけれども、この銀行保有株制限法の、平成十六年九月と

いう時期を二年ぐらい延長できないか、こういうような話も今要請の中に出てきておりますが、これについては、金融庁の見解、どう思っておられるか。

○竹中国務大臣 この株式保有制限の問題に当たっては、これは先生方も大変御尽力をいただいた問題でありますけれども、株価が変動することによって、株価の変動が銀行の財務に影響を与えてそれが貸し出しに影響を与える。株を保有していることによってむしろ経済が、貸し出しの増減が非常に振れることを通じて経済全体が不安定化する、そういうことをなくそう、ないしは減

らそうということのもとに、世界の情勢も踏まえながら銀行等の株式保有に適正な規模の縮減を図るということ、一昨年の臨時国会において導入されたもので、これは先生方に大変御尽力をいただいたわけでございます。

しかしながら、その後、新BIS規制の導入時期が、当初予定されていた時期から、平成十六年から平成十八年末に延期された。先ほど諸外国の情勢も踏まえながらと申し上げましたが、まさに外的な環境が少し変わったという状況があると思

八%の拠出金を廃止するとかもう少し下げるとか、こういうようなこともやはりこのまま置いておいてはいけないのではないかというふうに考えなければいけません。

これなんかも、どうしたらいいかということで苦慮するところではありますが、大臣の見解いかんと思っております。

○委員長退席、渡辺(喜)委員長代理着席 ○竹中国務大臣 株式の市場が、短期的な、やや特殊な株式の需給によって大変影響を受けている、そうした中で、日本銀行と、それと政府の株式買い取り機構が非常に補完的な役割を果たしながらその機能を全うしていくということは、今の局面において特に大変重要だと私も非常に強く思っております。

そうした点から見ても、委員まさに御指摘のように、日銀の方は、枠も増大して、買い上げもそれなりに進んでいる。しかし、株式保有機構の方の買い取り額は少ないというのは現実でございます。

これは、売り手の銀行の方が銘柄等を見ながらどちらを利用するかという選択の結果であるというふうにも言えるわけでございますけれども、これも与党の中では大所高所の立場から、その機能の強化、保有機構がもっと使い勝手のよいものになるような議論が進んでいるということを私たちももちろん注視、承知をしております。

これはしかし、委員御自身も御指摘になりましたけれども、この場合に八%の拠出金の廃止云々になりますと、では、損失が生じた場合の国民負担をどうするのか。国民負担を最小限にするという観点から導入されたという一つの趣旨がございますので、そうした趣旨に基づいて八%の拠出金の制度が盛り込まれたということを考えますと、その廃止はある程度やはり慎重に検討する必要があります。ある面もあるというふうに思っております。

いずれにしましても、与党における議論は注視してまいりたいというふうに思っております。

〇七条委員 今の話、実によくわかるわけであり
ます。

当初、銀行が持つておる保有株、いわゆるティ
ア1以上のもの、これが大体六兆円ぐらゐあるだ
ろう、それを二兆円、二兆円、一兆円に三つに
割って、政府が何とか処理をする、日銀がやれな
いか、あるいは取得機構が二兆円ぐらゐやれない
か、それから市場で二兆円ぐらゐやって、合計六
兆円をうまく処理できないか、こういうような
動きをしてきたんじゃないかと思うんです。

ところが、これが思惑どおりいなくて、日銀
の方がもっと踏み込んで三兆円まで上げてきた、
あるいは四兆円にしないかいいけない。一方のこ
の八%という条項があるものだから、取得機構の
方がなかなかできてこない。そこにアンバランス
が出てきて、当初の計画どおりいなくなつたと
いうことがあるんだと思うんです。

ですから、この辺は、いわゆるティア1までで
きるだけ持つてくる、あるいは銀行は今ティア1
よりもっと下げたいと思つてゐるのかもしれない
けれども、できるだけそこはこれから金融庁が
的確な御指導をいただけるようなこともお願い
をしておきたい、こういうふうにしておりま
す。

では、本来の証券取引法等の一部改正案につ
いての方のお話に戻らせていただきますが、今、金
融機関と比べて、証券会社は、全国的に見て、拠
点、いわゆる支店というものが少ないように思
うんですね。調べてみて、いろいろ聞いてみま
すと、金融機関は今二万四千支店ぐらゐ全国にあ
るけれども、証券の方の支店というのは二百軒ぐ
らゐしかない。なかなか窓口が少ないという形で
あるんじゃないか。ですから、市場へアクセスし
やすい環境が重視されているとは言えない。

今、もっといわゆる証券市場が発展していくた
めに、市場そのものの機能とあわせて、市場へア
クセスしやすい環境を重視するためにどうやって
いったらいいかということを考える。恐らく、こ
の取引法の一部改正はそこに力点を置いてゐると

思うのであります。

では、このアクセスの多様化といった観点か
ら、いわゆる証券業者の最低資本金の引き下げ、
これは一億円から五千万という形に引き下げをし
た。あるいは、証券仲介業者制度の導入をやる。
これを進めるに当たつて投資家保護の観点から重
要だ、こう考えるわけでありますが、信頼確保の
手段やコンプライアンスの点についてどのよう
に考えるか、投資家保護という点をどういうふ
うに考えておられるか、これもお聞かせいただ
きたい。

〇伊藤副大臣 今、投資家保護についての御質問
でございますが、この点につきましては、まず証
券仲介業者制度というものを導入させていただくわ
けであります。この証券仲介業者については、
証券会社と同様に登録制として、法令遵守の観点
からその適格性を確認する、使用人で証券取引の
勧誘を行う者について、外務員登録を要件とし
て、当該業務を適切に遂行するための一定の資質
を求める、また、証券仲介業者及びその使用人の
金銭、有価証券の取り扱いを禁止する等の措置を
講ずることにより、投資家保護に支障が生じない
仕組みとしていくところでございます。

また、先ほど先生から御指摘がございましたよ
うに、多様な主体の参入を促進するために、いわ
ゆる最低資本金を現行の一億円から五千万円に平
成十六年の四月から引き下げることにしているわ
けであります。同時に、証券会社については、
その健全性を確保し、国民からの一層の信頼確保
を図る観点から、今般の証券取引法の改正案にお
いて、議決権の二〇%以上の保有者の適格性を確
認するルールを導入することとしております。

〇七条委員 これは、投資家保護ということをし
ちつと考えておかないと大変なことになる。むし
ろこういうふうにより一部改正をしようとおかし
くなるんじゃないかという議論も出てくるんです
ね。

もう一つ、この法案で出てくる証券仲介業者に
は、具体的にはどんなような人を充てていくの

か、どんな形で活用の見込みをしているか。新聞
で見ますと、個人が経営することができると
か、あるいはOBの証券マンとか、あるいはコ
ンビニエンスストアでもやれるようになるとか、
ファイナンシャルプランナーとか、こういういろ
名前が新聞に出てきたと、ちょっと今うろ覚えで
ありますが覚えておりましたけれども、ではど
ういう形で証券仲介業者というのはやらせていく
んだと、もう少し具体的に言えますか。

〇藤原政府参考人 お答え申し上げます。
今般御提案申し上げております証券仲介業者で
ございますが、現行の外務員制度とは違ひまして、
証券会社からの委託を受けまして売買の媒介を行
うということで、幅広く、法人、個人を問わず参
加できるという形をとっております。

ただ、先ほど申し上げましたように、勧誘する
場合は外務員資格を持つていただく、そういうこ
とが条件でございますけれども、そういう形でや
りますと、今先生御指摘のように、かなり広範な
方が参加できる形がとれると思つております。ま
だ具体的にどういう形というのはやっております
が、むしろ不適格者としてどのようなものがある
かというふうな、逆の制限ということを考えて
おります。それ以外の方については幅広く参加
いただけるということを考えております。

〇七条委員 今度の法律、いろいろ改正点がある
のでありますけれども、資産管理とか運用サービ
スの円滑な提供を行うように、こういうこともや
るんだと。特に、証券会社の資産管理サービス、
ラップ口座です。ラップアカウントというのかも
しれませんけれども、ラップ口座、これを円滑に
実施する、可能とするような制度の整備をする、
こういうことになっておるのであります。この
ような状況をしてしまひますと、顧客が一定額以
上の投資資金を証券会社に預託をし、あるいは証
券会社の裁量で運用をしてもらいたいといった
ニーズが出てくるわけでありまして。

今回、このような観点から、投資顧問業法とい
う法律がありますけれども、これについても一部

改正してはどうだ、こういうような提案もなされ
るんじゃないか、これから考えていかなきゃいけ
ないんじゃないか、こういうふうに向うわけであ
るけれども、これらが認められることになった場合
にはどのようなビジネス展開が予想されるのか、
投資家ニーズにこたえるという意味で、どうい
うにこれは考えておられるかということも
ちょっと聞いておきたい。

〇藤原政府参考人 お答え申し上げます。
いわゆるラップ口座と申しますのは、米国で広
く普及しておるところでございますが、投資家は
自己の判断で取引を行うことも、あるいはその資
金運用を投資顧問業者等に一任することも可能で
あるような仕組みでございます。その際、報酬
は売買高ではなく資産残高に応じて決定される
というふうなものがラップ口座でございます。こ
れは、かなり米国では広く普及してゐるところで
ございます。

我が国におきましても、平成十年に行われまし
た金融システム改革では、証券会社の手数料依存
の経営体質からの脱却ということを図る観点か
ら、ラップ口座など証券会社の資産管理型営業へ
の移行を図ることとして、投資一任業務等の
証券会社への兼業を解禁したところでございま
す。しかしながら、その後、証券会社の資産管理
型営業への移行が余り進んでおりません。

その一因といたしましては、一つには、証券会
社にとりまして、自己売買に係る書面の顧客への
交付義務が過大な負担となつてゐる。もう一つ
は、証券会社は、専業義務を課されている投資一
任業務を兼業することによりまして、金融先物取
引業など証券業以外の兼業を営むためにはそのた
めの兼業承認が必要となるというふうなことが
ネックになつておつたわけでありまして。

今般、このような問題点に対応いたしまして、
証券業を行う部門と投資一任業務を行う部門の間
に厳格なファイアウォールを整備することを前提
といたしまして、書面の開示義務を免除する、あ
るいは証券会社に自己資本規制が課せられてゐる

ようなことを踏まえまして、届け出によりまして証券業以外の業務を兼業できるようにするといふような所要の措置を講ずることとしたしております。

○七条委員 今回の法律改正もこういうようなことまで踏み込むと、いろいろな形でこれは投資家ニーズにこたえるという意味でやってもらいますけれども、そこに来たときに、市場での信頼性だとかあるいは公平性とかいうものを確保していかなくちゃいけない、こういうことが起こってき

○藤原政府参考人 今委員御指摘のように、証券取引の活性化を図るためには証券会社への信頼確保といふのが不可欠でございます。そのために、今回、主要株主制度、先ほどもちょっと御答弁で申し上げましたが、主要株主制度の導入等、不適合な主要株主の排除、そういうものを導入することによりまして、証券会社の信頼性を確保するといふようなことを中心にさまざまな手段を講ずることとしたしております。

○七条委員 さまざまなと、さまざまの中には随分さまざまなかがあるんでしょから、さまざまやってくださいとしか言えないんですけれども、もっと具体的に聞かせをいただこうと思っておりますが、今いろいろ出てくることを考慮せよと言われたも今の答弁ではちょっと考慮しにくいのでありますが、ではもう少し違う方向で聞いてみましょう。

今回の法律案について、いわゆる取引所の持ち

株会社制度の導入が要請されている。これらは、諸外国から見てみますと、取引所の戦略的な提携だとか合併だとかいうことを可能にする。そうすると、国際競争力の確保というものは、これはできてるのかどうか、こういうようなこともやはり非常に心配になってくるわけでありまして、具体的なニーズがあるのか、また、そのような制度が導入されることによって我が国の取引所が外国の取引所に買収されてしまうようなことがないのかどうか、いわゆる国際競争力の確保という観点も含めてお聞かせいただきたいと思ひます。

○伊藤副大臣 お答えをさせていただきますと思ひます。

先生御指摘のとおり、金融取引というもののグローバル化が進む中で、我が国の取引所の国際競争力というものを強化し、そして取引の流動性の向上を図っていくことは、これは大変重要なことであります。

こうしたことにこたえていくために、まず、証券取引法等の改正において、取引所間同士の資本提携を可能とすべく、現行の株主ルールを見直すことを可能とするための制度を整備することとしたしております。現行法上は、証券取引所及び金融先物取引所の議決権については、五％を上回る取得、保有が一律に禁止されているため、持ち株会社等の統合を経営形態として選択することができないわけでありまして、これを改正していくということでもあります。

あわせて、外国証券業者に関する法律等の改正を行い、不正取引の防止に配慮しつつ、海外の証券業者が国内に支店を設置することなく我が国の取引市場の取引参加者となることのできる制度を整備することにより、我が国の取引所が海外に端末を設置し、そして海外からの注文を直接受注することを可能とすることとしたしております。

○七条委員 これは、国際競争力を確保していくということが大事だ、あるいは逆に、日本の取引

所が乗っ取られることのないようにするというようなことの基本的なこともきちっとやらなければならぬ、そういうこともきちっと配慮しておいていただきたい、こういうことであります。

では、時間が来ていますからもうこれは最後はいたしますが、今回の改正によって、国内に新たな支店が置かれた海外の証券業者による我が国取引所の発注行為を認めるに当たり、取引の公正の確保はどのように図っていくことができるのか、これだけ、最後、聞いておきたいと思っております。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

今回の改正におきまして、国内に支店を設置することがなく我が国の取引所に発注を行うことが認められる海外の証券業者につきまして、不正取引の防止の観点から、我が国取引所による自主規制に加えまして、当局の直接の監督、監視が及び許可制のもとに置くこととしたしております。

取引所取引の状況等に関する定期的な報告義務を課しますとともに、当局による報告徴求や立入検査等の権限を定めることとしたしております。

具体的には、当該外国証券業者につきまして、国内に代表者を置くことを義務づけられます。それから、当該外国証券会社を監督、監視する外国規制当局から必要な情報の提供が受けられる体制が整備されていることを求めることとしたしております。さらに、当該外国証券会社が加入しております海外の証券取引所が情報提供等を通じて我が国取引所による自主規制をサポートする仕組みを整備されていることを求めるというよう仕組を考へております。

○竹中副大臣 きょうは非常に細部にわたっていろいろ御指摘をいただきましたが、委員の御質問の問題意識で改めて我々が感じますのは、やはり、これは競争力を強めるために、ないしは消費者の利便を図るために、自由化できるところは自由化していかなければいけない、証券仲介業等々の新しい制度もつくって利便を供しよう、しかし、それと裏腹に、必ず、投資家の保護とか、

取引所等々についてもその公共性を確保できるかという、その問題は同時にバランスをとっていかなければいけない、その点がやはり重要なポイントであらうかと思っております。

今回の法律改正では、その点について万全の注意を払ったつもりでございますけれども、これは運用の面もございます、さらに不断の努力を、そうしたバランスをとっていくという観点から努めたいというふうな思っております。

○七条委員 もう終わりますけれども、今証券市場を非常に活性化させなきゃならない、しかしながら今株価が低迷をしておる。緊急的なことの中で、即やれるものをやる、即きちつとしたことの答えを出せるものは出す、そういう形で、できるだけ証券取引が活発になるような、そういう行為をしていただけるように要請して、終わっております。

○小坂委員長 次に、中津川博郷君。

○中津川委員 民主党の中津川博郷でございます。

私、今まで何度か当委員会あるいは経済産業委員会では経済の質問をさせていただくま首頭、必ず株価の動向、それをいつも質問したんです。株価というのは、やはり政治家はもっとも敏感にならなければいけないというふうな思っております。

私も、かつて経営者でありましたから、株をやりました。売ったり買ったりして、いいときもあったし悪いときもあった。私、びっくりしたんですが、政治家になって、政治家の皆さんはみんな株をやっているかと思つたら、そうでもない人が結構いるんです。実体経済を知るには、やはり株というものを一株でもいいから買って、株式新聞を見たりして、それを政治の世界に生かしていくということが僕は大事なというふうな痛感しております。

政治家と株といえば、かつてリクルート事件とかインサイダー取引とか、何か株と政治家というのは余りいいイメージがないのが庶民の感情であ

るかもしれないけれども、しかし実際は、株というのは毎日の庶民の暮らしに直接影響する大切なものなんだという共通認識を持ちたいなと思っておるところであります。

株価は、実体経済の通信簿でありますし、それから、あしたの経済、特に半年先の経済、このしつかりとした指標なんですよ。そういうことで、きょうも、この株価について、まず冒頭、意見を申させていただきますと思います。

繰り返しますが、小泉内閣が発足したときの株価が一万四千五百二十九円、四月二十八日のバブル後最安値が七千六百七円八十八銭、きのうの終値が八千八百三十三円五十六銭。とにかく、小泉政権になってから百五十兆円すっ飛んだとよく言いますが、私、計算をさせてみたら、百七十兆円すっ飛んでいるんです、時価総額。

ある雑誌の対談で、これは人災だと言う自民党の有力な議員がいましたけれども、私は、これは政治の犯罪だと言ったんです。政治の犯罪だ。これはもう経済有事、危機だ。この辺の認識を我々政治家はまず持たなければいけないと思っているんです。特に、今、イラクの問題それから北朝鮮の問題で、経済有事という、この株価の深刻な事情というものが隠されている、その分より深刻なんだというふうには私だれよりも思っているつもりであります。

報道によりますと、最近になって、小泉さん、経済の勉強を始めたということで、いろいろな識者を呼んだりして、経済人にも意見を聞いたというのが読売新聞に載っておりましたが、遅いですよ。無責任だなと思います。

前回の委員会でもお話ししましたけれども、三月になると、金融危機が起るかどうかが、そしてそのたびに株価対策をしようという、本当にけちな小手先なことをやっているわけですが、これは、竹中大臣それから塩川大臣、いらっしゃいますが、経済政策の失敗をまず認めることです。まず認めること。そして政策転換をしない限り株価は上がりっこない。これは、私、残念なが

ら、そう断言せざるを得ないですね。政府にそういう認識、全然ないですもの。

今、ぐんぐん下がっているのは、これは、竹中大臣、前、需給関係ということも答弁されましたけれども、それもないうえ言えませんが、ないとは言えないけれども、経済政策の失敗、これがすべてである。マーケットの評価、今の経済の評価が株価なんだ、それを認めることがまず株価対策だ。

いかがですか。

○竹中大臣 経済政策の問題に關しましては、かねてより中津川委員から大変厳しい御指摘をいただいている、私たちも大変重くその点は受けとめております。かつ、株価に關しては、これはもう本当に厳しい状況であるということにはだれも目にも明らかでございまして、その点に關しても、この問題を何とか解決したいということ、我々なりに知恵を絞っているところでござい

ます。株価は将来を映す一つの鏡であり通信簿であるという点、確かにございまして。その意味では、日本はの将来に對してまだ明るい展望を市場が見出し

てくれていない。そういった面では、我々政策当局はもっと頑張らなさいいけないということも、これは重要なメッセージとして受け取っているつもりでございます。しかし、同時に、今委員も御指摘くださいましたけれども、株価はやはり短期の需給によってバイアスがかかるという面もある。

我々は、経済の根幹をしっかりとさせていって、将来に對して明るい期待を持てるような状況をつくっていくという問題と、株式市場そのものが、株価そのものがゆがまないように需給をしっかりとさせていく、その両面をやはり必要としているというふうにご考えております。

それで、経済の政策そのものの転換が必要なのではないかという御指摘であります。この点については、今の経済政策の根幹というものは、これは構造

改革四本柱である歳出改革、歳入改革、金融改革、規制改革、これはやはり必要であると思

す。これは変えられないと思います。同時に、もう一つ、それを包むところのマクロ的な政策の枠組みでございまして、これは、こ

こまで財政赤字が拡大した中で、やはり我々として責任を持てる将来というのはせいぜい十年である。その十年の中で、これはどうしてもプライマリーバランスを回復させていかなければ

いけない。そうした観点からいって、今日のように、歳出に緩やかなキャップをはめて、一般歳出の規模そのものをGDP比で大きくしないという

ぎりぎりの線を保ちながら、あとは税収の変動等々、ビルトインスタビライザーを活用していく。やはり、残念ながら、今の日本の経済には

そのような政策手段しかないのではないかと

うに考えているわけでござい

ます。こうした政策をしっかりと運営する中で、民間部門が次第に自助努力し、活力を回復してい

って、日本経済を、狭い道ではあるけれども本来的な軌道に乗せていくということが我々の務めであ

るといふふうに思っております。

○中津川委員 その辺のところは、竹中さんと私とは、それから自民党の多くの人たちも、やはり

戻ってくるというふうには本気で考えているのかどうか、聞きたいと思う。協同組織金融機

関による有価証券売買の書面取次業務の解禁という

ことで、窓口を広げた。商工組合中央金庫初め

た皆さんの機関でできるということ、これはマイ

ナスではない。マイナスではないけれども、そんな

なことでも果たして個人投資家が市場へ参加する

ようになるかということ。

官僚も政府・自民党も、こんな細かいところに

エネルギーと時間を費やさないで、もっと本質的

に、投資家をふやすためにはどうしたらいいか。

私は経済をよくすることだ。あなた方、経済成長

路線の政策を出していないからこうなっちゃう。

しかし、ではこういう株式市場の中でどうやって

個人を引っ張るか。株式の世界ではサブプライズと

いいますが、何にも今回だっって入っていないじゃ

ないですか。どうしたら個人投資家が参加できる

と思

いますか。

○竹中大臣 まさに委員御指摘のように、個人

投資家を市場に呼び込まない限り、日本の証券

市場の成熟はあり得ませんし、したがって株式市

場そのものの活性化はあり得ないのだと思

ります。

特に、株式取引の構成を見ますと、かつて

は、株式取引の全体の二五％ぐらいを銀行が占め

ていた。今、銀行の保有株そのものを減らすとい

う中で、そのウエートが一％ぐらいになってい

る。にもかかわらず、個人がなかなか出てきてく

れない。貯蓄から投資への流れというキャッチフ

レーズがもう二十年ぐらいずっと言われているに

もかわらず、実態はなかなか進んでいない。

今回の改正だけで本当にそんなことが起こるの

かというに關しては、これは、これだけです

べてが打ち出の小づちのようにうまくいくとい

うふうには私たちももちろん全く思っておりま

せん。

税制は税制で、この四月から、我々としてはか

なり画期的な一律一〇％という税制をい

ったつもりでありますけれども、これを積極的に

ます定着

していききたい。株式投資、これを年金と絡めて、四〇一kの制度は導入されておりますけれども、四〇一kに関しては、なかなかこれが普及していない。そうした中で、自己株に対しての運用を対象とした、ESOPのような制度を今後どのようなようにしていくか。今申し上げたような問題は、これは厚生労働省で一義的にはお考えいただかなきゃいけない問題でありますけれども、税の問題、こうした年金等々の問題、非常に幅広く総合的にやっていかないと、これだけではすべてがうまくいくというような政策は、これは残念ながらないというふうに思っております。

我々としては、今回の改正に関しては、個人投資家ができるだけ市場に入ってきてやすくなるように証券仲介業の制度を設けるとか、今回の証券取引法の範囲での努力は目いっぱいしたつもりでございますが、これはこれでしっかりとぜひやらせていただきたい。加えて、それぞれの関係部署としっかりと話し合いを持って、株式市場全体を、ありとあらゆる政策を活用することによって活性化していきたい、そのように思っているところでございます。

○中津川委員 とにかく、株をやって夢を持てる、株はもうかる、株は楽しい、自己責任でやればリスクもあるけれども、郵便貯金、これも必要であるけれども、やはりそういう市場をつくらなきゃだめですよ。

竹中さんも株をいろいろおやりになっているというふうなうわさで聞いていますけれども、もうかっているのかどうか、ここは質問することではないと思いますけれども、今、株でもうかるにはどうしたらいいか。株をやらないことなんですよ、デフレだから。そんなふうに言う人がいっぱいいますよ。現金で持っていること、これが一番強い。竹中さんには僕は何も個人的な恨みはない、いつも強い質問をしていますけれども。ただ、国民のことを思って、今の経済がこれだけひどい中で、株価が千円上がるにはあなたがやめること、二千円上がるには小泉内閣総退陣、これは

多くの人が言っております。

そこで、厚生年金の代行返上について厚生労働省にお伺いしたいと思うんです。

先ほど質問がありましたが、厚生年金基金からの厚生年金の代行返上、これが非常にふえているということでもあります。これは、一つの理由として、とにかく現物で返す場合の要件が厳しいということもあるんですが、十月までに、これはみんな、まだ株下がるだろう、経済よくならないだろうという、根本的なその思いがあるんですね。十月、九月末がピークでしょう。今、売り圧力、十月までに約四兆円の売り圧力があるという。ソニー、トヨタ、日立、松下、日本を代表する企業じゃないですか。

この部分でいえば、これは需給関係ということでしょうけれども、これでは売り一色ですよ。経済はさらに今の内閣だと悪くなる。そしてさらに、この厚生年金の代行返上があつて、さらに需給関係も悪くなる。これは最悪じゃないですか。

厚生労働省 この代行返上について、新聞ではいろいろ載っておりますが、実態のところはどうなんですか。ちゃんとこの委員会を答弁してください。

○吉武政府参考人 お答え申し上げます。

代行返上につきましては、平成十三年の法律改正によりまして、確定給付企業年金法それから確定拠出企業年金法が成立をされて、そのことによりまして代行を返上することが可能になりました。

それによりまして、まず将来の期間につきまして代行返上するというのが第一弾でございます。それに引き続きまして、過去の、例えば今の年金受給者の受給しておられる代行部分につきまして政府に返還をするということで、私どもただいま予定しておりますのは、それを平成十五年の十月から実施をいたしたいというふうに考えております。

これは、いわゆる責任準備金の社会保険庁、政府への移管とあわせて、責任準備金を移管い

たしますと、厚生年金基金側が必要な原資がなくなりまして、給付につきましては、移管の翌月から社会保険庁の方で給付をするという形になっております。そのシステムをこれまでずっとつくってきておりまして、それが実施可能なのが今のところ十月だというふうに考えております。

それから、代行返上の際の現物納付でございますが、これは、十三年度の国会の御審議の際にもいろいろ御議論をさせていただいておるわけでございますが、基本的な考えをいたしましては、代行返上していただいた資産につきましては、今度公的年金の積立金の運用資金というふうになってまいります。

それで、自主運用基金の運用は今パッシブをメインといたしておりますので、基本的にはパッシブの資産について、公的年金側の運用の効率性を阻害しないように移行するという形になっております。アクティブにつきましては、先生御案内のとおり、リスク、リターンのとり方が個別の基金の投資方針によって非常に違いますので、これをそのまま自主運用基金で引き継ぐのはいかかかというところで、法律上の枠はそうなっております。

その枠の中で、今、パブリックオピニオンというところで、公表をし、御意見をお聞きしておりますが、TOPIX連動について現物移行をしようという形でございます。TOPIX連動は、実は基金で申しますと、パッシブを行っておりますところは九割以上の基金がTOPIX連動でございますので、そういう意味で、いわゆる市場連動型の移行についてはばスムーズにできるのではないかとこのように思っております。

それで、いろいろ御議論がございまして、例えば、アクティブにつきましてはもとよりあく自主運用基金がみんな引き取って、ここをパッファートするというような御意見もあるわけですが、それは、逆に考えますと、公的年金自体の積立金の運用方針との間で整合性がとれるかという問題がございまして、何よりもまず法律改正を行わないと

これは実施ができないという問題でございまして。○中津川委員 しっかりひとつやってもらいたいと思います。

主税局にお聞きしたいんですが、投資家の購買意欲を刺激する税制について少しお聞きしたいと思います。

日本は今、一千四百兆円という個人資産があるんですが、将来不安があり、これをなかなか使っていない。金融機関やたんに眠ったままである。銀行に置いたって、これはゼロ金利で利子がつかないんだから、もうどうしようもない。特にお年寄り、おじいちゃん、おばあちゃんたちがもうほとんどそういう状態でありますから、これはもう明らかに、個人投資をもし阻害する要因があつたらそれを取り除かなければいけない、こんなふうに思っているんです。

おじいちゃん、おばあちゃんたちの贈与税や相続税、株式などの資産の場合には税制上の資産評価を半減する。これは経済三団体もそんなふうに申し入れているのを私読みましたけれども、このくらいのことをもう実施しなければだめなんじゃないか。現金から株式への転換が進む、もうそのぐらいのことをやらなきゃだめだと思っております。

株価が上向けば、どんどんマーケットにも入ってくる。まあ主税局の立場としたら、これは目先の税収が減るから、とにかく取れるところから取ろうというのが一連のこの中の動きであります。しかし、一時的に減つても、税収全体にはこれはプラスになるわけでありまして、損して得とれじゃないけれども、これは頭を柔軟にしてもらって、発想をやわらかくして、このようなどころにひとつ税務当局は取り組んでもらいたいと思っております。

○谷口副大臣 中津川委員のお尋ねでございまして、御存じのとおり、この十五年度の税制改正におきまして、株式市場により一層参加してもらおうといった観点から、大幅にこの軽減をし、また簡素化を図ったわけでございますけれども、その中

で、今回、相続時精算課税というものを選択できるようにいたしました。従来のやり方でもできるわけですが。

この精算課税と申しますのは、相続税、贈与税の一体課税ともいいますが、生前贈与をやりやすくしたわけです。その税率も緩和をいたしましたわけですが、ですから、株式を相続する、贈与するといった場合に、株式市場の時価の動向を見ながらタイミングを見計らって次世代に移転をするといったことも今回できるようになったわけですが。

それで、先生のおっしゃることでございますけれども、そもそも相続税、贈与税というのは、資産移転課税、資産移転税といったような観点があるわけで、ですから相続の段階また贈与の段階で時価評価をして行う、こういうことでございまして、これを株式対策といったような形で果たしてやっていくのかどうかというようにございまして、一点あります。

また、もう一つは、相続税をお支払いになる方が百人のうち大体五人程度でございまして、このような状況で果たして株式市場の活性化のためにインセンティブになり得るのかといったような観点も考えていく必要があるというように考えております。

○中津川委員 今の政府のやり方というのは何でもありませんから、主税局も頭をやわらかくして取り組んでもらいたいというふうに思いますが、お金を持っている人に株式市場にどんどん参加してもらいたいことは、これは必要です。あと二点ほど、ちょっと専門的な話になるんですが、質問してみたいと思うんです。

平成十六年一月より公募株式投資信託の株並み課税が始まる。税率が下がって、それはいいと思うのですが、せっかくのこの制度改正がその効果を発揮しにくいんじゃないか、個人投資家が投資信託から遠ざかってしまう、こんなふうなおそれがあるんじゃないかというふうに一部懸念されております。

問題なのは、投資信託の収益分配金に関して、株式配当金同様に、税務署に支払い調書が提出されるという点です。この点について今お聞きをしているわけですが、これまで調書の提出が不要であった公募株式投資信託に新たに支払い調書提出を義務づけるということの意味は一体何なのか。収益分配金については、これは当然源泉課税されているので、調書は不要なんじゃないか。税務署に全部自分の財布状況を、懐状況を知られるというのはどうも余りいい気持ちはしないと思うんです。

投資信託というのは、ミドルリスク・ミドルリターンで、まず、いわゆる一般投資家の導入商品ですね。そういうふうな位置づけられているわけですから、今回の税制措置も、そういった投資信託を、税金も安いと強くアピールして、この辺のところから入りやすくすることが必要なんではないかなと思っているわけです。経験の浅い投資家、あるいは初めてこれから市場に参加してくる人にはそういう配慮というのが必要なんではないかと思うわけですが、とにかく税務署に全部これを把握されちゃっているというふうなことになる、何となく気が悪い、参加しにくいというの、これはもう人情だと思わなければならない。

繰り返しますが、税金はもう源泉徴収で払っているわけでありまして、この辺のところを義務づける合理的理由は一体何なのか。この措置が本当に国民生活や国民経済にプラスになるかという、その辺の理屈もあわせてお聞きしたいと思えます。

○大武政府参考人 お答えをさせていただきます。ただいま先生からお話がありましたように、従来、公募株式投資信託の収益分配金というのは、利子並み課税ということで、源泉分離課税二〇%ということであったわけですが、来年の一月から株式並み課税が適用されるということになります。

したがって、株式並み課税になるものですから、今回の改正によりまして、公募株式投資信託の収益分配金についても、源泉徴収後でも、申告を行いますと、これまで認められなかった配当控除が適用できることになります。したがって、払った源泉徴収額の還付といえます。それが行われることになる。それをいたしますには、やはり、執行当局、適用に当たって確認作業がその時点で必要になるものですから、他の株式配当同様、支払い調書を証券会社から御提出いただくということになっていくわけです。

ただ、この提出は、これは株の場合と同じですが、けれども、公募株式投資信託の収益分配金がファンド当たり少額の場合には、その支払い調書は証券会社が提出しなくていいということになっておりますから、一般の個人の方は、投資を行われる場合では、通常は支払い調書は余り提出されないケースが多いんじゃないだろうかというふうな思っているところであります。

○中津川委員 その辺のところを、証券会社を初め、伝達をしっかりとやってもらいたいと思えます。ちょっとより専門的な話なんですけれども、外国投資信託、この取り扱いについてお聞きしたいと思えますが、今回の株式投資信託に関する税制変更、特に外国投資信託について、これは個人の投資家の間で、何か不利になるんじゃないかというのを私も二、三聞いております。

投資信託残高は二月末で、調べてみましたら、国内投資信託が三十五・二兆円ありまして、株式が十六・三兆円、公社債が十三・四兆円。それに対して、外国投資信託が四・九兆円で、七分の一の規模なんです。これが大きい小さいかはいづれにしても、これだけある。

これまでの外国投信の解約は譲渡として扱われた。公募投資信託の譲渡は非課税である、換金するときの利益は非課税の扱いがされてきた。しかし、今回は、税制変更で、外国投信が非上場の株式として同様に扱われると、換金ときの利益に二

六%の課税がされるのではないかなということを聞いたわけですが、まず、これが事実であれば、ちょっと問題があるんじゃないか。投資家が不安になると思いますし、何か外国投信のみ差別的に扱うというふうにもとられかねない、こういう懸念があるんですが、これは実態はどうなんでしょうか。

○大武政府参考人 お答えをさせていただきます。

従来、先ほどお話ししたとおり、投資信託については利子並み課税ということでありました。したがって、国内投信は証券会社を通じて解約が行われて、その収益に二〇%の源泉分離課税がかかる。他方、外国の投信というのは証券会社自体が発行するものじゃないものですから、外国から証券会社へ一度譲渡した上でさらにファンドに譲渡するという扱いでありまして、実は譲渡益が逆に非課税になっていたわけでありました。

今回、十五年度税制改正で、貯蓄から投資というところで、国内投信あるいは外国投信を問わず、公募株式の投資信託については株式並み課税に移行する、こういうことになりました。そこで、収益分配金は、まさに解約ということで一〇%。譲渡益については、上場なら一〇%なんです。非上場だと二六%ということで、従来どおり、税法上は国内投信であれ外国投信であれ差別的取り扱いをしていくわけじゃないわけですが、現状から考えると外国投信は二六%になるんじゃないか、こういう、今先生が言われたような話がされているわけでございます。

ただ、いづれにしても、外国投信に係る換金の取り扱いを、これまで同様に譲渡益として処理するとうなるわけですが、しかし、現在証券業協会としては、国内投信と同様に、解約を行う、そういうスキームを検討しているということでございます。そういうことになりましたと、いわゆる収益分配金一〇%ということになるわけですが、その辺、今後執行部とも協議が行われる、証券業協会と協議されるというふう

伺っているところでございます。
○中津川委員 最後になりますが、たんす株について質問いたします。

特定口座におけるたんす株の受け入れがこの四月から開始されていますが、受け入れに要する確認書類や受け入れ窓口における確認義務に関して国税庁にいろいろ問い合わせをしても、なかなか的確な回答が得られないと聞いております。結構頻発しているようであります。

既に受け入れは四月から始まっていますね。もう一カ月以上たっているわけですが、こういう事務手続に関する事項について税当局が明確な指示が出せないというのは、これはよろしくないと思います。

確かに、たんす株というのはいろいろ種類があつて、古くから持っているからバブルのとき買ったのから、内容も違う、いろいろあるでしょう。しかし、それだからこそやはり、問い合わせが来たらの確に対応できるマニュアルをつくっておくべきだと思います。

受け入れが平成十六年末まで認められているんですね。だからちょっと悠長に構えているんじゃないのか、そんな気もするんです。それは、もしそうだとしたら行政の怠慢だということになるんですが、その辺ちょっと説明してください。

○村上政府参考人 お答えいたします。

平成十五年度税制改正におきまして、今御指摘のとおり、平成十五年四月一日から平成十六年十二月三十一日までの間に、自宅に保管しておられる株券など、いわゆるたんす株の特定口座への受け入れができることになりました。このたんす株の特定口座への受け入れは、投資家が証券会社の窓口へ、株券と、受け入れ価額を決定するための一定の確認書類を添付した特例上場株式等保管委託依頼書を提出し、これを証券会社が確認するという形で行われます。

この確認書類につきましては既に財務省令で明確にされておりまして、受け入れに特段支障はないと考えられますが、日本証券業協会では、法律

施行直後から、実務的な細部の問題につきまして証券会社各社から問い合わせを受け、それを取りまとめた上で、四月中旬に国税庁に相談がございました。当庁といたしましては、この制度が早期円滑に運用されますように、早期に検討を行い、四月下旬に証券業協会に回答をいたしておるところであります。

証券業協会では、これを受けて、昨日、証券各社に、いわゆるたんす株の特定口座への受け入れにかかわるQ&Aを、質問が四十六項目ぐらゐあると思いますが、発出したと聞いております。(中津川委員「いつ」と呼ぶ)昨日です。

○中津川委員 質問を終わります。
○小坂委員長 次に、上田清司君。
○上田清司委員 上田清司でございます。御苦労

早速ですが、資料の三と四を御配付いただきましたと思います。

まず、担当大臣にお伺いいたしますが、今回の証券法の一部を改正する法案、これは、供給サイドをふやすというふうな認識で私はこれをとらえておりますが、具体的に、この改正によって日本の株価はどのくらい上がるかと想定されたことはあるんでしょうか。そういう試算があるんでしょうか。

○竹中国務大臣 今回の改正は必要な改正だというふうにして思っておりますが、それによって直接需要がどれだけふえるか、結果としてそれが株価にどのような影響を与えるか、そういう試算はございません。これは、容易に御想像いただけたと思いますが、技術的にそういう試算はなかなか困難、不可能ではないかというふうにして思っております。

○上田(清)委員 この連休前後で株価が五百円ほど上昇したわけですが、これはどのような原因というふうにして思われるか、端的にお伺いしたいと思います。

○竹中国務大臣 株価はさまざまな要因で変化いたします。市場のいろいろな需給要因もあれば、

期待の変化、いろいろな思惑もございましてしょう。そうした一つの要因、短期の変動について私自身が何か申し上げるというのは大変困難であるというふうにして思っております。

基本的な一つの流れとして申し上げるならば、イラクの戦争が起きている間、私の認識では、日本の株価はかならず、欧米の株価、特にアメリカの株価に連動している動いていた、まさに地政学的な不確実性に対して、そのニュースに非常に大きく反応していた面があつたと思います。戦争の終結局面が近づいてきて、欧米の方は不確実性が低まったということでも少し上がってきた。

しかし、四月に入ってから、日本の株価が非常に不確定、不確実なといえます。不安定な要因をむしろ見せるようになった。これは幾つかの解釈があるかと思いますが、地政学的な不確実性に対して欧米の方がやはりより敏感であつたという面が一つあるかと思えます。したがって、下げも大きかったけれども上げも大きかったというのは欧米の株価。日本はむしろ逆であつた。

もう一つは、やはり、委員の図表の中にございませうけれども、日本の市場がかつて非常に安定的な、機関投資的な国内の買い手がいた。銀行、生保等々がその象徴でありますけれども、それが、ウエートが、先ほど申し上げましたように、本当に一％とかになった。そういう意味では、ちよつとした短期のニュース、情報に対して非常にマーケットが振れやすくなつていっている。御指摘のよう、短期間の間に五百円とか上がったり下がったりする。そういう一つの何か脆弱性のようなものもこの市場は有しているのではないかと。その意味からいいますと、先ほどからも議論させていたようにありますけれども、やはり、非常に安定的な個人の投資家を呼び込んでいくことが必要であつて、これはなかなか、これをやればうまくいくという決め手がないわけでありましてけれども、その一環として、今回の証券法の改正等々も重要な一つの役割を果たすのではないだろうかというふうにご考えているところでございます。

○上田(清)委員 資料の三を見ていただきたいんですが、これは投資部門別の株式保有比率の推移というところで、御承知のとおり、個人部門が三〇％程度から二〇％程度に落ちている。そして、現在では、図表の四も見ていただければわかると思いますが、いわゆる外人買いが今の売り買いの比率の中で約半分を占めている。先ほど大臣も言われましたように、こういう海外の機関投資家の反応というのが日本の株式市場に大きな影響を与えているという御指摘もございました。

今回のこの法案で、私は先ほど申し上げましたが、供給サイドで、いわば支店をふやすような話ですね。逆に証券会社は支店を閉鎖してきておりますから、そういう支店がわりになるようなものををつくって、そして身近に、消費者が、個人投資家がそこに参入できるように、参加できるようにというような仕組みをつくられたこと、このことと自体は決して評価しないわけではありません。

しかし、需要サイドから、消費者サイドからどんな形で、本当に個人投資家が参加するにはどうすればいいののかということについてきちっとしたシグナルが政府として本当に出ているんでしょうか。私はそれを申し上げたい。

これは確かに、証券会社あるいは証券会社にかわる窓口をふやした、そのことによってアクセスはより便利になる、それだけでありまして、自宅の近所にいろいろな商店ができた、スーパーができた、コンビニエンスがいろいろできた、アクセスは、近くなったから行きやすくなった、しかし買い求める商品があるかどうかということに関して、なければ、幾ら近くたつて行かないんで、個人投資家がこういう株式市場に参入できるような、需要を起すような、どういふふうなものかを政府として用意できるのかというのが私はむしろ重要じゃないか。大臣として、その点についてはどう考えていらっしゃるのか。

○竹中国務大臣 上田委員の今の御指摘は大変重要で、理解できる点だと思っております。

平成十五年五月七日

今回の措置は、御指摘のように、消費者がアクセスしやすくなるような措置はとっている。しかし、個人の投資家も主體的に、お金をこれに使おうというインセンティブを高めるようなものというのは、これは、証券法ということではなくて、全体としてしっかりと考えていかなければいけない問題であらうかと思っております。

この点、私たちもちろん大変大きな関心を持って重視をしているわけで、その一つが、先ほどからも少し申し上げましたけれども、平成十五年度の税制改正であつたわけでございます。証券、株式等々の利益に関しては、配当、その譲渡益等々含めて、非常に簡素化して、一〇％という低い税率にした。我々としては、まずこれをしっかりと定着させるということが重要であらうかと思っております。

それと、これは実は、アンケート調査を行うと、必ず投資家の皆さんは、収益性も大事だけれどもやはり安全性とか、非常に投資マインドが縮こまっている。これは九〇年代の長期的な株価の低落の中でそういうマインドが形成されてしまったという問題が、これは無視できなくあるのだと思っております。

そうした観点からいうと、投資知識の普及、情報の提供といったようなことは、これはこれで大変重要なことでありまして、小さな一例と言われるかもしれませんが、文部科学省に、学校における金融教育の一層の推進について要請をするとか、これは必要ないいろいろなことをやっているかなければいけない問題であらうかと思っております。

先ほど申し上げましたように、こうした問題全体について、これは、厚生労働省にお願いしなきゃいけないこと、文部科学省にお願いしなきゃいけないこと、また税当局で検討していただかなければいけないこと、いろいろな観点がございます。その意味では今回の証取法の外の部分が大きいというふうにも思いますけれども、そうし

た点に関しては諮問会議等々で幅広く検討をしていただいているところでございます。

○上田(清)委員 やはり経済政策の大胆な転換というメッセージが市場に伝わらない。与党三党の方でもいろいろ御苦労された案が出ておりますが、あくまで一種のびぼう策、ずるずると、パラサイトシグナルなんという言葉が一時的に流行がありましてけれども、全部、オールパラサイトという形で、何でもかんでも政府が面倒を見る、日銀が面倒を見るというように、それも少しづつだ。だから、いつの間にかずるずるとお金を使っていく仕組んでいる限り、私は、この日本の経済の現状を打破することはできませんし、いわば供給サイドのアクセスをふやしても需要を起すわけにはいかないというふうにいるということをやえて申し上げます。

最後に一つだけ。なぜこういう日本の現状の中で外人買いがあるんですか。これを教えていただけませんか。

○竹中国務大臣 マーケットのプレーヤーがどのような意思で買っているかということ、私にわかる部門とわからない部門がございます。

基本的には、やはり、日本の経済が持っている非常に大きな潜在力というのをそれなりに評価しているという面があるのだと思っております。これは特に物づくりに象徴されますけれども、日本がこれまで培ってきた技術力さらには人材等々、非常に経済が厳しい中でも国民がそれなりに生活水準を維持しながら次の段階を模索している、そういった、日本がこれまで示してきた、今も持っている、変化に対応する力というものに對する評価もあるかと思っております。

そうした点をやはりしっかりと伸ばしていった形を示していくのが我々の重要な責務であるというふうにいると思います。

○上田(清)委員 今の答えで、逆にまた、なぜ個人の投資家がこんなに減っていくんですか。

○竹中国務大臣 株式等の投資行動に関して、なかなか理論的に、整合的に説明できる考え方がない、これは、この道の専門家は、きわめればきわめるほどそういう言い方をするわけであります。非常に複雑な心理的な要因、先ほど申し上げましたけれども、今の状況でもっと収益性を重視したらどうだというふうに一般的には思うんだけれども、アンケートで返ってくるお答えは、収益性よりも安全性である。さまざまな過去の経験等々に影響されて、その意味では為替のマーケットもそうですけども、為替のマーケットも非常に行き過ぎる。パブルのときは上がり過ぎるという面もあるかと思っております。これまた一つの要因では説明し切れないと思っております。

我々としては、国民自身も、日本の将来に向かって明るい希望を持ちたい、持てるのではないかとこのように今思いつつあるというふうにいると思っております。その点をはっきりとした形にしていきたい、それを引き出していくのが我々の仕事だと思っております。

○上田(清)委員 それはやはり、先ほど中津川議員が言われましたように、株価は非常に正直だ、また個人の投資家もよく見ている、まさに政府の政策不信というのがこういう形になっているというふうには理解していただいて、反省していただいて、何らかの形で政策転換をする仕組みを考えていただかないと、今みたいに、何が何だかわからない、よくわからない、しよせん説明できない、こういう説明をされている限り株価はますます低下していくだろうと私は思っております。そのことだけ申し上げます。

さて、予算委員会の方で、特別会計を中心いろいろ私も調べておまして、時間が足りませんので、この委員会を利用していただきまして幾つか聞きます。

まず、経済産業省の予算の中で、これは資料の一、二を配っていただきましたが、経済産業省の予算約八千億の中で、経済産業省そのもので

使う金額はその中の約八百億、約十分の一でありまして、他の会計に半分繰り入れをいたします。そして、約八分の一は独立行政法人の方に流します。そして、三分の一弱の金額が、委託費、補助金、補給金、出資金、交付金、拠出金、分担金、貸付金という形で、二千五百億、繰り返します。経済産業省の予算は、約八千億、そのうちの二千五百億をさまざまな形で政策誘導のために使っているわけでありまして。

この経済産業省所管の中小企業庁の部分、資料の二でありますけれども、この項目を一つ一つ私も少し調べさせていただきました。この中で、左の方の六番目であります、地域中小企業対策調査等委託費という項目、九千四百万出ておりますが、似たような名前がいろいろあるので、この中身は何ですかということを伺ったところが実は資料一でございます。九千四百万をどんな形で使っているんですかといったら、人権啓発のための普及啓発事業に三千万使っております、二十四の都道府県にそのお金を使っております。そして、経営・技術等に関する巡回相談で十の都道府県に交付している、研修事業で八の都道府県等に交付している。

この金額、例えば経営・技術等に関する巡回相談、十の都道府県に三百万出している。大体、三百万もらうために書類の手続で多分三分の一ぐらい使っちゃうだろう。とりわけ埼玉みたいに零細中小企業が多いところにもしこれが三百万配賦されているとすると、約三十万ぐらいの零細中小企業がありますので、一つの企業当たり直すと十円だ。一体どうするんだらう、これは。

こういうことを年々繰り返して、中小企業、零細企業が本当に日本企業の担い手になるのかというところについて疑問を持っておりますので、まず、この予算の配賦、考え方について、省としての基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○西川副大臣 先生のお尋ねの中で、まず、私もにわか勉強で恐縮でございますが、勉強させていただいたんですが、やはりタイトルに問題

がありますね、これは。おっしゃるとおり、何か羊頭を掲げて狗肉を売る感が、率直に言って感じました。

ただ、さらに中を調べてみると、一つは、これは人権、同対策が一般対策に変わったときに、そのままその精神を残しながらやっているものです。この問題については、例えば埼玉県は、先生の御地元ですから、私も調べてみましたけれども、自治体から要請がないんです。東京都の例なんかは、某新聞社の法務室長を講師に招いて、企業内における差別撤廃の映画を見せたり、それから取引先の大企業の人を集めて、こういうようなことが具体的に行われてはいけないという講習会を開いて、大体これが一回二十万程度の予算で済んでいるんです。したがって、こういう小さい金額で済んでいるという実態でございます。

省として、基本的には、この問題は、平成八、九年から、閣議決定を経て定着をさせているものでございますから、今後もこの人権擁護はきちっとやっていきたいと思います。先生の御指摘のように、一般的な中小企業対策として、この程度の金額で済むなどという気持ちはございません。

そういう中で、一括して御答弁を申し上げますと、例えば、今借りがえ融資の制度などはもっと大きな金額を使って、十兆円ほどのお金を用意して努力をしておりますし、それから、この金額の中に、先生お尋ねの中に中心市街地活性化対策とか、こういうものはかなりきっちと機能しておりますし、今後も充実していかなければいけない。省としての基本的な姿勢は、限られた予算の中でしっかりとやっていきたいと思っております。

○上田(清)委員 人権啓発の部分はそうした御説明でもわからないではありませんが、経営・技術等に関する巡回という形で一県当たり三百万円という予算が、本当にこういうことではないのかどうか、この点についてはどうですか。

○西川(副)大臣 これは、従前は、商工会でありますとか商工会議所でありますとか、そういうところとタイアップをしながら、中小企業診断士であ

りますとか、そういう士稼業の方々にコンサルタント的な仕事をさせていただいております。先生も私も、お互いこういうことには詳しいことでありますし、実態もよく承知をしておりますので、この程度のこととどのぐらいのことができるのかという御疑問はよくわかります。

だからというわけではありませんが、このたび、中小企業再生のための支援センターを、これは補正予算も含めて二十億程度のお金を用意しまして、全国でもう三十数カ所立ち上げております。したがって、この予算の精神をそういう形で敷衍してまいりまして徹底していきたいと思っております。これは今までのことでございますが、中身をしっかりと充実していきたい。御指摘の、先生の御教示はよく理解できますので、そんなふうにぜひ御理解いただきたいと思っております。

○上田(清)委員 言わずもがなのお話を承って、大変恐縮であります。いずれにしても、経済産業省は政策官庁としてさまざまな誘導を行っているわけですが、予算そのものが省全体で約八千七十七億、そして省そのものが使っているのはそのうちの八百億、そして半分以上の四千四百億が特別会計の方に繰り入れをされている、そして約八分の一が独立行政法人の方に流れている、そして二千五百億が、今申し上げましたような委託金だ、調査費だとか補助金だ云々ということで政策誘導を行っているわけですが、項目が小さく分かれていて、小さな、少額の補助金等がどれほどの効果があるのかという点について、とくに綱張り争いの中で、各課、局等で、とにかく係でばらばら出すのではなくて、きちっと民間の活力を育てるような仕組みに、ぜひメスを入れていただきたいということを重ねて申し上げて、この問題は終わります。どうもありがとうございます。

それから、財務省の産業投資特別会計についてお伺いをいたします。これは、いろいろな問題点についてはまた違う観点から御指摘をしないけれども、私が

気になる点としては、よく予算書を見ますと、一般会計から受け入れをしながら、同時にまた一般会計に繰り入れをするという形で、差額が四百億ぐらい出るわけなんです。これをまた戻すというように形になっているわけなんです。

こんなことをやっているんであれば、会計操作上必要なことかもしれませんが、受け入れをしてまた繰り入れをするぐらいだったら、もともと、最初から必要な金額だけを受け入れた方がいいんじゃないかという事例として、私は、もうとにかく、特別会計の総額が三百七十兆だ、一般会計は八十二兆だ、そして一般会計八十二兆も、いきなり五十兆は特別会計に繰り入れされる、そして、入れたり出したりをそれぞれの特別会計でもやり、そして、特別会計の中のそれぞれの勘定でまた入れたり出したりをする、何がどうなっているのかわからない。結局、日本国の予算は二百三十二兆、足したり引いたりしながら、ダブルカウント、トリプルカウントを抜くと二百三十二兆だ、これが日本国の予算だというふうに私は理解しているんです。

そういう点から、私はぜひ、こうした、受け入れをする、そして、また繰り入れして返すという形で、入れたり出したりする部分の差額があるんではないかというところを、副大臣にぜひ、谷口副大臣、会計家としてもきちとした方でございますので、ぜひ、国の会計も簡素にしていきたいと思います。この視点が必要ではないかという意味で、改めて問いただしたいと思っております。よろしくお願いします。

○谷口(副)大臣 上田委員が持っていらっしゃる問題意識はよく理解できるわけでございまして、財務省におきましても、今、一般会計と特別会計のありようだと透明性だとか、こういうことを検討しておるところでございます。

今おっしゃったことで申し上げさせていただきますと、そもそも特別会計が設けられた趣旨というのがあります。それは、

御存じのとおり、特別会計というのは、事業特別会計だとか、資金運用特別会計だとか、また整理区分特別会計だとか、このようなものがあるわけでございますが、いずれにいたしましても、例えば事業特会で申し上げますと、その事業の収支が明らかに必要といったこと、また、資金の運用の特別会計におきましたら、その収入の入り、出を明らかにするといったような観点があるわけでございまして、そういう観点で申し上げますと、むしろ、上田先生がおっしゃるようなネッティングで計上するというよりも、両立で計上し、その特会の内容が明らかにするということが本来の趣旨でございまして、そのようなやり方がいいというように考えておるわけでございます。

○上田(清)委員 そうじゃないんです。特会が、そうした明瞭な部分がきちと出ればいいんですよ。

例えば産業投資特別会計では、まず、国際協力銀行の納付金、電源開発株式の配当金、日本たばこ産業株式の配当金、N.T.T.の配当金を一たんは一般会計に入れる、そして、その部分をまた産業投資の方に入れ直す、こういうことを行ったり来たりさせながらやっていて、何が明らかになるんですか。

○谷口(副)大臣 今産業特会のことを先生おっしゃったわけでございますが、これは十五年度予算で、一般会計より受け入れが一千六百三十六億円、一般会計に繰り入れが一千二百六十六億円、先生がおっしゃるのは、この差額三百七十億円のみに計上したらどうか、こういう話でございます。

この内訳は、平成十五年度予算におきましては、一般会計より、今申し上げましたように、一千六百三十六億円を受け入れて、この一千二百六十六億円を一般会計に繰り入れておるわけでございまして、これはそれぞれ、無利子貸し付けの財源を一般会計から産業特会に繰り入れ、無利子貸し付けの償還金を産業特会から一般会計に繰り入れるというような、この内容を把握するということと、

わけでございます。この結果、N T T 無利子貸し付けにおける資金の流れがより一層明確になるという結果になるわけでございます。

民間会計におきましても、先生、さっき私のことに言及していただいたわけでございますが、総額主義といったことで、この両立て経理が一般的でございます。おっしゃるようなネットティングで計上するといったことは特殊な場合にのみ認められているというふうなこともあるわけで、この特別会計の趣旨をかんがみた結果このような処理になったというのを御理解賜りたいと思うわけでございます。

○上田(清)委員 ここで論争してもらちの明かない部分もございます。しかし、通常でいう、一般企業なんかの一般会計と特別会計とは、明らかに目的をきちっと持っていて、それでずっと積み立てているための特別会計であるとか特別の事業のための特別会計であるとか、そういう形ではっきりしているんですよ。

例えば、産業特会でさまざまな貸し付けや融資、出資をしています。そういうことが、何で、これ、産業特会じゃないとだめなんだ、別に国際協力銀行から直接貸してもいいじゃないかという議論になりますよ。納付金を取って、そこから貸すんだったら、これ、一種の利権じゃないですか、私に言わせると。だってそうじゃないですか。日本たばこ産業からの納付金、そのまま国庫の中に入れておいて、そして経済産業省なら経済産業省から必要なところに出すのも一つの方法かもしれないし、あるいは国際協力銀行あるいは日本政策投資銀行、そこが貸し付ければ済むことじゃないですか。それをわざわざ入れたら出したんじゃないですか。よりわけのわからない形で、今話を聞いていてもわかる方はいないと思いますよ。

だからもう少しこれは考え直した方がいい。単純に、事務方が用意した説明書で答弁されたら私は困る。もうちょっと踏み込んだ議論をしてもらわないと。

○谷口副大臣 いや、これは事務方が用意したとだけを私申し上げているわけではありません。よく御理解賜りたいわけでございますけれども。

先ほど、冒頭申し上げたように、期間の経過、時間の経過とともに、本来透明性を確保するためにやった特会がむしろわかりにくくなっているといったような場合もおっしゃるようなわけで、それで、財務省の中で、一般会計と特別会計のあり方、透明性、アカウンタビリティーといったような観点で今検討しておるところでございます。先生のおっしゃったような観点も念頭に入れて、今後また検討させていただきたいというように思います。

○上田(清)委員 大体産業投資特別会計なんていう中身がもう問われているんじゃないかなと思いますね。何か石炭から石油、石油から天然ガスへとか、そういうイメージだとか、そういう話ではもうないし私は思っているんですよ。いろいろな企業や団体にどんどん細かく貸し付けをしたり出資をして、それがどうなっているかよくわからない。会計検査院の対象にするにしても、数が多過ぎて、何年に一回しかとかく回ってこないからわからない。こういうふうになっているわけですから、むしろ一般会計の中でどういう使われ方をしているかということを見えたいという方の方がよっぽどわかりやすい。

あるいは国際協力銀行なら国際協力銀行、あるいは日本政策投資銀行なら日本政策投資銀行という枠の中で、あそこもきちんとしたパンカーです。から、やはりいいものには貸すし、悪いものには貸さない。

だけれども、政府がこれをやっているから、いい悪い関係ない、声の大きいところに出ちゃう。ものつくり大学、私は必要だと思えますけれども、なぜ雇用特会からお金が出るんだ。あれは大学ですよ。大学なのに、何で雇用特会から出るんだ。たまたま亀井さんとか村上さんとか声の大きい人がいた、それで出たというのが実態じゃないですか。そういう話になりかねないんですね。

この話は。

だから、この特別会計のあり方について、三十もあって、私は、運用の関係の特会なんかは比較的特別の性格を持っていると思いますが、産業政策上の特会、いさかこれは伏魔殿になっているというふうにも思っておりますので、ぜひ、明快なる谷口副大臣におかれましては、しっかり、徹底的に見ていただきたいというふうに思っております。後でまた、どのポジションで、どんなふうなプログラムでこの問題について取り組んでいただいているか、私の方にも教えていただきたいというふうに御要望しておきます。

それから、一つまた気になるところが財務省関係でございます。特定国有財産整備特別会計でございますが、これは、これを取り扱っている職員がいるんですけれども、ここから人件費を出しておりません。例えば、外為などは、四十人の職員が外為特会の事務を所掌しているということ、人件費をそこから出したりしておりますが、この特定国有財産整備特会では人件費を出していません。

にもかかわらず、省庁の庁費というものが十八億あって、後で私も調べましたら、解体費用だとかそういうのでお金がかかっているからその部分だということですが、大体、こういう庁費の内訳の中に諸謝金があったり研修費があったり。一般的には電気、ガス、水道、維持費、メンテナンスだと私は理解しておったんですけども、どうもそうじゃなくて、各特別会計によってそれぞれ概念が違って、それぞれの使い方があっていうことですから、これは、財務省としてこの庁費について、基本的な枠組みというんでしょいか、そういうのがガイドラインとしてあるのかどうかということをお伺いしたい。

そして、この十八億について、年々、解体作業のときの費用をこういう形で見積もっているのかどうか、そのあり方がいいのかどうかということも含めて、谷口副大臣にお伺いしたいと思います。

○谷口副大臣 今おっしゃった特定国有財産整備特別会計、特会特会と言われるものの御質問でございますけれども、これはそもそも、一般会計に所属しております庁舎、宿舍の移転、再配置のための事業に係る収入、支出の経理を一般会計と区分して行われる会計でございます。一般会計から旧施設を受け入れまして、そこで、先ほど申し上げた移転、再配置を行って、旧敷地の売却を行い、この売却収入をもって新しい施設を整備するというような特会でございます。

それで、今先生おっしゃったように、人件費が上がっております。これはまた後ほどお話をさせていただきます。庁費が十五年度で十八億三千四百六十六万円計上されておるわけでございます。これらの庁費は、当会計で整備を行った庁舎、宿舍等の財源になっている旧施設の処分を行うために必要な、建物の解体撤去費が約十一億円でございます。また、土地の評価等手数料、これが約三億円でございます。一般競争入札の新聞広告料約七千万円、これらが主なものでございます。

それで、先ほどおっしゃった、人件費が計上されていないということにつきましては、先ほど申し上げたように、旧施設の処分と新施設の整備ということの特会特会でやっておるわけでございますけれども、旧施設の処分ににつきましては、一般会計所属の国有地処分を行っている財務省の職員のところへ計上されるわけでありまして、また、新施設の整備につきましては、官庁営繕を行っております国土交通省の職員が担当いたしておりますので、それぞれの一般会計で計上されるというふうなことでございます。特会会計の専担職員がおらないということで、この人件費がゼロになったということ御理解をいただきたいと思えます。

○上田(清)委員 それはそれでわかりましたので、庁費の内訳について、各特別会計ごとでも違うような感じがいたしますので、ぜひ整理をしていただきたいというふうに思います。

西川副大臣、済みません。大丈夫ですので、御退室してください。言い忘れてどうも済みませんでした。

国土交通関係であります。港灣整備特別会計において、十五年度の予算で港灣整備勘定について、いろいろな貸し付けとか事業の補助とかやっているんですが、この中身の部分についてお尋ねをしたら、こういう御回答をいただいております。平成十五年度予算について、実施計画が決定されていない状況であるため、予算の内訳及び予算の支出先については未確定であり、資料提出ができないものである、このような御回答を港灣局の計画からいただいておりますが、約六百五十億の予算で、予算の内訳及び予算の支出について回答ができないで、こういう積算根拠で予算を組み立てたのか不思議に思っておりますので、御回答いただきたいと思います。

○金澤政府参考人 お答えを申し上げます。
平成十五年度の港灣整備特別会計におきます港灣整備勘定について、二月に先生からお尋ねがございました。

私も、予算要求させていただきますが、満額いただけるわけではなくて、査定がございます。十二月末に政府の予算原案が確定いたしましたして、額が減ります。それから、事項別に査定がございます。それぞれ変わってまいります。そのことにつきまして、実施計画協議、それから港灣整備事業の場合には、港が多々ございますので、それぞれの港ごとにそれぞれの予算を張りつけていくかというようにについても再度検討する必要があります。二月の時点ではそういうことをやっている最中の資料要求でございます。

それから、その段階ではまだ実施協議の内容も調べておりませんが、それから、国会でも審議をさせていただいている最中というようにもありません。それが三月の末に実施協議というのがありまして、予算が確定すると同時に、いわゆる箇所別の内容、それから事業別の内容が固まります。

そのことについて、ちょうど二月の段階だったので、そのようなお答えをさせていただきまして。

ただ、現時点におきますともちろんそういう内容は固まっておりますので、今、これから御説明を申し上げますが、港灣整備特別会計……（上田（清）委員「いや、時間がありませんよ」と呼ぶ）よろしゅうございますか。

○上田（清）委員 時間が参りましたが、私がお聞きしたかったのは、六百五十億を計上する積算根拠をどうして出したんだ、そういうことを聞きたかったわけで、積算根拠もなしに出して、そのことを聞こうとしたら、内訳は決まっておらない、まだ事業も決まっておらない。そういうことで本当に予算ができるのかなというふうに私は非常に疑問を持っておりますので、また場外で一回少し議論させていただきます。

ありがとうございます。

○小坂委員長 次に、中塚一宏君。

○中塚委員 提案理由説明にもありましたとおり、間接金融から直接金融へのシフトに向けてということ、個人投資家の証券市場への参加を促進するためのインフラ整備ということが、この法案の提案の目的だろうというふうに思います。そういう意味で、証券市場あるいは資本市場というものの活性化という観点で税等の問題、また、その後には法案の中身について伺いたいというふうに思います。

こういう例えがいいかどうかはわかりませんが、証券市場とかを遊園地みたいなものだと思えば、まず入園料というか、遊園地というのは入場料を払って、中で乗り物に乗るときまたお金を払うわけですね。そうすると、入場料というのが税で、中で何をやるか、それがおもしろければまた来るしということなんだろうと思っております。

税の方、証券をめぐると税についてもいろいろ議論がされている。ことしの四月に日本経団連が緊急株価対策というものを政府に対して提案をされたというところで、この経団連の緊急株

価対策に対する評価といえますか見解というものを両大臣にお伺いをいたします。

○塩川国務大臣 経団連、三団体から申し入れがございましたが、あの件につきましては、私の方では、もう既に説明いたしておりますように、とりあえず、今回、大幅な税制改革の中で、証券税制に関しては最重点を置いた改正をしたことは事実でございます。その執行が本年一月一日から有効ということになって、しかも法律が成立いたしましたのは三月末でございますが、そのときにまた法律を要するということは余りにも朝令暮改のそりを受けるじゃないかということでございます。私は、あのときにちょっと、そういうことに手をつけると衝動的な行動になって税の信頼を失うということを申し上げたと思っております。

でございますから、現在の時点においては、あの提案に対して私たちはノーと言わざるを得ない、こういうことであります。

○竹中国務大臣 塩川大臣のおっしゃったとおりであろうかと思えます。

今回の税制改正、証券に関する税制改革は、かなり思い切った、今までなかなかできなかったことを我々としてはできたというふうに思っております。我々としては、それを何とかして定着させたい。しかし、税の話というのは、税率は下がれば下がるほどいいという無限の要求が実は出てくるわけで、しかし、今のタイミングでそのような議論をなさるのではなくて、我々としては、今の、せっかくできた、非常に我々としては頑張ってきた税制をしっかりと定着させること、これがやはり政策としてはまずとるべき道筋であらうかというふうに思います。その意味で、塩川大臣のおっしゃったと同じ考えを私も持っております。

○中塚委員 あすですか、また経済財政諮問会議でこの証券税制のお話が出るような、何かそんなことが奥田さんの記者会見の記事なんか載っております。またどんなものが出てくるのかなというふうに思っています。

先ほどの塩川大臣のお話だと、今の税制を仕組んだばかりだから、年中でまた変えるのかということ、まさにそのとおりだと思うんですね。また、税制自体も、やはり毎年毎年変わるというの、逆に投資家の売買のタイミングを失するようなことにもなりかねないという意味で、やはり恒久ではちょっと仕組んだ方が投資家なんかにもわかりやすい。税制自体もわかりやすいものにする必要があるというふうに思いますけれども、この経団連の提言なんかでも、例えば譲渡益の非課税なんかは私自身はとってもいいんじゃないかなというふうにも思っております。

次に、今度、政府税制調査会が金融小委員会を開いて、預貯金の利子、株式の配当あるいは株式譲渡等の利益と損失を通算する、金融所得の一本化というのを検討することを決めたということなんですけれども、それが二年程度かけて議論をするというふうな報道で承知しておるんです。これも方向性としてはやはり進めていくべきだろうと私どもは考えておりますけれども、二年と言わず、それこそ来年度というふうなものにはなりやせぬかと思っておりますが、そこは、財務大臣、いかがでしょうか。

○塩川国務大臣 できるだけ早くいろいろな意見をまとめて聞きたいと思っておりますけれども、御承知のように、税制というのはいろいろな分野に関係が多いことでございますし、やはりその中に共通の利益、利害というものをどうして見出していくかということが非常に難しい作業になってまいります。できるだけ公平とか公正を期したいと思っておりますので、いろいろな御意見を聞くのに時間もかかってくる。

しかし、私も今までずっと思っていました、税制に限らず、法律の改正がちょっとスピードが遅過ぎる。ですから、タイミングを失してしまうことが多いということがございますので、そういうことにならないようにできるだけ努めて、努力をしていきたいと思っております。

〔委員長退席、七条委員長代理着席〕
○塩川国務大臣　私は、かねてから思っておりますのは、郵政事業はやはり民営化していくべきだと思っております。ただ、民営化するについて、

翻って、資金の流れを見てみますと、確かに政府の効率化ということを我々は一生懸命唱えるわけですが、お金の流れはどんどん実は公的な部分が吸い込んでいます。国債がどんどん発行されているということとこれも関係しますが、最終的な資金の取り手だけではなくて、そのプロセスにおいても公的な部分というのは非常に大きな存在になっている。それが、けさほどから随分と議論になっておりますが、リスクマネーにお金が回らないということを、結果的に見るとそれを助長しているということになっている。そうした観点から、民営化ということを視点に入れて、公的な資金の流れを変えていく努力が今非常に強く

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

昨年の三月に、一部証券会社等によります、従来の価格規制を潜脱する形で証取法違反行為が行われましたことを踏まえまして、証券市場への信頼を確保するという観点から、米国のルールを参考に空売り規制を強化しているところでございますが、その後の株式売買動向等を見ますと、空売り規制の強化によって必ずしも市場の流動性が損なわれているという事実はないというふうに認識いたしております。

またことし三月ですか、対策の中で、自己売買業務のリスク管理を徹底しろということがありました。中小証券会社、株価が非常に低迷をしている、それで取引量も低調になる、手数料で食っているようなところは、そういう意味では証券会社の経営自体もなかなか大変な時期に入っているわけですが、そういうところは大体自己売買で今も利益を出しているようなところが多いわけですが、この自己売買の業務リスクの管理を徹底するということが中小の証券会社に与える影響ということについてはどういふふうにお考えですか。

自己売買をいたしますと、株価の急激な変動などで財務の健全性に影響が直接的に出やすいということがございまして、特に最近では自己売買業務のウエートの高い証券会社が増加をしておりま

すので、そうした観点から、このリスク管理を徹底するというのが必要だというふうに考えまして、三月二十八日に事務ガイドラインを改正したところでございます。

このガイドラインでは、自己売買業務自体を規制しようということではありませんで、健全性に与える影響が非常に大きいということから、自己売買業務を行うのであれば、特に大きなウエートで行うのであれば、そのリスク管理というものを徹底するという観点からの留意点を示したというものでございます。したがって、新しく規制をするということではございませんので、大きなリスクのある取引はそれなりのリスク管理をしてどうぞ取り組んでください、こういうお話でございますので、これが直ちに中小証券会社の経営に大きな影響が出るようなものであるというふうには考えておりません。経営の判断でこはやっていただける話だと思います。

○中塚委員 経営の判断は判断でしようが、そういうリスク管理をするということになれば、新規に設備投資をしなければいけない証券会社なんかもあるわけですね。そうしますと、何で自己売買をしているかといえば、手数料なんかの収入が入らないから自己売買をしているわけで、要は、自己売買をしている中小証券がふえているということとは、それだけでもうなくなっている。もうからなくなっているところに、リスク管理はしなきゃいかぬというのはもちろんそうだとすると、新しい設備投資というのはやはりかなり重荷になっていくはずですよ。

そういう意味で、資本市場、証券市場の活性化ということが大変重要な課題になってくるわけなんですけれども、この自己売買のリスク管理というのが果たして本当に、そういう意味で、株価対策、資本市場対策になっていないんじゃないかというふうな思いがしているわけです。そういう意味で指摘をさせていただきます。

ちょっと、株価対策の話をしていて、法案の中身の方が余り聞けなくなりましたんですが、

今回、取引所の連携のための改正というのがあります。

金融審の議事録なんかを読んでいまして、取引所の国際競争力強化というふうなことが言われている。それで、その取引所の国際競争力というのは一体何なんだろうということなわけです。結合とか連携とかが本当にその国際競争力を高めることになるのかどうか。ヨーロッパなんかはほとんどそういう意味で結合、連携している取引所が多いわけですから、果たして、では日本と、例えばアメリカあるいはアジアというふうなところと提携をすることで取引所の国際競争力が高まるというのは、具体的にはどういうことなのか、どんなことをイメージされているのか、いかがでしょうか。

○藤原政府参考人 お答えを申し上げます。

取引所の国際競争力というのは、なかなか難しい問題もあるんですが、我々としては、少なくとも市場における流動性が極めて大きい、そういうところで、我が国の投資家を初め内外の投資家が、資金調達の場合でありますとか投資の場合であるとか、そういうのに極めて使い勝手がいい、そういうポテンシャルを持った市場、こういうところがほかの市場との競争において発行体あるいは投資家を集める、そういうことをもって国際競争力が強い市場というふうに思っております。

今回、海外から直接取引できるような仕組み、あるいは端末を置いてそういうことができるようにする、あるいはそのために海外の取引所と連携を図っていく、提携を図っていくというふうなことをやりまして、さらにそういう流動性の厚みを増し、ポテンシャルを高めていく、こういうことがいわゆる取引所の国際競争力を強めるということだと認識いたしております。

〔七条委員長代理退席、委員長着席〕

○中塚委員 何か今の答弁ではちょっとよくわからない。国際競争力を強化するとは言うものの、別に、外国部もあるわけですし、今、日本のマーケットでも外国の株は買おうと思えば買えるわけ

です。海外の人だって、別に買おうと思えば買えるわけです。でも、それが、提携をすることによって、何がどうなればどう国際競争力がついていくのかということについて、ちょっといまいじり明らでないというふうに思っています。

最後ですが、証券仲介業について伺います。証券仲介業を登録制度でお始めになるというところで、仲介業者が顧客に与えた損害というのは証券会社が責任を負うということになっているわけですね。恐らく、仲介業というものが新しく始まるわけだから仲介業も育てにゃいかぬというふうなことがあるのかもしれないけれども、ただ、やはり、仲介業者が顧客に与えた損害を証券会社が負うということになりますと、仲介業者の質の低下が起こるんじゃないかというふうに思うわけです。

それはもちろん、証券会社がこの仲介業者と一緒にやっていくというふうな判断をするというところで選別は働いていくんでしょうけれども、でも、本来、仲介業、ブローカーというのはそういうものではないはずで、やはりお客さんを見て仕事をするわけですね。それによつての損失というの、やはり仲介業者が本来負担をするというのが筋なんだろう。また、そういうことによつて仲介業者自身も淘汰をされていき、質が高まっていくんじゃないかというふうに思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○藤原政府参考人 お答えを申し上げます。

先生御指摘のように、証券会社等が、業務委託を行いました証券仲介業者が顧客に与えた損失の損害賠償責任を法令上負うということにされておりました、これは専ら投資家保護という観点からこういう仕組みをつくったわけでございます。

そういう仕組みでございますので、証券会社が業務委託を証券仲介業者に行うに際しましては、先ほど先生御指摘のとおり、証券会社がその証券仲介業者の適格性に関して慎重な審査を行うことになりましたし、また、委託を行う証券会社が指導監督を行うことが予想されておりました、当

然のことながら、そういうことを通じまして、法令遵守も図られることになるというふうに私ども思っております。

したがって、御懸念のような、証券仲介業者の質が落ちるというようなことは恐らくないんだというふうに思っております。

○中塚委員 投資家の保護ということを目的に今回こういう仕組みでスタートをするというお話ですが、投資家の保護というのなら、それは何よりも仲介業者の質を高めていくということだと思われ、その質を高めるために、どこが責任を持つのかというときには、やはりそれは仲介業者そのものに責任を持たせるような仕組みでなきゃいかぬのだというふうに思うんです。

今回、この法律がまだ通っていない先から、気の早い話かも知れませんが、次回改正をするようなときには、ぜひ仲介業者自身が責任を負うような仕組みに改正をするべきだということを申し上げまして、終わります。

○小坂委員長 次に、植田至紀君。

○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀です。法案に即して何点か質問させていただきます。

まず、証券仲介業者の創設にかかわってございますが、法案における証券仲介業というのは、金融審の報告「証券市場の改革促進」の中で、投資家の市場アクセスの拡充を図るために、証券会社と顧客の取引の仲介を行う証券代理店制度（仮称）とこの審議会段階ではなっていますが、それにおける基本的考え方投影されたものと当然基本的に理解するわけです。

ちなみに、法案における証券仲介業が、いわゆる法律上の代理権が存しないというのは、金融審がいうところの証券代理店のスキームがそういうふうになっているので、金融審がいうところの代理店制度という言い方をするよりも、証券仲介業という方が実態に即したネーミングだということな御判断と、まず初歩的なところで申し上げますが、その点まず確認をさせていただけますか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

金融審におきまして御検討いただきましたが、部会の下にワーキングというのをつくってございまして、そのワーキングにおきまして詳細な検討をしていただけたわけでございます。

そのワーキングの検討におきましては、確かに証券代理業というようなワーキングを仮称で使っておったわけですが、そのワーキングの報告書の中におきまして、中身の記述におきましては、代理権は有さない、代理権はもとも有することを予定しておらないというふうな報告書になっております。したがって、名前が適切であったかどうかかわかりませんが、証券代理業(仮称)ということに使ってございまして、意味するところは、もとも代理権は含まないということを念頭に、金融審におきまして御議論いただいたところでございます。

○植田委員 質問を続けたいわけですが、気のせいでしょうか、定足数に足りていないように見受けられますが。

○小坂委員長 今呼び出してありますので、質問を続行してください。

○植田委員 はい。

それで、今のところ、まず初歩的なところを確保させていただいた上で幾つか伺いたいんです。この金融審の市場仲介者のあり方に関するワーキング・グループの報告の中で、とりわけこの仲介業の制度の「基本的考え方」として、「多様な投資家の幅広い市場参加を促進する」、そのために「証券会社の販売チャネル機能の拡充を図る」、そういう観点でこの仲介業というものを創設するんだという問題意識を持っておられるようです。そして、その結果どうなるか。まず「販売チャネルが量的に拡大」する、そして「顧客の証券会社へのアクセスが容易となる」、そしてそれとともに、「最低資本金の引下げと相まって競争を通じてサービスの多様化が期待できる。」こういうふうなワーキンググループでは報告しているわけです。

当然この法案もそういう認識に立っておられるということをお前提に伺いますが、「競争を通じてサービスの多様化が期待できる。」というのは、期待してはいただけずから、期待しているという以上、以下ではないでしょうか。また、「販売チャネルが量的に拡大」するということは、実際にふえれば、物理的に量がふえれば拡大するんでしょうから、それとも言えるかもしれない。ただし、「顧客の証券会社へのアクセスが容易となる」というのは、厳密な意味でいえば、アクセスの選択肢がふえるということすなわちアクセスが容易になるということにはならないと思うんですよ。

もちろん選択肢がふえることもアクセスを容易にするための必要条件の一つかもしれない。しかし、この「基本的考え方」に立つならば、証券仲介業をこしらえて、要するに、アクセスの選択肢がふえるんですよという以上の意味は、このアクセスが容易になるということには込められていないという理解でいいんでしょうか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

今回の証券仲介業は、従来のパターンとは違う新たなツールと申しますか、そういうものをつくるものでございますが、特に議論の中でございしましたのは、証券業の支店と申しますか本店と申しますか、証券業の国内における分布というのはいまも、都府県に偏在しておる。例えば、各県におきましても、県庁所在地とあと一部の都市しかない、郡部の方に行きますとアクセス自体が容易ではないというような事態がかなり指摘されております。

したがって、確かに、今回こういう証券仲介業のようなものが各都府県地方を中心にもしてきますれば、従来アクセスが非常に難しかった方にとりまして、アクセスが容易になり、したがって市場への参加が容易になるというような効果が期待されるところでございます。

○植田委員 余り、お役人さんの答弁としてはちょっとねという気がするんですが、それは、投資家の立場からすると、顧客の立場

からすると、ありていと言え、従来の証券会社に属する外務員も仲介業者でも、トイメンに立つ相手は仲介業者であらうが仲介業者に属している外務員であらうが従来の証券会社の外務員であらうが、さして変わらないわけですね。確かに、人がふえた分、選択肢の幅がふえるという意味においての利便性というものは私は否定はしません。否定はしませんけれども、現状でも、実際、証券会社が販路の拡大戦略の中で、例えば一人営業所を設置しているとか、顧客のニーズにこたえ体制を整備しているわけですね。そしてまた、インターネット等普及しているわけですから、私は株はしませんけれども、実際、我がの口座をこしらえれば二、三週間ぐらいでできる。そして二十四時間、要するにパソコンを立ち上げてやればやれるわけですね。山の中におろうがどこにおろうができるわけですね。

そういう意味で、地方に住んでいるからといって、証券の世界に触れるぐらいの利便性というのは、これはそれぞれの証券会社の経営戦略とか販売戦略の中で位置づけられてきて、利便性は向上しているわけですね。にもかかわらず、こういうチャンネルを拡大しなければならぬほど株式投資のニーズがそんなにあるんですかということ。

それと、都市圏に証券会社が偏在しておりますといっても、普通、外務員が、大名商売で証券会社の本社にでんと座って仕事しておるわけじゃないんですよ。きょうは腰痛いから奈良から大阪まで行くのちょっとしんどいんです、それじゃこっちが行きます、まあ待つていてください、私が行きますと言つて外務員さんは普通来るものでしょう。そんな、電車に乗ってちょっと暇がかかるのかそういう話のことで、今回の容易になるということの意味を込められても、ちょっとお粗末ではないかと思うんです。

こんな仲介業者が必要とされるほどのニーズがまず顧客の側にあるんでしょうか。そしてまた、実際、証券会社の側からすれば、こういうものを

必然化しなければならないニーズというものがあるんでしょうか。それれいかでですか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどの答弁で若干不足するところがございます。先ほど、確かにネット取引等であればどこからでもアクセスが可能なんですが、ただ、やはり根強く対面取引のニーズというのはありまして、顧客が外務員なりあるいはそういう方々と話をしながら取引をしていくというのが好まれているところもかなりあるわけでございます。一部のネット取引でやれる方とそういう方々はまた違う客層に属しているんだと思っております。

そういうこともございまして、一人店舗というのもございますし、やっておるところもあるんですが、なかなかそういうのはコスト的にかなり難しい面は先生よく御案内のとおりだと思っております。そういうものを踏まえまして、今回の証券仲介業というのはいわば兼業としても成り立ち得るというような構成をとっておりますので、必ずしもこれだけで生計を立てなきゃいかぬということでもない。そうなりますと、かなりコスト的にも、従来の外務員、あるいは支店を置いての外務員というよりは可能性が出てくるというようなことも踏まえた上での施策でございます。

○竹中国務大臣 植田委員の先ほどの一連の御質問、そもそもニーズがないところにアクセスの可能性だけがふえていくということにならないのか、そういう意味でのマーケットというのを一体どのように見ているのかという基本的なお問いかけであらうかと思えます。

私は、あえて言えば、これは証券業法というよりはマクロ的な説明になりますが、やはり掘り起こせるニーズというのはこの社会には非常にあるということなのだと思います。

このニーズ、今までも、当然のことながら証券会社はさまざまな努力をして、先ほど言ったような一人の出張所のようなものとか、さらにはこちらから出張に向きます、いろいろな努力は外務員のベースでしているわけであります。にもか

わらず、事後的に見ると、やはり日本の個人投資家というのは掘り起こされてはいない。

そういうのを掘り起こすに当たって、例えば証券仲介業等々、これはいろいろな業態の方々に入っていただきたいと思っています。地域に密着して、既に、いろいろな情報、いろいろな人々の信頼感を勝ち得ているような人々、これは例えば公認会計士のような方が入ってくるかもしれないし、損保の代理店のようなことかもしれないし、そういう方々が入ってくることによって、今までとは質の違う、証券会社とは質の違うマーケットの開拓が可能になるのではないだろうか。それがまさに販売チャネルの拡充ということの意味であろうかと思っております。

したがって、拡充というのは、窓口といえますか数もふえますよ、しかし、それだけではなくて、今までにはないような特色を持った、ニーズを掘り起こせる人たちが市場に入ってきて、さらにその人たちが競争をしてくださる、競争をしてくださることによってサービスの質をさらに高めて、その需要を掘り起こしていく、そういうようなメカニズムを期待しているわけであります。

○植田委員 今大臣がおっしゃったお話というのがまさに多様な投資家の幅広い市場参加をいかに促進するか、ここは私も決して否定するものではありません。

ならばということで伺いたいわけなんですけれども、それやったらなおのこと、一番最初に伺ったように、あくまでもこの証券仲介業者というのは証券会社の言ってみれば媒介代理商になるわけですから、要するに、本来、本当に投資家の市場参加を促進するというふうに立てるのであれば、それこそ投資家のサイドに立った、言ってみれば投資家の代理人、括弧つきで代理人と言っておきましょう、例えば相談人、そういう制度設計をそもそも考えるべきではなかったのかと私は思うんですが、その点いかがでしょうか。

○藤原政府参考人 今回の証券仲介人の話でございますが、現行の証券取引法のもとでは、対面販

売を行う店舗を拡充するには、証券会社は支店を設置して、使用人と個別に雇用契約を結んでいく必要があるということでございますが、この点、証券仲介業制度につきましては、証券会社が証券仲介業者との間で契約を締結すれば、当該仲介業者の店舗やその使用人を活用して証券の対面販売が可能となる、そのために販売チャネルの拡充が容易になるということで、証券界からも導入を求められて今回作成することにしたわけでございます。

そういう観点からつくった制度でございますし、投資家の立場に配慮して、証券仲介業者を顧客からの委託を受ける制度ということも議論はされたわけでございますが、証券仲介業者は顧客に与えた損害の損害賠償をみずから負うことになると。したがって、投資家保護の観点から、営業保証金等一定の財務基盤を必要とせざるを得ない、あるいは証券仲介業者は証券会社の指導監督等のバックアップのない中でみずから法令遵守を確立する必要があるというふうなデメリットもあることから、今回そういう、先生の御主張のような制度を採用するには至らなかったところでございます。

○植田委員 要するに、逆に証券代理店制度、金融審では仮称でそう呼んでいます、そこが投資家の代理人としての役割を果たすならば、むしろその方がリスクが大きい、そういうことなんです。その方が投資家保護の観点からすると危険度が高いというふうな判断をされたということですね。そういうことなんです、今の話は。

すると、実際、ではこの証券仲介業というものの存在を考えたときに、とりわけ歩合制の外務員と非常に近似した存在ですね、これ。非常に性格が似ていますよね。それならば、新たに証券仲介業というものの制度を、新たにそういうものを別途こしらえるという選択肢よりは、外務員の制度のあり方というものを改革するということでも別に問題はなかったのではないかと。なぜ証券仲介業というものをつくらなければならない、その積極

的意義、積極的意義といったら茫漠とした答弁が返ってくるでしょうから、必然性は那边にあったんですか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

先ほども私あるいは大臣の方からも御答弁申し上げましたが、現在の証券会社制度、要するに、支店制度、そのもとの外務員を使ってやる制度につきましても、二つの面から今限界がある。

一つは、まさに地方の偏在の問題、それから、先ほど大臣お答えいただきましたが、多様な新しい顧客を掘り起こすための多様な人材といえますか、そういう方々を活用したいという二つの目的があるわけでございます。外務員でありますと、あくまでもその証券会社に所属して、その使用人として、代理でやるわけでございますから、その辺に限界があるということをお断りして今回お願いしているわけでございます。

○植田委員 そのところは幾らお話をしても、それが政府の、提案者のお考えなんですけれども、今の外務員のありようの限界といっても、その限界というものを、要するに、それは本来証券会社が、それぞれの販路を拡大するという戦略を持ってみずからクリアしていくべきものであつて、わざわざ証券仲介業というツールを用意して問題を解決するということではないですね。その限界を突破するのは、法律で突破するというよりは、それぞれの民間の証券会社が、また外務員がそれぞれ自力更生でやるという分野に属すると私は思います。

それだけ申し上げて、この証券仲介業制度が実際にどれくらい広がるかどうかは別にして、この制度について引き続き伺いたいんですが、一つの証券仲介業者が複数の証券会社と業務委託ができるというふうな事前説明を聞いておりますけれども、そうすると、一社専属の場合よりも、法令遵守ということで、その責任の所在がいまいになりはしないか。この点については、仮に証券仲介業というのをどうしても今回やりたいんだというにしても、少なくとも、当面一社専属体制という

ことにしておいた方が、法令遵守ということにおいてはあいまいにならぬと思うんですけれども、その点について御所見、またどんなことをお考えですか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の点につきましては、金融審議会でかなり議論のあったところでございまして、一社専属の方がむしろ投資家保護の観点からいいのではないかと意見と、いや、そうではない、保険仲介業のように、幾つもの保険会社から仲介ができるような制度の方がいいという議論がかなりありましたが、結局、要するに、投資家保護がきちっとできておれば、それはやはり複数の選択肢を持たせて競争を促進するという方がよろしいんではないかというふうなことがなつたわけでありました。

したがって、それでは投資家保護をどのように図るかということにつきましては、その取引に係る証券会社が責任を持ってそれをやる。もし両方とも、どちらかわからない場合については、あらかじめ、どちらの証券会社が負担するかというふうなことに決めて取り決めるを行っておくというようなことが確保できれば、そうすれば、むしろ複数の契約をした方が、競争が促進され、あるいはこういう制度が普及していくんじゃないかというふうなことでございます。

○植田委員 その、おっしゃる意味はわかりました。

もう一つ、ちょっと心配している点、この仲介業制度にかかわって伺います。

というのは、恐らく、証券仲介業に参入されるというのか、実際そういう業をやられる方というのは、一つのパターンは、証券会社のOBとか外務員をやった人が自分で起業するケース、それと全く異業種からの参入ということになるかと思えます。それは、税理士さんとかもあるでしょうけれども。

ただ、そもそも証券会社のOB等が言ってみれば独立して自分で仲介業を営むケースと、実際、

異業種というものが参入する場合は、やはりこれは質的に違う面があるだろう。その点のいわばコンプライアンス面の検討はやはり慎重を期さなければならぬと思うんです。

といいますのは、例えば、あつてはあかんことですから、逆に言うたら、暴力団なんか、この商いがおいしいと思えば参入してくる可能性だってないとは言えないわけです。逆説的に言えば、それぐらい活発な証券仲介業になった方が法の趣旨に合致しているというのかもしれないけれども、やはりこれを食い止めなきゃならない。

しかし、今の法の枠組みでは、これは要するに証券会社に対する信頼というものが前提になっているわけですから、恐らくこれから質疑でも明らかにされるので、とりわけ異業種からの参入にかかわって慎重な検討が必要になると思うんですけれども、その点、簡潔にお願いします。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

異業種からの参入といえますかエントリーにつきましては、今先生が御指摘のように、証券会社が損害賠償の責任を負うわけでございますから、その委託契約をする際に、証券会社においてきちっとチェックをする、あるいは、その後、ちゃんと指導監督を行うということが前提でございますが、そのほかに、証券仲介業につきましては、本人、法人登録をしている場合は役員を含むわけでございますが、本人が過去五年以内に一定の行政処分歴や犯罪歴を有する場合、あるいは、他に営んでいる業務が公益に反する場合に、登録の拒否、取り消し等の対象としておりまして、不適格者の参入を排除する仕組みを考案しているところでございます。

○植田委員 実際、善良な市民という建前だけでもそういう関係者というのはようけいらっしやるわけですから、見てわかるような人は参入してこないということをご前提で考えなきゃだめよということだけ申し上げておきます。

時間がありません。金曜日にまた十五分立ちますので、そのときにも伺いますけれども、最後に一問だけ、その導入を伺って終わりにしたいんですが、株式会社たる証券取引所の議決権、百三条の条文、これは二〇〇〇年に改正されたわけなんです。そして、二〇〇〇年に改正されたときに、取引所の公正な運営に支障が生じるリスクを未然に防止するために、何人も議決権の百分の五を超える議決権を取得し保有してはならないとあったわけなんです。しかし、今回の改正で、これが百分の五十になっている。

素朴に伺いますが、公正な運営に支障が生じるリスクを未然に防止するためには、百分の五よりも百分の五十に設定した方が公正な運営に資し、そしてまたリスクを未然に防止し得るというのは、どういう理由からでしょう。

それだけ聞いて、きょうは終わります。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

今回の取引所の株主ルールの変更につきましては、近年の国際的な市場間競争が激しさを増す中で、海外で取引所間の提携が急速に進められている、こういう状況を踏まえまして、我が国取引所の国際競争力の強化と取引の流動性の向上を図る観点から所要の見直しを行ったものでございます。

具体的には、取引所間の資本提携を可能とするために、現行の、五％超の議決権の保有を一律に禁止する株式保有制限を廃止する一方で、取引所の経営に対する市場のチェックが一層有効に機能するために、過半数の議決権の保有を原則禁止するとともに、さらに、原則二〇％以上を保有している株主でございますが、主要株主に対する認可制度の導入等、新たな株主ルールを導入しているところでございます。

○植田委員 引き続きこの点は伺いますので、私、きょうはコメントして終わりますけれども、今の説明は、二〇〇〇年の改正の百分の五にしてあったときの使い勝手のよしあしの話を越えていないわけですよ。

私が聞いているのは、百分の五よりも百分の五十の方が、特定の少数者に経営がゆだねられることなく、公正な運営がされ、リスクを未然に防止する、その理由を教えてくださいと申し上げたのであって、金曜日、もう一度それについて答えていただきたいと思います。

以上できょうは終わります。

○小坂委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

証券取引法の改正案が提案され、個人投資家を呼び込むというわけでありますが、大事なことは、株式市場の信頼をどう取り戻すかということだと思います。

今、証券市場では不祥事が多発しておりますので、今配付いたしました資料ですけれども、私は、この一覧表を見まして大変驚きました。本当に、毎月不祥事が発生しております。多いときは十件近くも発生している、こういう事態であります。現在の市場は極めて不正常な状況にあるのではないかと、私の不信が株取引にも反映をして、株価の下落にもつながっているのではないかと。株価を決める要因は、そのほか大きな問題がありまして、一つの問題、こういう点が指摘されてもしょうがないということだと思います。

竹中大臣にお伺いしますけれども、こんなに不祥事が多発しているのはなぜなのでしょう。○竹中政府大臣 証券市場の信頼、さらには証券会社そのものの信頼というものが非常に揺らいで、厳しい状況に置かれているというふうにも私も思っております。私も、金融担当大臣になってから半年でありますけれども、そうした問題に対する処分というのをかなりたくさんせざるを得ない状況になりました。

こういった法令違反の把握の場合、これは当然、我々としては厳しく対処をしているつもりでございますけれども、御質問の趣旨は、なぜこんなに多発しているのか、これはなかなか難しい御質問だと思います。

恐らく、この市場というのは、リスクが高い反面リターンも高い、その意味では、若干なりともそこに透明性が欠ける部分があれば、そこに一つ、変な話でありますけれども、悪事を働く一つのビジネスチャンスのようなものができてしまうという一つのリスクを持っているのだと思います。

その意味では、我々としては、やはり透明性を高めて、そういったことが起こらないように、制度整備をしっかりとしていくことに尽きると思っております。同時に、多発を防ぐという意味でも、処分は、我々としてはぜひきっちりやっていかなければいけない。この取引市場が大変、ある意味で夢を育てる市場であると同時に、そういったハイリスク・ハイリターン市場であるがゆえの問題点があるということを確認して、しっかりと制度整備とその運用をしていかなければいけないと思っております。

○佐々木(憲)委員 お配りした資料のうち一つの表を見ていただきたいと思いますけれども、内閣府の「証券投資に関する世論調査」というのがありまして、証券会社は信頼できるか、こういう問いがあります。それに対して、信頼できると思うと答えた人はわずか三・一％にすぎないわけですね。ある程度そう思う、九・一％、これは合わせてもわずか二・二％であります。これに対して、信頼できると思わないというのが一九・三、合わせて四二・九％、非常に高い比率であります。

しかも、その下のグラフを見ていただきますと、「政府に対する要望」というのがありまして、一番多いのは「景気を回復させること」、これは株価を引き上げる要因になりますから当然だと思いますが、問題は、その次にあります「証券市場において不正な行為が行われぬように厳しく規制、監視すること」というのが二番目に大変大きな比率で上がっております。四五・九％に上っているわけですね。不正行為の規制、監視、この要望にどうこたえるか。先ほども大臣、制度の整備

が必要だとおっしゃいましたが、具体的にどういう対応が必要だというふうにお考えでしょうか。

○竹中国務大臣 各国の例を見ましても、非常にやはり長い時間をかけて、不断の努力を重ねて、悪いところがあればそれを少しずつ変えていく、そういういわば努力の積み重ねがやはり健全で透明な市場をつくっていくということになるのかと思います。

御承知のように、実は日本の証券取引等監視委員会そのものができたのが、これは大蔵省時代でありましたけれども、約十年前。また実は、残念ながら、我々はそういった意味では十年の歴史しかそういうのを持っていない。そういうことの中で、我々としても努力を積み重ねてきたつもりでありますけれども、それがまだ本当にいわば一種の発育段階の非常に低いところにとどまっている、そういう認識を持って、あれでもかこれでもかという思いでいろいろなことをやはり整備していかねばいけない状況であろうかと思っております。

我々としては、まず証券取引等監視委員会の機能を強化しなければいけない。

人員もふやしてまいりました。これは、例えば十五年度だけでも、財務局の監視部門と合わせますと五十四名を増員しております、そのための努力はしているつもりでございます。

それと、やはり職員の質といいますか、いわばこれは、この間、特に十年間ぐらい、金融取引が非常に高度化している、その高度化している金融取引に対応できるような専門的な目をこの監視当局が持っているかなければいけないということであろうかと思えます。日本では、この点でも、そもそも専門家の数そのものが非常に社会全体として多くないという問題がありますけれども、今実は、十五年五月一日現在で、この委員会の職員は、二割超に当たります四十八名、公認会計士、弁護士、デリバティブの専門家等々の民間専門家を我々入れております。そういった民間専門家の積極的な登用なんかも一つのポイントにはなるかどうか

というふうに思っております。

さらには、これは国際的な監視体制でありますから、国際的な連携等々も必要である。やっていることは我々なりに随分と重ねているつもりでございますけれども、先ほど言いました、十年の歴史しかないわけでありまして、それを改良に改良を重ねる、不断の努力が必要であるというふう

に思っております。

○佐々木憲委員 監視委員会の人数をふやすとか、そういう量的な面ももちろん必要だと思いますが、私は、制度的に証券市場の信頼性を回復させていくという意味では、三つの問題が必要だろうと思います。

一つは、包括的、横断的な金融消費者保護法制の整備であります。二つ目は、迅速な紛争処理を行う、そのための機関の設置。それから三つ目に、消費者の立場に立った補償制度。この三つが大変重要であるというふうには思っております、これがやはりおくられているのではないかと思うわけです。

例えば、包括的、横断的な金融消費者保護法でありますけれども、金融サービス法とっていいんですが、本来、これは日本版ビッグバンに伴って市場整備をするという、その大前提だったはずなんです。

九八年の金融システム改革法の議決に際して、衆参両院で附帯決議が行われております。その中に、「いわゆる金融サービス法等の利用者の視点に立った横断的な法制について早急に検討を進めること。」という指摘があるわけです。しかし、その後五年間たちまちしたけれども、実際にはこの金融サービス法の制定というのは全く提案されてこない、動きが余り見られないわけです。金融商品販売法というのはできましたけれども、しかし、それではまだ十分だと思わぬですね。

やはり横断的な消費者保護というのが大変重要でありまして、制度整備とおっしゃいましたけれども、こういう面の整備こそやはり大事なのではないかと思いますので、その点について大臣の

見解を聞きたいと思えます。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

金融審議会、特に十年の後、平成十二年六月にも金融審議会答申が出ておまして、二十一世紀を支える金融の新しい枠組みとしまして、縦割り規制から、機能別、横断的なルールに転換する等の観点に立って、金融サービスに関するルールの整備を進めていくことが重要であるというふうに私どもも考えております。

このような考え方に立ちまして、先ほど先生も御指摘がございましたが、これまで幾つかの法律を整備しております。一つは、資産の流動化に関する法律、いわゆるSPC法でございます、これを改正いたしまして、一般的な集団投資スキームの法制を整備いたしております。

それから、先ほど先生からも御指摘がございました金融商品の販売等に関する法律、これを制定いたしまして、すべての金融商品を横断的に対象とする利用者保護の法制を整備いたしまして、平成十三年四月一日から施行しているところでございます。

金融庁といたしましては、先ほどの金融審議会答申を踏まえまして、今後とも機能別、横断的ルールの整備を着実に進めていきたいと思っております。

○竹中国務大臣 金融サービス法の議論は、私も以前から大変関心を持っていた分野であります。言うまでもありませんが、八六年にイギリスが、ビッグバン成ったときに、金融サービス法をほぼ同時にあわせて施行して自由化をする、自由化であるからこそ保護をしなければいけないという、それがコインの両面のように機能してきた、そういう精神は我々当然のことながら持っているわけでありまして。

ただ、ここは、ある意味で法技術上の問題という面もあるかと思えます。一括した、アンブレラのような形の法律がよいのか、それとも、個別に日本には既に法律があるわけでありまして、それを体系的に整備していく方がよいのか。

その意味では、私の理解では、取引に関して、例えば金販法ができています。いわゆる業者法そのものについても、その中にある消費者保護の部分を整備していく。そうしたことで、結果的に機能横断的なルールが整合的にできていて、そのような姿を実は金融庁としては目指しているわけでありまして、ここは委員御指摘のような問題意識を持って、しっかりとやっていっているつもりでございます。

○佐々木憲委員 しかし、実際には、初期の段階は、横断的な法制について早急に検討をするということになっていたわけです。ところが、それについては十分進まないままに、個別に幾つか改善があったとおっしゃいましたけれども、例えば金融商品販売法についていいますと、この中には、商品先物取引というのは対象にしていない、あるいは融資は対象にしていない、こういう形で、横断的とはいえないながらも、実際にはそうならないわけでありまして。

イギリスの場合には、八六年に金融サービス法の制定がありまして、それにとどまらないわけでありまして、金融サービス機構の設置を行っている。それから、二〇〇〇年には金融サービス市場法というのを成立させているわけでありまして、銀行、証券、保険の壁がどんどん取り除かれていく状況の中で、金融をめぐる紛争は非常に多発しているわけでありまして。従来の垣根ではとらえられないような事態になってきている。そういうときに、やはり全体に包括的な規制というルールが必要だと思っております。個別にやっていたらそのうち全体になるというふうなものでもない、私は思っています、やはりこれは独自のものが必要だというふうには思っています。

残念ながら、今回出されている証券取引法の改正案を見ましても、その点は全く抜けたままで、販売チャネルを拡大するというような形だけだと、これはなかなか、いろいろな不祥事ですとかあるいは紛争の多発、こういう問題は防げないと思うわけです。そういう点で、やはり横断的な金

融サービス法の制定にぜひ強力に取り組んでいただきたい。この点の認識、ぜひ大臣の見解、再度お聞きしたいと思います。

○竹中国務大臣 繰り返し申し上げますけれども、機能別、横断的なルールといいますか、そういうものを整備していくことは、これは大変重要な使命であるというふうに思っております。

ただ、これは、いわば法技術的な問題がここに絡んでくるというふうに理解をしておりますけれども、例えば紛争の問題等々については、これは法務省等々どのような調整を行っていくかということも重要である。既に既存の法律がある中で、私としては、それとの整合性をとりながら、結果として機能別、横断的なルールが整備されているような状況をつくっていくというのが、今の現実的な手法ではないかというふうに思っているところでございます。

問題意識は、機能別、横断的なルールでございます。その辺は引き継いで、ぜひチェックをしていきたいというふうに思います。

○佐々木(憲)委員 技術的問題というよりも、これは基本的姿勢の問題だと思っておりますので、ぜひその点はきちっとやっていただきたいと思っております。

法案の内容についてお聞きしますが、一つはラップ口座の問題であります。これは、顧客が一定額以上の投資資金を証券会社に預託をして運用して、口座残高に応じた手数料を払うという制度であります。証券会社が自分の売買を有利にするためにこの制度を利用して不正なやり方ができる、それを防ぐために、今の制度では、証券会社が投資一任業務を行う場合には、証券会社の自己勘定による売買の内容を書面により顧客に開示するという義務、これが課されているわけでありまして、今度の法案ではこの開示義務というのが一体どうなるのか。私は後退するんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。平成十年に行われました、いわゆる金融システ

ム改革の中で、証券会社の手数料依存の経営体質、これから脱却を図る等の観点から、ラップ口座など、証券会社の資産管理型営業への移行を図ることとして、その投資一任業務等との兼業を解禁したところでございます。これは既にその当時、手当てをしております。

ところが、先ほどもちょっと御説明いたしました、その後、証券会社の資産管理型営業への移行はほとんど進んでおりません。その一因として、証券会社にとりまして、先ほど先生御指摘の、自己売買に係る書面の顧客への交付義務が過大な負担となっているおそれがあるという指摘がなされております。それに加えて、先ほどの兼業の問題、こういうものもございまして、

したがって、このような問題点に対応するために、証券業を行います部門と投資一任業務を行います部門、この間に厳格なファイアウォールを整備されている、そういうような一定の条件、すなわち不正行為が発生しないような体制が整備されていることにつきまして当局の承認を得た場合には、自己売買に係る顧客への書面開示義務を免除するということが今回いたしております。これは証券会社の資産管理型営業への移行をスムーズに行わせると同時に顧客の保護を達成するということを念頭に置いた措置でございます。

○佐々木(憲)委員 今の説明ですと、証券業界の過大な負担を軽減するためというのがどうも先行してございまして、投資家の利益、この面が二の次、三の次になっているのではないかと感じが非常に強いです。こういう形で、むしろ、開示を義務づけていたものが後退するということになりまして、やはり信頼性というものが後退するということにならざるを得ないわけでありまして、その点で、私はこのやり方には賛成できません。

次に、外務員の不祥事の問題ですが、先ほどお配りした資料で、不祥事がたくさん出ているというふうに申し上げましたが、この中で、外務員の不祥事が非常に多いわけでありまして。今回、仲介

業というのが導入されるわけですが、外務員の範囲が非常に広がりますが、一体どうなるのか、大変不安が広がっているというふうに思っております。

金融庁にお聞きしますけれども、二〇〇一年七月から二〇〇二年六月までの一年間の勧告事案は二十六件あったことですが、その中で外務員に対する処分、これは何件ありましたでしょうか。

○五味政府参考人 御指摘の期間、二十六件の勧告のうち、監視委員会から証券会社の外務員に対し、適切な措置を講ずるよう勧告を受けましたものは二十三件ございます。このすべての件につきまして、日本証券業協会によって行政処分が行われております。

○佐々木(憲)委員 勧告された事案の実に九割近くが外務員の不正行為だった。ですから、証券会社が直接登録する証券外務員ですらこれだけの事件を起こしているわけでありまして、この法案によりまして、証券仲介業が新しく導入されますけれども、外務員については一応登録をする、そういうふうになっているんですけれども、不祥事を防ぐための新しい手だて、これは盛り込まれていないのではないかと、極めて不十分だと私は思っております。

やはりそういう点で、外務員に対して仲介業者が監督ができず、消費者に被害をもたらすというようなことが多発しかねないと思っておりますので、この点でもいろいろ問題があるというふうに感じております。

それから次に、証券取引所というのはもとも自主規制機関でありまして、当然、公正中立な存在でなくてはならないと思うんですけれども、自主規制機関ではありながら株式会社化されているわけですね。株式会社になりますと、当然、株式会社としての会社の利益を拡大するということが大きな目的となつてまいります。そうしますと、取引所の公正性ですとかあるいは公共性というのは弱まってしまうのではないかと、こういう問題が起ころうと思っております。

私は昨年の五月にこの委員会でも、大阪証券取引所の不正取引について質問をしたわけですが、架空売買といいますが、こういう問題について、金融庁は、こういう問題も含めて検査をする、こう言っておられたわけです。

検査というのが実際行われて、一体どういう結果になっているのか、その点をお聞かせいただきたいと思っております。

○新原政府参考人 お答え申し上げます。

大阪証券取引所に対しましては、私も証券取引等監視委員会と金融庁とで合同の検査を実施しております。現在、検査中でございます。

個別の検査内容についてはコメントを差し控えていただきたいと思います。

○佐々木(憲)委員 もう一年たつわけでありまして、いつその結果が出るのかということが注目されておりますけれども、まだ出ないというのは、これは一体どうなっているんでしょうか。

大証の異社長はこう言っているわけですね。問題となっているロイトファクスとの取引ですが、ロイトファクスというのは一顧客であって、それと取引したんだ、こういう見方を表明しているわけですね。

金融庁もそういう見方なんでしょうか。

○新原政府参考人 証券取引等監視委員会といったしましては、個別の調査事案の内容につきまして、具体的な調査先、あるいは把握している事実などを含めまして、従来からお答えすることは差し控えていただいております。これは今後の委員会の活動を円滑に進めるためでございますので、御理解をいただきたいと思います。(発言する者あり)

○佐々木(憲)委員 何かやみの中だという発言もありましたが、実際に、これだけいろいろ問題になってございまして、この委員会でも、この数年間、何度も取り上げられている事案でありまして、それについて全く何も言わないというのは、これはいかがなものかというふうに私は思います。

昨年、光世証券とロイトファックスの間の仮装売買の疑いについて私は質問しましたけれども、最近、異社長は記者会見で、そういう問題は一切ない、あるいは知らなかった、それから、参考人として聴取されたのではないかと聞かれて、いや、そういうことはいい、金融庁を激励したんだ、こういう発言をしているわけでありまして。

金融庁は、参考人として聞いたんでしょうか、あるいは激励されたんでしょうか。
○新原政府参考人 お答え申し上げます。
繰り返しになって大変恐縮でございますが、具体的内容については答えを差し控えていただきますと存じます。

○佐々木(憲)委員 時間が参りましたが、この点は引き続き、一体どういう調査をされているのか、何が問題なのか、これだけ大きな問題になっているわけですから、しっかりと公表して対処してもらいたいというふうに思います。午後、参考人質疑がありますので、そこでも直接尋ねたいというふうに思っております。

以上で終わります。
○小坂委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。
午後零時四十分休憩

午後一時開議
○小坂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

証券取引法等の一部を改正する法律案審査のため、参考人として日本証券業協会会長奥本英一朗君、株式会社東京証券取引所代表取締役社長土田正顕君、株式会社大阪証券取引所取締役社長長尾悟朗君の三名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。
本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

す。委員の質疑に対して、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言はすべてその都度委員長の許可を得てから御発言いただきますようお願い申し上げます。また、参考人は委員に対して質疑ができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承願いたいと存じます。また、当委員会は、暑い場合には上着を着用しないで結構だということにしておりますので、上着をお脱ぎいただいても結構でございますので、申し添えさせていただきます。

これより参考人に対する質疑を行います。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上川陽子君。
○上川委員 自由民主党の上川陽子でございます。

本日は、参考人の皆様には大変お忙しい中をお越しいただきまして、ありがとうございます。
私は二十分の時間をいただいておりますので、質問は簡潔に、御答弁はまた簡潔にということとで、よろしく御協力のほどお願いを申し上げます。

まず、有価証券の販売経路の拡充、多様化に資するための証券仲介業制度ということで、今回の証券法改正の一番の柱の一つということで、日本証券業協会の奥本参考人にお尋ねをさせていただきます。

今回の措置は、低迷する証券市場に個人投資家が参加しやすい仕組みづくりをということがねらいになっているわけでございます。現在、個人投資家の株式保有割合は全体の二割ということでございまして、目標といたしましてはこれを上げていくということで、チャネルを多様化する、こういうねらいがあるということでございますが、

はつきり申し上げまして、この制度が導入されたときに、チャネルが広がって個人投資家の株式の所有がふえていくというような形での期待をどの程度お持ちでいらっしゃいますでしょうか。そして、

て、こういう制度が導入されることによりまして、証券会社にとってのメリットあるいは効果、こういうことにつきましてあわせてお答えをいただきます。お願いします。

○奥本参考人 日本証券業協会の会長をしております奥本英一朗です。よろしく願います。
ただいまの先生の御質問でございますけれども、証券仲介業に、証券会社のOBとかあるいはフィナンシャルプランナーであるとか、いろいろ資格を持った人がそういった業務に入ってくるということとは、いわゆる販売チャネルを多様化することに大変意義があるものというふうに思っております。

ただ、先生が今御質問ありましたように、それはそれがすぐ個人投資家の拡大にどのくらい寄与するののかということにつきましては、なかなか難しいといえますが、予測するのが困難な面があるのかもしれない。

ただ、私どもとしましては、証券会社のいわゆる営業店舗数が総体的、絶対的にまだまだ少ないという現実がございます。また、残念ながら、現在の証券市場の現況にかんがみまして、経営上の問題でなかなか新しい出店というのが証券会社自身でできなくなっているという点もありまして、そういう意味では、コストが余りかからないこういった証券仲介業のような制度でその辺のところ

が拡充できることは大変意味があるのかなというふうに思っております。
また、投資家側からとりましても、フェイス・ツー・フェイスといいますが、対面の営業、対面の取引というのは、特に新しく参入するような投資家にとっては大変望まれる部分なので、この辺の拡充には大いに役立つものというふうに期待しております。また、その実効も上がるものというふうに我々としては大いに期待しているところでございます。

○上川委員 今のお話ですと、期待はするけれども、それがどのくらいというのはまだなかなか予測は難しい、こういうお話であります。

もし仮に、市場が拡大しない、投資家の方でそういうふうなアクセスがあったとしても、なかなかそれに対して乗っかってこないというようなことがあるとするならば、例えば、今証券会社も大体三百社近くあるということでありまして、大手から中小の地場のような証券会社もあるということなので、その幅が大変大きいということなわけです。今回、仲介制度ができて、大手証券の方の営業展開というものが、地方まで参入してくる可能性が非常に高くなるのではないかと。そうなりますと、パイが大きくなれば取り合いになるわけでありまして、その分中小の地場に

対してマイナスの影響が及ぶということも予測されるわけでありまして、協会の方での三百社、二百何十社の皆さんにとって、皆さんも手を挙げて賛成していらっしゃるのか、それとも、中で少しいろいろ違ひによって御意見に差があるのか、この辺についてはどうでしょうか。

○奥本参考人 今の先生の御質問でございますけれども、確かに、地方の地場証券、それぞれフェイス・ツー・フェイスの営業を中心に頑張っているわけでございます。なかなか経営上は苦しい面もございまして、ただ、地方の地場証券と申しましても、その地方全体に店舗網が行き渡っているわけではございませんで、どちらかとい

いますと、店舗展開には大変苦労されている証券会社も多いのではないかとこのように思っています。

また、フェイス・ツー・フェイスの営業を得意にしているために、各地方地方では、逆に大手よりか、信頼を受けている営業マンといえますが、そういう方たちがかえって地場証券の方が多くいるという一面現実としてあるわけでございまして、一つのこの種の仲介業の展開には、地場証券といえますが、地方の中小証券は中小証券なりに活用の道があるのではないかとこのように考えております。

○上川委員 今の点のちょっと心配というのが一つ私の方であるんですけども。

もう一つの心配の点として、実は最近、証券不祥事、きょうも午前中の審議の中で随分リストに挙がってありましたけれども、証券会社の営業マンが行っていたとしても不祥事が非常に多くなっているというような現実があります。ましてや、今回、仲介業がふえまして、証券会社の方から直接営業現場に入って監督がなかなかできにくくなるわけでありまして、そうなりますと、さらにトラブルが増してくる危険性が高まるのではないかと。こんな点については、私は非常に心配している者の一人でございます。

今回の制度改正の一つの条件として、投資家の保護という観点が言われているわけでありまして、法制度の中にも組み込まれているわけですが、協会さんの方でも、自主ルールということでこれまでも鋭意頑張っており組んでいらしたというところをお聞きしておりますけれども、この制度が導入されることによって、さらにそうした新しい課題に対してどのようなルールを自主的に決めようかと今考えていらっしゃるのか。先のことであるという御判断もあるかと思っておりますけれども、今の段階で、もし仮にこれが制度として導入された場合にはどうなのかということにつきまして、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○奥本参考人 確かに、証券事故といいますが、そういうことの防止といえますか、その懸念といえますか心配といえますか、それは関係者と一緒に持つところでございます。

御案内のように、この証券仲介業者というのは、投資家に対しての取引の勧誘は行いますけれども、いわゆる業務そのものは、裏にありますが証券会社の代行をするということで、直接金銭とか証券の授受その他のことは仲介業者自身はやらない仕組みに今度の法律はなっているというふうな思っております。したがって、そういった意味では、仲介業者に仮に何か不測の事態が起こったと

きも、その裏にありますが契約証券会社がすべての責任を持つというのが今回決まろうとしているルールというふうな思っております。

ただ、我々協会としまして、さはさりながら、仲介業者そのものが顧客との取引の勧誘をするわけでございますので、当然のことながら、その仲介業者自身に、証券会社に課しているのと同じようないわゆる規制といえますか、監督といえますか、指導といえますか、そういったことは当然やっていかなくてはならないことだと思っておりますし、そういった意味では、仲介業者そのものに営業免許といえますか営業の資格を取っていただくことは当然ですし、そのほかのもろもろの証券会社にお願ひしております。あるいは仲介業者に働く個人でも適用させていただきたいというふうには思っております。

○上川委員 証券仲介業者として登録する場合の国の方のルールにおいては、個人、法人ともに資格があるということでありまして、そのときの一つの判断材料として、過去五年間に行政処分をしているようなこととか、いろいろなトラブルを起こしている人かどうかをチェックするというような規定もあるわけでありまして、業界の中での証券会社と仲介業者の間で業務委託契約を結ぶときの一つのルールとして、今その辺の具体的なお話はなかつたんですが、今のような条件、そういうものとしてどういうものを考えなければならぬとお考えなのか、もう少し具体的にわかればぜひ教えていただきたいと思います。

○奥本参考人 今具体的に、先生御指摘のように、まだそういったことの細かいルールまで決めているわけじゃございませんけれども、当然その仲介業者の責任は証券会社が負うことになりましたので、証券会社側が大変その辺のところはナーバスといえますか、シビアに物考えることになってくると思います。当然のことながら、いわゆる非適格者、証券会社自身が判断する一つの非適格者を証券仲介業者として契約するようなことは、

証券会社のコンプライアンスの面、あるいは自己保全の点から、まずないのかなというふうには思っておりますし、また、協会としまして、当然のことながら、先ほども申しましたけれども、もちろんルール、例えば営業員資格の取得であるとか、あるいは研修であるとか、そういったものは同様に課していかなきゃいけないんだというふうには思っております。

○上川委員 仮に証券仲介業者が顧客に対して損害を与えるという場合には、証券会社が損害補償の責任を第一義的に負う。あとは、証券会社と当該の仲介業者との間の契約に基づいて国民の間でトラブルの処理をする、こういう形になろうかと思うんですけれども、投資家保護という形で、セーフティーネットが基金ということで積み立てられているわけでありまして、今五百億ぐらいということですが、こうした新しい仲介制度が導入されると、これで十分かなというふうにも考えるわけでありまして、

そして同時に、一つの適格要件を別の観点から担保する方法として、登録するときに、例えば供託金というか、自分でこれだけの責任を持ってやりますよというふうな資金を積んでいくというふうなこともあり得るんじゃないかと思うわけでありまして、この点につきましては、個人、法人が自由に参入できるという面のメリットと、そしてそういう形で少し制約を課していくことのデメリットもあると思うんですが、この辺のバランスも含めまして、どのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○奥本参考人 今先生御指摘の投資家保護基金というの、顧客が証券会社といろいろ取引をするときに、証券会社がその顧客の資産を分別して管理する、つまり、証券会社に万一のことがあったら、顧客の資産はその限りにおいてはすべて守られるという制度でございます。今度の仲介業者の制度も、仲介業者が直接商いするんじゃないかと思っております。証券会社が商いするわけでございますので、当然、仲介業者を通して顧客もその証券の

投資家保護基金の対象になるわけでございます。

したがって、仲介業者を通して顧客が、仮に仲介業者がおかしなことも、それは全然関係ございませんで、自分の財産は裏にありますが証券会社が分別保管をしているということで、それは投資家保護基金によって守られているということでございますので、仲介業者を通してからといって、直接的に特別な不利益をお客様の方がこうむるということはないというふうな理解しております。

○上川委員 時間もないものですから駆け足で恐縮でございますけれども、ぜひ投資家保護という観点からの、証券業協会さんの中での自主ルールという形については万全の整備をしていただきまして、それが有意義では信頼の醸成につながるということでございますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

続きまして、持ち株会社制度ということで、土田参考人と奥本参考人にそれぞれ一問ずつお伺いさせていただきます。

今回の制度の背景には、国際競争の大変な激化ということがあるということでございまして、一番の例としましては、ヨーロッパにおける状況というのが日本の中での議論の参考になるわけでございます。ロンドン、ユーロネクスト、それからドイツの取引所が三大拠点ということで、ヨーロッパをある意味では集約した形で今誕生しつつあるわけでありまして、それにアメリカも加わり、またアジア太平洋という地域の中で考えてみますと、大体二、三ぐらいの取引所が一つの核になって展開していくような将来イメージというものもどうも考えていらっしゃるんじゃないか、こんなふうな思っているわけでございます。

そういう中において、東アジアあるいはアジアあるいは太平洋地域の中での東京あるいは日本をハブ的な機能を持つような拠点を育てていきたい、こういう目標の中で、今回、ルールについて細大見直しをしていくというふうな背景があったというふうな考えておりますけれども、この取引所の競争力というのはひとえに経済の競争力と

直結しているわけでありまして、そういう意味では大変難しい解を解くわけでございます。

今回の制度が導入されていった場合に、ハブの機能を持つような日本の拠点をイメージした場合に、この制度によってその競争力を高めることができるようなものであるかどうか、そういう期待を持っていられるのかどうか。あるいは、もしこれが十分でないとするならば、それ以外に、あるいはそれに加えて、どういう条件あるいは制度の部分での改正とかそういうものをお求めになるのか、この辺の経営戦略の部分も含めて、どんな見通しを持っていらっしゃるのか、まず東京証券取引所の土田参考人にお伺いしたいと思っております。

○土田参考人 東京証券取引所の土田でございます。

ただいま委員のお話にもございましたが、近年、証券市場のグローバル化、ボーダーレス化の進展によって、国際的な市場間競争はますます激しさを増してきております。それで、取引所のいわば合従連衡の動きは殊に欧州を中心に活発化しております、アジアにも波及しつつあります。

ただいまお話にもございましたが、取引所には多種多様な機能が要求されてきて、それには多大な経営資源の投入を必要とするものでございます。したがって、国際的に見ましても、真に競争力のあるメジャーな市場というのはアジア、米州、欧州の各地域にそれぞれ二、三カ所しか生き残らないのではないかと考えられます。

そのような情勢にかんがみますと、日本の取引所の国際競争力をいかに高めていくかということ、非常に重要でございます。そのため、緊急に環境整備を図ることが必要でございます。

この点、これまで法的にいろいろ御対応をいただいておりますが、今回さらに、日本の取引所が法的な制約によって後手を踏むことにならないように、早急に法的な取り組みを整備していただきたいと考えておるわけでございます。その点、今度の法案は、日本の

取引所が持ち株会社制度を活用したり、海外に端末を設置して海外からの注文を直接受注したりという国際展開を図っていくための法制度の整備など、私どもにとりましても多様な選択肢を提供するものでありまして、大変時宜を得たものであると考えております。

御指摘のように、確かに経済の競争力は大きく物を言います。それはもちろんでございます。しかし、例えば第二次大戦後のロンドンを見ましても、世界屈指の経済力はなくなりましたけれども、依然としてそのノウハウないしはサービスの集積というものが残っておりまして、ロンドンは今でも世界屈指の金融センターとしての地位を維持しております。

日本は、もちろん私も経済的な発展を希望いたしますが、少なくとも金融・証券市場につきましては、このような環境整備を踏まえた私どもの努力によって、アジアでリーダーとしての旗を立てたいというふうに考えております。

今後何か特別に要望することがあるかというお話もございましたが、まだよく考えているわけではございませんが、一つだけ申し上げますと、私も、外国企業の日本上場を勧誘しているわけでございますが、実務上、有価証券届出書とか目論見書、その他諸手続に要する時間が競争相手の海外市場に比べて長くなるために、日本への誘致に困難を感じているというところはございます。それからもう一つは、日本の場合には、英語などで用意される書類を詳細かつ正確に日本語に翻訳する必要がありますので、その時間や費用などで不利になっている面もございまして。

そのような点、私どももよく考えたわけではございませんが、さらに工夫をいたしまして、何らかの国際競争上の配慮をお願いできないかということもございまして。なお今後よく勉強した上、あるいは法制度面においてお願いしなければならぬことが出てくるかと思っております。ひとつ、そのときはよろしくお願いを申し上げます。

○上川委員 最後に、簡単に質問を一点だけさせていただきます。大変恐縮でございますが、今、日本の市場が大きくなるということなんですね。中、マーマーケットは大変競争が激化するというんです。大阪の立場はどうでしょうか。

○巽参考人 持ち株会社でございまして、大阪は東京に合流するつもりは一切ありません。それで、国際的な市場間競争という前に、国内の市場間競争があつてしかるべきだと思います。

ですから、大阪と東京の収益差なんかも見ていただいたらわかるように、これだけ風下に立ちながらいかに健闘しているか。それは一に投資家に帰するものでありまして、大阪はそういう努力を重ねていきたい。それがなければ、東京の高コスト体質に合わせますと、今度の統一清算機関を見ましても、結局それができたことにより、大阪は手数料を上げなければならないというような問題も出てきます。そういう問題を一つ、もっと言いたいことがありますが、ちょっと時間がないうちでございます。

○上川委員 ありがとうございます。

○小坂委員長 次に、生方幸夫君。

○生方委員 民主党の生方でございます。参考人の皆さんには、お忙しい中、きょうは超越していただきまして、ありがとうございます。まず最初に、お三人の方にお伺いしたいんですが、端的にお答えをいただきたいんですけれども、株価がきょうはまだ八千四円台を保っているようにございますが、数日前には二十年前の水準に戻ったというふうな、非常に長期低落傾向を続けているわけではございませんか。

日本経済そのものが悪いことは事実なんですけれども、日本経済の規模が二十年前に戻ったわけではもちろんないわけではございまして、株価がここまで下がっていくには、私はやはり市場の構造的な問題とか取引上の構造的な問題というのがあるのではないかと、非常に思っております。株価がここまで下がってしまったというふうな、また反発して、上がっていく気配が何も見えない最大の原因は何だということにお考えになっているか。まことに難しい問題を端的にお答えいただくというのは難しいんですが、手短にお答えをいただきたいと思っております。

○奥本参考人 お答えします。

いわゆる基本的な景気とか経済というものを抜きにして、では何かというお尋ねだというふうな理解します。

端的に言って、現在、需給面のバランスが非常に狂ってしまったというところがあるのではないかと、一つは銀行等の持ち株の売却、これが法律で決まっている中、いわゆる持ち合い解消というのが進んできている。それからもう一つ、ここへ来まして、年金の代行返上という問題に絡みます売却要請が必然的にどうしても出てきている。それに、そういうものをはやさずような一つの動きとかいうようなことで、残念ながら需給面でのバランスが崩れているのが、因先、このところの株価の非常な低落の一番大きな原因だというふうな思っております。

○土田参考人 ただいま証券業協会長からお話になったことと趣旨は同じでございますが、このような非常に厳しい状況になっております背景の一つとして、例えば銀行への株式の保有制限とか厚生年金基金の代行返上など、いろいろな制度変更が一時期に集中したことに伴う需給環境の悪化による影響というものが大きいのではないかと、思っております。そのような株式の売りどで吸収するかについての検討も必要ではないかと思っております。

その他、いろいろの問題をいたしまして、ただいま関係者の中で対策を研究しておられるやに承っております。ぜひこの有効な対策をお考えいただきたいと期待しております。

○巽参考人 巽でございます。

ちょっと観点が違いますけれども、日本の投資技術とか商品開発力というのは、これは、私は十

年前から言っているわけですが、本場に草野球とプロ野球ぐらいの違いがあるわけですが、欧米人。

なぜそう言ったかというのを考えますと、一九九〇年、一九九一年に大阪はデリバティブで世界一になったわけですが、この事実を皆もお忘れになっていると思うんですが、当時、東京

一点集中で、現物は全部東京へ東京へと、これは合理的だと。それならば大阪は何で生きるか。これからデリバティブ時代に入ること、デリバティブを大阪は導入したわけですが、非常な苦勞をして導入をいたしました。私もそのときに新構想研究会会長で、トップに立っていました。

ところが、世界で一位になったら、これは犬のしっぽが胴体を振り回すんだという東京証券取引所の理事長以下の意見が出てきて、規制を加えられて、一位から三十三位に落ちたわけですが、この事実を、私は毎年毎年海外へ行くが、海外へ行きますと、みんな、なぜあんなことをやるんだと。その間、ゼロだったドイツのユーレックスは世界一になったわけですが、あの保守的なドイツがですよ。その会長のフランクというのはいくつもすけれども、その規制が行われたときは、三日間神戸に滞在しまして、私の家にも来まして、なぜそういうことをやるんだ、わからぬと言った、国際常識から考えて。こういうことで、せっかくの芽を摘んだわけですね。当時、シカゴなんかでは、主婦が買い物かごをぶら下げてオプション取引をやっていた時代なんです。

そういうことを考えますと、あのとき失ったあれというのは、大証が何ぼ減ってシンガポールへ五〇％行ったとか三〇％行った、そんな議論と違っています。国益として、国のそういうものが全部持っていたか。それが今銀行なんかでも、いろいろなことで行き不透明で経営できないということになっていないのでしょうか。

それは平成九年に、大証の、六月九日、いつも先物記念日というのをやるんですけども、そのときに、ゴールドマン・サックスのアトキンソン

以下全部が、日本の銀行はこうなるぞと。僕は、言い過ぎだからやめてくれ、こう言うたんですが、いや、これはやっておいだ方がきれいになるという記念講演がございましてけれども、そういうことをやはり考えていかなあかんと思うんです。このまま行きますと大変なことになると思うんです。

あのままやっていますと、国民そのものにもデリバティブというものは浸透してきたし、そして皆がそういう気持ちを持ったと思うんです。それを失ったということは、本当に機会を失って、そのまま棒立ちになっているという状態ではないかと思うんです。それが株価対策に一番大事だと思うんです。これだ、あれだという目先のことを皆申されますけれども、一番大事なことはいかにいうことかというふうに思います。

○生方委員 需給ギャップの問題とそれから商品開発の問題、両方ともあると思うんですが、需給ギャップの解消については、日銀が株を三兆円買つか、その枠を広げるとか、いろいろなことをやっているわけですね。それにもかかわらず株価が上がってこないというのは、株式市場そのものに魅力がないというのか、もちろん使い勝手が悪いということもあって今度の証取法の改正というものがつながつているというふうに私は思うんですが、やはり証券取引所や証券協会の方の努力も足りないんじゃないか。

需給ギャップの問題が出てくる背景には、個人投資家が非常に少ないということがあるわけですが、個人投資家の層を厚くするということが需給ギャップの解消にももちろんつながるわけ、そのための努力、今お二人の方が申し上げたのは、いすれにせよ、政府の政策が余りうまくいっていません。なかつたから需給ギャップが広がってしまっていて、それが株価に反映しているというふうにも、受け取りようによっては受け取れるわけでもないというふうには思わないので。

ただ、さはさりながら、証券協会あるいは取引所としての努力というのでも当然していかないけれども、

では、こういった企業収益を背景に、個人投資家をどうやって誘導するのかということが一番大きな、今度、我々の宿題になっておると思っております。当然のことながら、いろいろ、先般お願いしております税制というののも一つの必要な部分でございます。あるいは、景気対策に対する政治のアナウンスメントというの、やはり個人投資家を株式市場に誘導する一つのきっかけになるのかというふうにも思っております。

ただ、現在のようないくつかの金利の中、あるいはこういった企業収益の回復の中、何か一つのきっかけがあると個人が動き出す、その下地といえますか、その場面はできてきているのかなというふうに期待しているところでございます。

○土田参考人 証券取引所というのは売買の場を提供するのが本業でございますので、余り個人投資家自体等の接点は多くございません。しかしながら、ただいま証券協会会長からのお話もございしますが、私も最近、消費者教育ないしは学校教育に積極的に取り組んでおります。それから、証券知識の普及、さらには各種のセミナー、それに力を入れております。さらに、東証の中にアローズという施設がございまして、これを利用いたしまして説明会やセミナーをいろいろ開くようにお願いしております。これは大変盛況を見ております。この点が一つでございます。

それからもう一つ、これもやや構造的な問題であり、関連問題ではございますが、証券取引所は単に売買の場を提供するのみならず、その上場企業のレベルアップを図るといふ非常に大きな使命を近年持つに至りました。そこで、上場企業に對しまして、例えば企業情報の開示の促進ないしは投資単位の引き下げなどの面で要請を重ねてきております。

その背景にありますのは、株価の水準、それはもちろん景気動向などによって左右されるものではありますし、そのほか、税制その他、いろいろな制度面の手当てにも影響されますが、基本的に

引所としての努力というのでも当然していかないけれども、ばいけないうわけですが、残念ながら、私の方にはなかなかそういう努力が伝わってこないんでございますが、その辺はいかがでございましょうか。またお三人の方、お願いします。

○奥本参考人 先生御指摘のとおり、個人投資家の参入といえますか、株式市場への参入というのが、これは喫緊の課題であることは論をまたないわけでございまして。残念ながら、まだ全体の中に占める個人の出来高も大変少ないものがありますし、御案内のとおり、千四百兆と書かれていますが、国民金融資産の中に占める株式の割合も相変わらず低調な事実がございまして。私どもとしまして、これをどうしてやるのかということについては大変大きな問題と捉えておりまして、例えば一％動いても、十四兆の金が動くわけでございまして。

そういった中で、協会としてまずやらなくてはならないことは、今さらと言われるかもしれませんが、地道な啓蒙活動、啓蒙活動。個人に対する、いわゆる投資の啓蒙、啓蒙活動がどうしても必要だということがまず第一でございます。これにつきますと、先般、もういろいろな機会を通じてそういったものに取り組んできておりますし、あるいは、今般NPO法人になりますエイブロスという、そういった個人株主をつくらせていくためのNPO法人も協会がバックアップして発足いたしました。

あるいは、当然のことながら、個人が株式に投資する魅力をどこに求めるかということがあろうと思っております。当然のことながら、株に魅力を持つということは、各企業が企業努力によって企業収益を上げてくる、それが評価される、それが認知されるということが第一だと思います。

先生御案内のとおり、最近のいろいろな数字だけで見ますと、企業収益というのは完全に回復といえますか、ある水準にまで来ておりまして、どちらかというと、株式の割安感が出ております。それが、先般私が申し上げた、需給関係の悪化ということをお願いしたことにつながるわけですが、

けれども、

では、こういった企業収益を背景に、個人投資家をどうやって誘導するのかということが一番大きな、今度、我々の宿題になっておると思っております。当然のことながら、いろいろ、先般お願いしております税制というののも一つの必要な部分でございます。あるいは、景気対策に対する政治のアナウンスメントというの、やはり個人投資家を株式市場に誘導する一つのきっかけになるのかというふうにも思っております。

ただ、現在のようないくつかの金利の中、あるいはこういった企業収益の回復の中、何か一つのきっかけがあると個人が動き出す、その下地といえますか、その場面はできてきているのかなというふうに期待しているところでございます。

○土田参考人 証券取引所というのは売買の場を提供するのが本業でございますので、余り個人投資家自体等の接点は多くございません。しかしながら、ただいま証券協会会長からのお話もございしますが、私も最近、消費者教育ないしは学校教育に積極的に取り組んでおります。それから、証券知識の普及、さらには各種のセミナー、それに力を入れております。さらに、東証の中にアローズという施設がございまして、これを利用いたしまして説明会やセミナーをいろいろ開くようにお願いしております。これは大変盛況を見ております。この点が一つでございます。

それからもう一つ、これもやや構造的な問題であり、関連問題ではございますが、証券取引所は単に売買の場を提供するのみならず、その上場企業のレベルアップを図るといふ非常に大きな使命を近年持つに至りました。そこで、上場企業に對しまして、例えば企業情報の開示の促進ないしは投資単位の引き下げなどの面で要請を重ねてきております。

その背景にありますのは、株価の水準、それはもちろん景気動向などによって左右されるものではありますし、そのほか、税制その他、いろいろな制度面の手当てにも影響されますが、基本的に

引所としての努力というのでも当然していかないけれども、

では、こういった企業収益を背景に、個人投資家をどうやって誘導するのかということが一番大きな、今度、我々の宿題になっておると思っております。当然のことながら、いろいろ、先般お願いしております税制というののも一つの必要な部分でございます。あるいは、景気対策に対する政治のアナウンスメントというの、やはり個人投資家を株式市場に誘導する一つのきっかけになるのかというふうにも思っております。

ただ、現在のようないくつかの金利の中、あるいはこういった企業収益の回復の中、何か一つのきっかけがあると個人が動き出す、その下地といえますか、その場面はできてきているのかなというふうに期待しているところでございます。

○土田参考人 証券取引所というのは売買の場を提供するのが本業でございますので、余り個人投資家自体等の接点は多くございません。しかしながら、ただいま証券協会会長からのお話もございしますが、私も最近、消費者教育ないしは学校教育に積極的に取り組んでおります。それから、証券知識の普及、さらには各種のセミナー、それに力を入れております。さらに、東証の中にアローズという施設がございまして、これを利用いたしまして説明会やセミナーをいろいろ開くようにお願いしております。これは大変盛況を見ております。この点が一つでございます。

それからもう一つ、これもやや構造的な問題であり、関連問題ではございますが、証券取引所は単に売買の場を提供するのみならず、その上場企業のレベルアップを図るといふ非常に大きな使命を近年持つに至りました。そこで、上場企業に對しまして、例えば企業情報の開示の促進ないしは投資単位の引き下げなどの面で要請を重ねてきております。

その背景にありますのは、株価の水準、それはもちろん景気動向などによって左右されるものではありますし、そのほか、税制その他、いろいろな制度面の手当てにも影響されますが、基本的に

は、個別の上場企業の業績それから成長力、それを投資家がどのように評価するか、それによって決まるものでございます。したがって、それによって決まった業績の企業、将来性に富む企業はそれなりの高い評価を得ておりますので、なるべくならばそういうものを中心として、いわば上場銘柄のレベルアップを図りたい、これは若干間速のようでございますが、基本的には大事なことであると思っております、その方面に努力をしております。

○異議参考人 お二方が述べられましたけれども、そのほかに、やはり今五〇%のものが外人が取引しているわけですよ。この外人に不安を与えるということが株価にとっては一番のマイナスである。先ほど言いましたようなことも外人が不思議に思いますし、また、先送りなんかやりますと、一体何をやるのかわからぬという意見がある。

そして、いろいろやりますけれども、外資が何か違反をした場合は処罰したらいわけでありまして、何もかもそういう圧迫感に襲われているような感じがして、我々も外資と話し合ったときに常々思いますことは、大阪取引所が意見を吐いているから、ひとつ大阪取引所が代弁してくれないかというようにことまで言う始末であります。もちろん、デリバティブは国際商品でありますから、私たちはそういう意見を一つ一つ聞いて、何とか生かしていきたいというふうに努力しております。

それから、証券市場というのは、まず第一に投資家のものでありまして、続いて発行会社のものである。今までの例からいいますと、第三番目に取引参加者である証券会社のものである。私はずっとその精神で来ております。でありますから、証券取引所というのは、とにかくコストを削減して、いかに安くして、そしてその余ったことを投資家に戻す。その中に投資家育成のセミナーなりなんなり、いろいろあるわけですから、そういう格好に持っていかなければいかぬ。

ですから、先生御存じだと思えますけれども、今協会それから東証、大証というのはとにかく日

本一、世界一になるのと違いますか、給料の高さというのは。一回も下げたことはない。私は、就任しまして三年になりますけれども、益暮れ二回のあれも、給与体系も変えました。そして、益暮れの二回のあれも、六回、一歩も譲らず、頑張りました。そういうところから生まれてくるのがリストラでありまして、そしてそれを提供せぬと、先ほど申しましたように、一番目の投資家に対してはもう一つ申しわけない、第二番目の証券会社に対しても申しわけない、それから証券会社に対しても申しわけないというところであります。

○生方委員 土田参考人にお伺いしたいんです。今度証券仲介業が導入されますと、新聞によれば、コンビニでも株が買えるようになるというように報道されておりますが、そういうことになるのかどうかというのが一点。

コンビニというのは、御承知のとおり、二十四時間営業しているわけで、今の証券取引所は三時には閉じてしまうわけで、一時、この取引時間を伸ばすべきだという議論もありましたけれども、株価がこういう状態なのでその議論も断ち切れなくなってしまったようなんですが、コンビニで広く売ることがあるというふうな想定をなさっているのか。それから、そういうふうになった場合に、今の証券取引所の開設時間、午後三時で閉めてしまおうという状態のままでいくのか、あるいはそれは改める方向に行くのか。その二点をお伺いしたいと思います。

○土田参考人 コンビニでどのような業務を扱うか云々につきましては、正直に申しまして、証券取引所の方の仕事ではないのでございます。しかしながら、一般論として申しますと、そのような販売チャンネルが広がりますと、だれもが投資しやすい市場の整備が進展するということは、個人投資者を中心に証券市場への参加を促すという点で一定の効果があるものと考えております。

なお、取引所の取引時間の問題でございます。これにつきましては、現在でも、投資家は証券会社に対して、ある種の証券会社に対してですが、

二十四時間注文を出すことは可能でございます。しかしながら、取引所といたしますと、取引所の取引には売買双方に大量の注文が集まること望ましい。そして、豊かな流動性を持つ市場であってこそいよいよ適正な価格形成を期待できるというふうな考え方を持っております。現在では、東証は、朝八時から証券会社からの注文を受け付けまして、九時の立ち会い開始のときにまとめて、板寄せ方式と言っております。このように方法を現段階においてはそのニーズにこたえることができておるのではないかと。取引時間を延長してもらいたいという要望はさほど強くはないと思っております。

ただ、もちろんこのような市場の状況は刻々変わっていくものでございましょうから、今後とも外部環境、ニーズ、それについては十分注意していきたいと思っております。

○生方委員 東証が株式会社になってから一年半ぐらいたちますか。株式会社になったことによっても、もちろん人件費の削減とかそういうことはあったんでしょうけれども、今取引所そのものがどういふふうに変ったというふうな評価をなさっているかをお伺いしたいと思います。

○土田参考人 株式会社になりましたということ、一面では、これは営利追求の組織ではないかというお話がすぐ先に立つわけですが、むしろ私どもとしては、株式会社制度というものを中心に現在の会社法とか企業会計制度が一番よく研究され、時代とともに進んでいっている。そのすぐれた制度を取り入れて、企業の運営に規律を持たせるといふところが、一番株式会社化した結果の差し当たりのメリットではないかと考えております。

人件費その他を初め、あらゆる面でいわばリストラを東証は東証なりにやっております。それで、苦しいながら、収入は減少しましたが、利益はふえるというふうな決算を何とか組めそうに思っております。でございますが、そのようなことで

企業経営に規律を持たせた上で、さらに今後、業務を国際的にも展開し、やがては株式を公開するということを目標にしたいと考えておるところでございます。

○生方委員 土田社長は新聞のインタビュー等で、アジアでの生き残り戦略が非常に大事だといふふうに繰り返し述べられておられますが、具体的にはアジアの中で生き残りを図るためにどんなことをお考えになつておられるのか、今ある考えの中でお聞かせをいただきたいと思っております。

○土田参考人 これは多岐にわたるのでございしますが、まず、なぜアジアでかということを一言だけ申しますと、やはり取引所には豊かな流動性というものが必要でございます。それをかき集めるためには、取引所の使い勝手のよさというものが必要でございます。その場合に、この競争におくればとりますと、例えば東京とソウルでは時差はございしません。それから、東京と上海、東京と香港は時差は一時間のみであります。そういうことで、競争に負けずと、途端に注文を他の取引所に奪われるおそれがございます。

したがって、私どもは、アジアの有力取引所としての地位を確立したいというのを最優先にしているわけでございまして、いろいろ申し上げたいことはございしますが、柱だけ申しますと、外国企業の上場を誘致したい、それから国際提携や市場間リンクを推進したい、さらには海外PR、それから東証の株式公開に向けたIR活動を充実したいというような三点を当面の重点課題として掲げており、その方面で活動を推進しているところでございます。

○生方委員 ありがとうございます。終わります。

○小坂委員長 次に、松本剛明君。

○松本剛明委員 参考人の奥本会長、土田社長、異社長には、お忙しいところ本当にありがとうございます。証券取引法の改正案に関連しておいでいただきまして、幾つか質問をさせていただきます。

仲介業制度についてということで、既に先ほど上川委員と奥本会長との方でいろいろ御議論がなされたのを私も拝聴させていただいておりました。協会としては、チャンネルがふえるということ

とで、いわばこの法案改正は歓迎されるということではなからうかというふうに思います。地場証券との関係についても続いて御質問があったと思うんです。

ただ、そんな中で、私としては、今申し上げたように、この証券市場、投資家にとっての信頼の回復ということから考えた場合には、一部質問が出ていましたけれども、仲介業者が存在することによって、非常に責任の関係が不分明、わかりにくくなるのではなからうかということは、やはり懸念として持たざるを得ません。

特に、今回の制度では、いわば複数の証券会社に所属する仲介業というの制度としては予定されているということでもあります。先ほどのお話で、これは最終的には契約する証券会社が責任を負うことになるだろう、こういうお話でありましたけれども、契約するまでの段階、もしくは契約する証券会社がはっきりするまでの段階でも、複数に所属する仲介業をやった場合、さまざまなトラブルが起こることも想定されるだろうというふうに思いますし、協会として、その辺のところ、この仲介業に対してどういうお取り組みをされるつもりなのか、整理をされていかれるつもりなのか、そういったことも含めて、この仲介業制度に対する御所見、お取り組みを伺いたいと思います。

○奥本参考人 仲介業制度につきましては、先ほどもお話ししました、また先生からの御指摘にもありましたように、個人投資家にとりましては、証券会社に与えらるという意味、あるいは、証券会社にとりましては、いろいろな展開ができるという意味で、基本的に賛成でございますが、今の仲介業者が複数の証券会社と契約できるという部分、これにつきましていろいろの意見があったことは承知しております。

投資家にとりまして、一つの証券会社に限られた取引を強いられるよりか、複数あった方が利便性が高いんじゃないかということが一つ。例えば投資信託の例をとりますと、やはり複数の証券会

社と取引があった方が投資家にとっていろいろ選択できる余地が残るというふうなこともございいます。それから、いわゆる責任の問題も、それぞれの証券会社と顧客との間で賠償責任が義務づけられるわけでございいますけれども、投資家保護に支障がないような仕組み、つまり、複数の証券会社との取引があったときに、それぞれの証券会社がそれぞれの責任を連帯して負うというふうな意味の保護も必要であるというふうに思っておりますし、そのような手当てもされるように思っております。

したがって、どちらかといいますと、単数で限られた、まあ仲介業のいろいろな種類といいますが、いろいろな出方にもよるわけですが、今回、この仲介業が進出していくにつきまして、いろいろなパターンのものが考えられる。その中で、仲介業者のバックにある証券会社が一つに限定されるよりかは複数であった方が投資家の利便性にもそぐうし、また、御指摘のあるいわゆる責任といえますか、その辺のところも、しっかりした手当てをすることによって十分保護できるのではなからうかというふうに思っております。

○松本(剛)委員 この仲介業制度が取り入れられることによって、いろいろな複雑なことも出てくるのではなからうかというふうに思いますので、ぜひその辺のところはよく現場を見ていただいて、協会としてのお取り組みもお願いをさせていただきたいと思っております。

続いて、取引所の方について、土田社長、巽社長にお伺いをさせていただきたいと思っております。

先ほども少し触れられましたが、持ち株会社制度が今度導入されるということになります。これから、法案が成立する中で、各取引所さんにおかれても、この制度をどう活用するかということの御検討が始まるのであろうというふうに思っています。同時に、株主のルールも今回変更になるわけでありまして、具体的に、持ち株会社移行であるとか各市場間提携ということも先ほど土田社長の言葉の中でありましたが、どんなイメージを想

定されているのか、もし御意見があれば伺いた

い。例えば、巽社長の話を伺っている限りはちょっとあり得そうにないのですが、土田社長の話を伺うと、ひょっとしたら東証、大証が資本提携するということも想定されておられたのか。特に、NTTさんのときにもありました、国際競争に目を向ければ国内を固めないかぬという話が出てきますが、国内の中での競争が必要だという意見があればそういう話にもなってくるわけでありまして、この持ち株会社制度を活用した中での市場間提携、国際提携といったことについて簡単に、土田社長、巽社長にもう一度御意見を伺いたいと思

います。

○土田参考人 私ども、持ち株会社制度の運用について具体的なイメージを今持っているわけではございませんが、どちらかというと、証券取引所間の国際的な市場間競争がますます激しさを増してきておる。これに対して、どのような方策でこの競争を乗り切っていくかというような観点から、この問題に非常に魅力を感じているわけでございます。

すなわち、持ち株会社形態は、どこかと提携をいたしますときに、親子会社間に比べますと、兄弟会社間の関係はそれぞれの経営の状況が相互に直接的な影響を与えにくい、リスクの遮断の面ですぐれている、そういう仕組みでありまして、持ち株会社を通じて兄弟会社化による合併代替とか業務提携の強化も可能であるというふうと考えておるわけでございます。

いろいろ具体的に御説明を申しませんが、近年、海外、殊にヨーロッパ及びアジアの主要取引所で、持ち株会社形態を採用するものがふえております。その中の一つの典型といたしまして、ユーロネクストというのがございますが、これは持ち株会社の親会社はオランダ法人でございますが、その傘下にパリ、ブラッセル、アムステルダム、それからリスボン、さらに先物取引所はロンドンのLIFFEという多国間の取引所を傘下に

おさめておるといふ非常に注目すべき発展形態を示しております。

このようなものも見ておりますと、私どもは、取引所の業務全体が一つの持ち株会社形態で、どこか手を組む、組み入れられるということは、それはさすがに当分はないだろうと思っております。でも、例えば、システムの共有とか情報データの配信とか、そういうものにつきましては、この持ち株会社制度も導入して、その下で他の取引所と合併を組むというようなことはあるいは考えられるのではないかと。もちろん、まだ具体的な構想を持ってはいるわけではございませんが、今後の国際競争を乗り切るために、この法律にもございいますような有効な選択肢について非常に関心を持っておりますという状況でございます。

○巽参考人 今後、戦略とか選択肢が非常にふえてくるという点では、私は非常に好感しております。

それから、今土田さんも述べられましたけれども、私は、考えとしては、まずマーケットありき。まず提携ありきということで国際戦略を組んでおられません。まずマーケットありき、その後提携ということで、あらかじめそういう協定を結んで話し合っている国等もありますけれども、何しろ日本は今一つしか、二つ言うたら、札幌やら怒ると思えますけれども、ないわけですから、大阪がしっかりしなければならぬというふうにいるんです。ドイツ圏でも三十ぐらい取引所があるわけですよ。だから、まず国内競争に打ち勝って、まずマーケットありき、その次に国際的な提携を考えています。

先ほど言いましたような、一九九〇年の、トップになったときは、また違った戦略が立てられたと思えますけれども、今となつては、一から努力して積み上げて、またもとに戻さないかぬという状態でありまして、そういうことでござい

ます。

それから、こういう問題がありまして、やはり一番、何回も申し上げますけれども、市場のコスト

というものを安くしなければ国際競争に敗れるということは当然のことでありまして、その点は、我が国は本当に根底から洗い直さなければならぬというふうな思っております。

○松本(副委員) お伺いしたいことはたくさんあるんですが、私の持ち時間もあるようですので、最後に御要請だけ申し上げて私の御質問を終わらせていただきますと思います。

今もお話がありました。利便性とか、またコストを下げるとか、そういう投資家にとつての環境を整えていただくことはもちろんですが、繰り返すことになるのですが、信頼回復ということをご進めいただきたいと思ひます。

インターネット証券の関係者が、なぜインターネット証券がはやるかといったときに、残念ながら、証券会社さんで買うと損をさせられたと感じる、しかし、インターネット証券の場合は、多分損をしたと自分で思うのではないかと、それがゆえに多少ははやるのではないかと、それがゆえに方がいまいた。少なくとも、させられたと感じさせるものが残念ながらまだ残っているということ、は事実としてお認めをいただいて、改善に御努力をいただきたいと思ひます。

私たちは、ぜひこれ、強力な監視体制という意味で、独立した証券取引委員会を設けるべきだということをお願いしてまいりましたし、竹中大臣も午前中の審議で、委員会の機能強化が必要だということをお願いしてまいりました。私たちは立法の立場からいろいろ努力をしていきたいと思ひますが、ぜひそちらの現場の関係者の皆さんにも御尽力をいただきたいというふうに思ひます。

特に、後で質問があるかと思ひますが、持ち株会社に関連して、それぞれ子会社、関連会社からさまざまな話が出てきております。これは東証さん、大証さん、いずれもでございますが、そういった面に関する管理もしっかり見ていただく中の信頼回復にお努めいただくようお願いを申し上げて、私の方の分担を終わらせていただきますと思ひます。参考人の方々の御協力に感謝を申し上げます。

し上げます。ありがとうございます。

○小坂委員長 次に、中塚一宏君。

○中塚委員 お三人さんにはどうも御苦労までございます。

資本市場、証券市場の活性化ということで、まず税の話から伺いたいんですが、日本経団連が四月中旬に「緊急株価対策として講ずべき税制措置について」というものを提言いたしておりますが、相続税評価二分の一、所得税、住民税の譲渡益、配当の非課税、譲渡損失について給与、事業所得を含む他所得との通算を可能とする等々提言をしておりますが、この考え方について、お三人さん、どのような御見解をお持ちか、お聞かせいただけますか。

○奥本参考人 証券税制につきましては、平成十五年改正におきまして、将来の金融所得課税の一本化というものを視野に入れた上で、株式譲渡益、それから配当、それに株式投資信託の分配金等の税率を引き下げ、一〇%になったわけでございます。また、もう一つ大きな課題でありました投資家の納税面での手続、これの簡素化ということにも配慮した改正が図られたところであります。

先般、経済界三団体の要望も、こういった改善策はそれとして評価された上で、現在の経済情勢、いわゆる株価がバブル崩壊後の最安値を更新していくという状況にある、つまり、そのまさに危機的な状況にあるという認識の上に立つてこういった提案がなされたものというふうに理解しておりますし、私どもとしまして、その危機意識という点につきましては、全く私ども証券界も同じ立場でございますし、あるいはそれ以上に強い危機意識を持っております。

証券市場の活性化につきまして、いろいろかねてよりお願い申し上げておりますとおり、税制が重要であることはそのとおりであります。証券界としまして、今後この証券税制がどうあるべきかといったことの議論、あるいはその必要性については十分認識しておりますし、これからい

ろい先生方にもまたその議論をお願いしたいかなんてはならないというふうに思っております。ただ、この四月一日から施行されました本年度の証券税制が画期的な一つの改革であったがゆえに、目下は、税制改正の内容を広く一般個人に浸透させることが大切でないかというふうには考えております。また、そのための努力を日ごろ積み重ねていっている所存でございます。

何よりも大切なのは、当然のことながら経済の回復を図ることでありまして、また、株式市場そのものは、やはり、先ほど申しましたように、大きく崩れております需給の改善を図る必要があるというふうな思っております。そういった意味で、経済三団体が持ちました危機意識を共有しながら、いわゆる需給面での株式市場対策というものを目下お願いしているところでございます。

○土田参考人 証券税制につきましては、どちらかというと証券業協会で最前線に立つて運動をしていただいておりますので、私からはごく要点だけを申し上げます。

ただいま証券業協会長からお話がありましたことと原則として同じでございます。財界その他で市場の活性化を真剣にお考えいただいている、そのために問題提起をさせていただいているということとはありがたいことであります。

ただ、税制には専門家の検討がやはり必要であります。それからまた実務面の対応、国税、地方税当局及び会社の経理その他もろもろの多数の方々の実務面の対応は、現場での準備期間を必要といたします。ですから、当面は、今年度はかならず中身のある改正が実施されたところでもございまずので、今年度には実施された改正の浸透策を優先するべきではないかと考えております。

○巽参考人 証券税制に関しましては、長期的に個人投資家が証券市場に参入できるといふようなことに資するべき税制であつてほしいというふうな思っております。

○中塚委員 次に、投資家の資本市場に対する信任を確保するという、これが本法案が提出された

意図、趣旨であろうと思ひますけれども、そういう意味で、取引所というものの果たす役割、もちろんディスクロージャー制度とか、あとコーポレートガバナンスの強化、企業の内部統制整備等々あると思ひますが、それ以外に、証券取引所としてその責務をどのようにお考えか、土田参考人にお伺いしたいと思います。

○土田参考人 証券取引所の仕事についてでございますけれども、もちろん古典的には売買の場を提供するということが中心でございまして、それはそれで重要な機能を持っております。

ただ、そのほかに、近年、業務はかなり多様化してまいりました。例えば、証券会社に対する自主規制機能をフルに発揮いたしました。証券会社の取引の窓口その他について、遺漏がないかどうか、これを現場に密着した立場から監視し、それから必要に応じて意見を言うという話がございます。これはまさに市場の品質保証の機能であると思っております。

それからさらに、最近では、いわば上場会社の支援という部分が非常に大きく展開してきておりまして、上場会社の中ですぐれた企業を育て、これについて市場への情報提供を豊かならしめ、それからさらには、企業の取り組みの姿勢、経営姿勢というものをしっかりと開示をしていただく、それを促すというのも、取引所の任務の一つというふうになってまいりました。

このようなものを全体を通じて、取引所はいわば公共性、市場のインフラを支える公共的な使命というものをますます大きく持つようになっております。

私どもは、東証市場の公正性、信頼性を訴えて、それについて投資者の信頼を得たいというふうな考えております。これは一朝一夕にできることではございませんが、何年間も通じての努力をもって、いわば東証への信頼を確保したいというふうな考えておるわけでございます。

○中塚委員 次に、奥本参考人と巽参考人に伺いたいんです。

ネット証券なんかがどんどん台頭している中で、中小地場証券というものの今後のあり方なんですけれども、先ほどから自己売買のお話もありました。商い自体がどんどん下がっているというところもあるでしょうし、また手数料収入もどんどんと下がってきているということもあると思うんですが、そんな中で、三月に、株価対策ということで、自己売買業務のリスク管理の徹底というものがなされております。中小の中には、このリスク管理をしっかりするということになる新たな設備投資を迫られる、それが大変な負担になるというふうな話も聞いておりますけれども、この自己売買取引の規制というものが中小の地場証券に与える影響、そしてまたその打開策等ありましたら、お聞かせいただけますか。

○奥本参考人 先生今御指摘の自己売買規制の問題ですけれども、既に実行されております。少なくとも、いわゆる細かい規制というよりか、そもそも規制の原点が、大量に売りまたは買いの自己玉が建って、それがアクシデントが起こったときに本場にそれで大丈夫かと。つまり、自分の体力にあった建て玉の絶対額であるべきだというのがその考え方の基本であります。それを逸脱するような規制ではございませんので、一応一つのルールといえますか、先ほど申しましたように、それを守るというふうなことで既に行われております。

特別なそれに対する新たな設備投資、つまりコンピュータ投資等の必要があるというふうには理解しておりません。

○巽参考人 私は、自由化に入る前に、どんな自由化委員会というものをづくりまして、中小証券全部集めていろいろな検討を行ったわけでありまして、そのときに、一番冒頭に挙げましたのは、今まで証券業協会で、皆で連れ持っていたというふうなことは一切ない、そういう中小証券が同じような目的のために同じようなあれではない、自分の力によって経営していくということが最大の自由化に対する武器だということです。

ことを申し合わせてきました。

ほとんどそのときの証券会社もたなくなりまして、これはいたし方ないことでありまして、こういう変化の時代には、やはりみずからが変化して、そして先取りしてやっていくことでありまして、何か先生方も非常に温かいお言葉だと思いますか、これで中小証券は食っていくだろうとかという御心配も中塚先生なんかあると思うんですけれども、もうそういうことを言っている時代は去ったのではないかとこのように考えています。

それから、取引所は、やはり公平で透明な取引所をつくるのが一番大事であります。それには、我々は自主規制機関として、これをよそへ出すとかいう議論も世界では行われておりますけれども、自主規制の中において、そしてしっかりとそういうあれのもとに運営していきたいというふうに考えています。

○中塚委員 ありがとうございます。

今回の法案で、取引所を結合、連携できるというところになっているんです。それが取引所の国際競争力を高めるということなんですけれども、この結合、連携というのが本場に国際競争力を高めることになるのか。あるいは、そもそも国際競争力とは何かということについて、土田参考人と巽参考人の御意見をお聞かせください。

○土田参考人 取引所の競争力を決定いたしますものは、一つには、取引所の使い勝手でございます。それを支えるものは、最新鋭のコンピュータシステムでございます。それからさらに、市場が適切に管理されておって、いわば公正な取引を期待できるというふうな意味でのいわば信頼性、それも取引所の評価を決めるわけでございます。

そのような意味での競争ということになりますと、これはそれぞれの取引所が、殊に最新鋭のシステムを導入するとか、それから上場企業の管理のルールを強化するとか、一生懸命にこのアジアにおいても努力をしておるわけでございます。

日本は決してそれに負けてはならない。私も東証は、顧みますと、システムの面では恐らく世界最高の水準の電子取引所としての性能を持っております。しかしながら、全体としての、背後の、決済その他バックオフィスまで全体を通しますと、なお、例えば上海なり近隣諸国に、部分的にはございますが、劣っている面もございます。そのような点を早急に挽回せねばいかぬと思っております。

それからさらに、使い勝手という点からいいますと、先ほど御質問もあつたのでちょっと申し上げたのでございますが、外国企業の日本上場を誘致するときに、どうももう一つ不便なところがあつて、誘致に成功していない。その点もなおいろいろ工夫をお願いせにいかぬかと思っております。

そのようなことで、全体として競争力の強化を図ってまいりますが、そのときに、単独ではなくて、部分的にせよ、他の取引所と提携をして、そしていけば共同活動をする。それにいろいろな方法はございますが、今度法律で認めていただくことになっておりますところの持ち株会社とか、ないしはクロスボーダー関係の端末の認知とか、そういうものが非常に選択肢を多様にするという点で期待できるんじゃないかと思っております。

○巽参考人 取引所の提携につきましては、先ほど申しましたように、まずマーケットありきというところで、それを充実した上でそういう話がある。これは今はやりでして、提携したというたら何かできたみたいに思いますけれども、弱い味方を持ちますとこれは悪い敵に変わるといことは歴然としておりまして、海外でもそういう例がたくさんあります。そういったことも見越して、私たちは努力してまいりたいというふうに考えています。

○中塚委員 それでは、奥本参考人に伺います。日本証券業協会のあり方、今後というか、業界団体でありますし、また自主規制の団体でもある、また、ジャスダックというものの運営主体と

いうことなんです。特にこのジャスダックの問題について、東証と対等の立場にお立ちになるようなことをお考えなのかどうか、そんなことを含めまして、証券業協会の今後の姿ということについて、いかがでしょう。

○奥本参考人 ジャスダックは取引所というふうにはなっておりません。監視監督機関は証券業協会でございます。ただ、実際の運営につきましては、一昨年から株式会社ジャスダックとして、実際の運営面の仕事はジャスダック側に全部移行しているというのが実態でございます。

これをどう今後やっていくかということとは、これからいろいろな議論が行われる中で考えていかなくちゃならない問題だと思っておりますし、このままで安穩としていいというふうには思っておりませんが、いわゆる取引所としていくべきなのか、あるいはこういう格好での状態で行くのがいいのか、これからいろいろな議論を行いながら検討していくことだというふうに思っております。

○中塚委員 それでは最後に、奥本参考人にお伺いをいたしますが、今、時価会計とか減損会計について、凍結という議論がよくされているわけなんです。これについてどのような御見解をお持ちか、御意見を御披露いただけますか。

○奥本参考人 証券業協会としてコメントする立場かどうかいささか疑問ではございますが、あえて言わせていただくと、もう既にスタートしているものにつきまして、それを変えろということに対するリアクションといえますか、もろもろのこととは、マーケットを預かる者としては、いろいろ注意しなくてはならないことなのかなというふうには思います。

○中塚委員 どうもありがとうございました。

これで終わります。

○小坂委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木憲昭委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

参考人の皆さん、御苦労さまでございます。

証券取引法改正案の法案審議に資するために、特に市場の信頼性の問題についてお聞きをしたいと思ひます。時間ありませんので、きょうは異社長を中心にお聞きをしたいと思ひます。

異さんは、四月十七日に記者会見をされまして、「関連会社問題に対する本所の考え」というものを公表されております。今お配りした資料がそれでありましても、記者会見で発表された資料の中に、大証の元副理事長が無断で関連会社を設立し、関連会社を通じて仮装売買を行っていたこと、それが証取法百五十九条違反の疑いがある、こういうふうになられております。仮装売買とは、取引所資金を使って、十年十一月に証券会社を設立し、市場が商盛であることを見せるために、同社に対し発注を繰り返していた行為だ、こういうふうになられております。

そこでお聞きしますが、ここで言う証券会社というのは日本電子証券のことだと思ひますし、それから、発注していたのはロイトファックスだと思ひますが、この点を確認したいと思ひます。

○異参考人 そのとおりでございます。
○佐々木(憲)委員 このロイトファックスは大証が設立した関連会社の一つであります。異社長は、大証理事の当時に、大証が不正取引疑惑解明のためにつづいた調査委員会、これに加わっておられます。ここに大阪証券取引所関連会社に関する調査報告書というのがありますけれども、この中に、ペーパーカンパニー、ロイトファックスについてこういうふうになられております。ペーパーカンパニーであり、調査活動を行う人員もないというふうになら定されておりますけれども、これはそのとおりですね。

○異参考人 そのとおりでございます。
○佐々木(憲)委員 配付した資料の三枚目に不正取引の関係図がありまして、この中に出てくるロイトファックスと日本電子証券の取引が仮装売買であつて、証取法百五十九条違反の疑いがあるということであります。一方で、このロイトファックス

と取引のあつた光世証券などは、一投資家からの通常の委託注文ということで、通常の取引であつたというふうになら説明がなされております。しかし、今確認いたしましたように、このロイトファックスというのは、大証の取引が商盛であることを見せかけるために大証がつづいたペーパーカンパニーだ。そうしますと、光世証券や大和証券などに対する発注も、ロイトファックス側はそういう意図で行っていたのではないかとと思ひますが、これはいかがでしょうか。

○異参考人 先生にここまではっきり申し上げますのは、電子証券ができるまでの間、こういう三社に発注していたわけでありまして、この三社の発注と電子証券に対する発注は全然違つたわけであります。三社の発注は単なる顧客として、本場に実在の人間もおつたわけですが、ペーパーカンパニーでありましても、これを運用する人間は元証券取引所の職員というのがありまして、にせの名刺なんかも使つていた事実もありましても、そういうふうになら発注していたというわけであります。

この間、参議院でも言われましたけれども、これは完全にそういうあれやないというのは今度の検査でもはっきりすると思ひますけれども、一注文一注文、これは大引け関係になるとか、これは仮装売買であるとか、けつてゐるわけですよ。その事実がちゃんと書類で残つてゐるわけですよ。ですから、全然違つた取引でありまして、その辺をしっかりと認識してもらいたい。

私を攻撃するために、そういう無断で、私も持つてゐないような資料を表に出されて、いろいろなことが思はれてゐるようですが、その点ははっきり申し上げておきます。
○佐々木(憲)委員 その点をいろいろと具体的に質問してゐるわけでありまして、異社長は当時光世証券の社長でありまして、日本証券業協会は、新しい顧客と取引を開始するに当たつて各証券会社が遵守しなければならぬ事項を定めてゐると思ふんですね。

ここに公正慣習規則第九号「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」というのがございまして。この中では、取引を行う顧客の顧客カードを整備して、住所、氏名、投資目的、資産の状況などの把握を義務づけております。さらにこの規則というのがありまして、その中には、顧客が法人の場合には、登記簿謄本または抄本などで本人確認を行うことを定めてゐる。当然、光世証券はこれを遵守して、こういうことで取引を行ったと思ふんですが、これにのつとつてやつたということですね。

○異参考人 当然であります。
○佐々木(憲)委員 えらい早い回答です。それならば、ロイトファックスの口座開設に当たつて、当然、どういう会社かというのにはこれに沿つて調べてゐると思ふんですが、ロイトファックスの代表者はだれでしょうか。また、取引開始に当たり、口座開設の手続に來られたのはどなたでしょうか。

○異参考人 私は社長でありまして、一々それは担当しておりますけれども、八木という人物だつたと思ふんですね。といひますのは、初め、野口から私に電話があつて、顧客紹介というのがあつたわけですが、それは電話番号と個人の名前だつたと思ひます。それで、先ほども申されました登記簿謄本を全部そのときとりまして、それはまだ検査中ですので何も言えませんが、全部把握されてゐると思ひます。証券会社は、そんなことは当然なんですよ。
○佐々木(憲)委員 登記簿謄本を私もここに今持つておりますけれども、役員は一人しかいないんですね、一人しかおりません。その役員は、最初は今言つたように八木二郎氏でありましたが、その後松原公一氏になつてゐるわけですね。この八木さんと松原さんというの、どういう人物なんでしょうか。
○異参考人 元証券取引所の職員と役員でありま

○佐々木(憲)委員 そうしますと、この証券取引所の役員、八木さんというの、九七年三月末まで大証の調査部長を務めてゐられた方ではないかと。退職後は、大証が不正に設立した関連会社の役員を務めた、こういうことになるわけですね。その後交代して取締役についた松原氏も、大証の理事であつたということであります。つまり、大証と人的つながりのある会社だとすぐわかるわけですね。しかも、この住所は日本郵船ビルの住所であります。大証の正規の関連会社である大証システムサービス、DSS株式会社の東京事務所があつたビルであります。
この証券業協会の規則どおりに取引先の身元確認をすれば、大証の関連会社であつて、しかもペーパーカンパニーだ、しかもそのペーパーカンパニーの目的は、取引を商盛に見せるための会社である。こういうことを知つていて取引をされた、あるいは知らないで取引をした、どちらでしょうか。
○異参考人 申し上げましたとおり、一顧客として相対したのでありまして、取引を商盛に見せるためにというの、私はずっと証券マンとしてやつてきまして、今までのあれがありましても、そんなもので商盛になるはずがないわけですよ。
それは全部今この記録にも残つてゐますけれども、私は常に、証券取引所というの、そんなことで商盛に見せる——ですから、今のところそれしか考えられないということであつたことをやつてゐますけれども、商盛に見せるためにやつたという、大証に対してのプラスというのは何もありません。
○佐々木(憲)委員 あなた自身が調査委員会を設置された中に入つておられて、その中で調査もした会社である、ペーパーカンパニーである、こういうふうにお認めになつてゐるわけですから、そういう会社と取引をされたわけでありまして、その取引をされたことは事実であります。つま

り、そういうものと知っていて取引をした。一九九七年の七月から九九年一月まで取引をされている。

これは社長自身が記者会見で配付された、お手元にある資料の四ページ目ですか、この中にあります。これは、発注の相手先というのははれだっただけでしょうか。

○異議参考人 発注の相手先は、ロイトファックスですね。(発言する者あり) 何ですか。(佐々木憲) 委員「取引所の人間ではないんですか」と呼ぶ取引所の人間というのは全然知りません。東京で、大阪の証券取引所にどんなのが勤めているの知りません。私も全然知らなかったです、それは。

ですから、調査委員会の中で名前が出た、ああ、そうか、どんなやと言ったら、こうやと。それですぐに私は会社へ言いついて、その書類を全部提供させて、そこで初めてそういうことがわかったわけですね。一切知りません。

○佐々木(憲)委員 いや、知らないといっても、最初に異議参考人は、調べた、登記簿も調べた。それで、八木さんと松原さんが大証の幹部であった、これも認識をされていた、会社はペーパーカンパニーであった、こういうことでありまして、知らないというのはちょっとどうでしょう。

そこで、大和証券もこれは取引をされていたわけですが、大和証券は取引を途中で中止しているわけですね。なぜ中止したかといえますと、調査委員会の資料を拝見しますと、大和証券側の発言として、将来第三者の検査が入ったときに問題として指摘されるおそれがあると。それは、一つは、売り買い同数注文、クロス注文である。二つ目に、量的に大きく目立つ、関与率が高い。それから三つ目に、発注のタイミングが東西市場の売買高の拮抗しているときである。四番目に、代金が大坂から振り込まれる理由、これは、東京の会社なのになぜ大阪から手数料が振り込まれるか、こういう意味であります。それから五つ目に、損切りが多いが意図が不明である。つまり、ロイト

ファックスとの取引というのは通常の売買行為とは考えられないというふうに答えているわけですね。それで、大和証券は九八年八月以降取引を一切中止したわけでありまして。

しかし、光世証券は取引を続けたんですが、これはなぜ続けたんでしょうか。

○異議参考人 私は、申し上げていきますように、光世証券には五つのルールがありまして、これは受け入れられぬ、これはだめだということ、一々その事実があるわけですね、これは。ですから、大和証券さんはどうしてそのときに、社内検査が入ったのかどうかはわかりませんが、そういうことで、全部精査して注文を受けているわけですね、顧客として。

それから、先ほど申されました、私は登記簿を見てというのは、それはずっと後の話でして、そのときは会社が所定の手続によって調べたということだけあります。

それから、重ねて言いますけれども、光世証券は、そのことに對しましては、証券取引等監視委員会から十一月十日に検査がありました。それから、証券業協会も十一月二日がありました。全然、その問題は全部らんになりましたけれども、指摘を受けた事実はありません。

○佐々木(憲)委員 そういう検査の中身のことを聞いていたわけじゃないんです。私は、大和証券が、いろいろな問題がある、通常の取引じゃないということ、中止しているのに、光世証券が続けていた、このことを聞いていたわけ、今の説明ではちょっと納得はできないんです。

そもそもこのロイトファックスというのは、取引を商盛に見せるためにつくられたペーパーカンパニーである。先ほど示した三枚目の図を見ていただきたいんですけども、ロイトファックスと日本電子証券の取引というのは証券法百五十九条違反の疑いがあるという、異議参考人がそうおっしゃっているわけですね。大和証券は通常の売買行為とは考えられないという取引を中止した。なのに光世証券との取引だけが正常だというのは余

りにも不自然だと私は思うんですね。

しかも、光世証券の取引は、このロイトファックスの取引の三六・四%を占めておりまして、時期も、光世証券が終わってから日本電子証券と入れかわっていき、新しく立ち上げた個別株オプション市場を商盛に見せかけるなら、市場のスタート時点というのは非常に重要でありまして、つまり、仮装売買の意図に照らすと、日本電子証券の取引よりも光世証券との取引の時期の方がより重要な時期であるということになるわけでありまして。

そこで、重要なのは、この光世証券が九七年七月の株式オプション取引のスタート当時からロイトファックスと取引があった、その取引内容を社長自身が把握していたかどうかということでありまして。当然、取引状況、内容については、把握していたと思いますが、いかがでしょうか。

○異議参考人 所定の役員がおりますので、私は一切把握していません。それは、このたびの調査でも逐一お調べになっていると思います。

○佐々木(憲)委員 ここに「投機」という、これは「新聞雑誌にみる異議参考人と光世証券三十五年の歩み」という大変分厚い本があります。

この中で、これは「異議参考人」と書いてある、異議参考人はオーナーとして相当強力な指導力を発揮されている会社だというのが想定されるわけですね。けれども、この中に、一九九五年の証券経済学会全国大会であなた自身が講演をされ、その講演の記録が載っております、この中でこういふふうに言っているわけでありまして。

リスク管理を行うにあたって、まず、経営者が先頭に立って、徹底的に管理することです。そして、それを会社全体で把握する。また、管理するだけでなく、そのリスクによって、どれだけの収益を計上しているのか。オーナーナイト・ポジションの変動リスクなど、デリバティブは、ありとあらゆるリスクを生み出しているが、それを的確に把握し、リスク区分までも万全にしておかなければならないのです。

「経営者が先頭に立って」と。

それから、私も年に数回、長期間に渡って海外に赴くことがありますが、必ず日々の取引内容や市場リスクの報告が直接入るシステムを確立しております。そして、どのような事態になれば、どのようにヘッジすればよいか、常に準備していますし、必要に応じて指示を出します。

私がリスク管理にタッチし、それを部下に先導していく、こういうふうにおっしゃっているわけでありまして、海外に行っても日々の取引内容をすべて報告させて、みづからつかむと言っているわけ、これでロイトファックスの取引は知らないというのは、これは通らないと私は思うんですね。

四月十七日の新聞を見ますと、この問題で参考人として聴取をされたというふうに報じられていますけれども、これは事実でしょうか。

○異議参考人 事実ではありません。

それから、先ほど申しましたように、光世証券は、社長がそんな百分の一か二か三か四か五かという商いまで、そんなものやっていたら、とにかく一日過ぎますよ。それはちゃんと係がおるわけですから、その結果問題点はない、こういうことなんです。

それと、先生に申し上げますけれども、それを告発しているのは私ですよ。私が告発しているわけですよ。私は改革者として入ったわけですよ。全員、役員を、これはいかぬということ、途中で、その調査委員会もそうですが、事務局から全部手懐けられていたという連中なんですね。全部首にして改革しているわけですね。なぜ、そのように執拗に私のことに迫るか。国政の場を利用して、国政を何と心得られるか、私はそれを言いたい。

○小坂委員長 時間が終了しておりますので、手短にお願します。

○佐々木(憲)委員 余り興奮されないようにひとつお願いをしたいと思います、一点の曇りも

ないとおっしゃっていますけれども、現在、金融庁の検査が続行中でして、自主規制機関である取引所のトップでありますので、トップの役割というものは、行政の調査に対して真摯に対応して、事実関係をすべて明らかにすることだと思っております。

○小坂委員長 時間が終了しておりますので、手短にお願します。

○佐々木(憲)委員 検査最中に、光世証券は無関係だというような主張を記者会見で行うというようないことは、光世証券の立場でしか振る舞っていないということでありまして、取引所の社長としてはふさわしくないというのが私の実感でございます。

きょうは法案の質疑でございますので、その法案の質疑に当たりまして、市場の信頼性ということについて、非常に具体的な話で恐縮でございますが、この件について質問させていただきます。

○小坂委員長 次に、植田至紀君。

○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀でございます。

本日は、それぞれ三参考人の皆様方、お忙しいところ長時間にわたりまして貴重ないろいろなお話をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。私で最後でございますので、いましばらく御辛抱いただきたいというふうに思います。

では、早速、午前中も法案の質疑をさせていただきます。だいたいわけですけれども、私の方からは、今回の証券取引法の一部改正案、法案に即して、それぞれの参考人の方にお伺いをさせていただきます。午前中のお役所との質疑、またこの参考人の質疑でも、証券仲介業者制度の創設、今回の法案の一つの目玉として位置づけられるんだろうと思いますが、やりとりがあったかと思いますが、私も聞かせていただきました。

そこで、この点については奥本参考人に伺いたいわけですが、午前中の委員会質疑、政府とのやりとり、政府のお考えを聞いても、また先

ほどのやりとりを聞いても、確かに、金融審が報告しておるように、実際、販売チャンネルは量的に拡大するということは、それは証券仲介業者というのが新たにできれば拡大はするんでしょう。ふえればその分、拡大するんでしょう。ただ、いま一つ見えてこないのが、そもそもそうした販売の拡大等々は、やはりそれぞれの証券会社がそれぞれ創意工夫を凝らしながら、それぞれ自助努力でいろいろな販売戦略、経営戦略でやっているわけだと思っております。

それが現実には、その中で、当然、先ほど来問題になっているようなこともあるわけですから、例えはもう既にIT社会なわけですから、インターネットの取引も拡大普及をしている。ですから、証券会社は大会社にあっては田舎に住んでいても、利便性で地方にいる者と大会社にいる者とのような格差が出ないような、そんな状況もあるわけですし、また、一人営業店舗、これは実際に二、三名いるということですから、これは実店舗がバックオフィス機能を持つというように、もうしたのも、それぞれ投資家のニーズに応じる、こたえ得る、自主的な努力をしてくれていると思うんです。それは、私は経営努力として評価いたします。

そこで、じゃ、今回証券仲介業者制度を、これは私は午前中の質疑でも申し上げたのですが、顧客のニーズに沿った、顧客の代理人、相談人としての制度の構築ということであればわかるけれども、明らかにこれは証券会社に軸足を置いた、証券会社の代理人としての新たな証券仲介業者というものを創設するというわけですが、今、その努力では限界があるという証券会社の側の特段のニーズまたは要望というのがそもそも根底にあったのかなかったのか。

結果論として、こういうのがきたらお客さんの利便に資する、アクセスが容易になる、それは結果論です。要するに、現状においては、歩合の外務員も含めていらっしゃるわけですね、それで

は限界があるので証券仲介業者制度というものの、金融審では証券代理店制度(仮称)となっていますが、それをつくらないことは立ち行かないという一番根本的な、本質的な理由というものはあるのか。それをちょっと伺いたいです。

○奥本参考人 御指摘のように、インターネットの普及も大変顕著でございます。事実、五割を超える商いがインターネットでできているというのが現状でございます。

ただ、私、やはり証券市場の本当の活性化のためには、証券会社の活力が出てこないとしたら、あるいは、顧客に対して証券会社自身がもうちょっと親切な対応ができなくちゃだめだということに常日ごろ思っているわけです。

これは何かといいますと、フェース・ツー・フェース、やはり対面営業が一般的な顧客に対しては大変重要な部分だということに思っています。特に、新たにマーケットに参加していただくようなお客様にとりまして、証券会社のプロといえますか、そういった知識の豊富な方いろいろな指導を仰ぐ、あるいはそういった知識を吸収するということは、証券投資にとって大変重要な部分であると思います。これは、インターネットがいかに今後普及しようとも、やはりこの部分というのは消える部分ではない。それから、これが基本的にしっかりとっていないと、証券市場の本当の活性化にはならないというふうに思っております。

先生御指摘のように、証券会社にとりまして、低コストでできるこういった仲介業というのは大変重要な部分だということには思っているわけですが、反面、顧客側から見ても、顧客に親切な対応ができる、顧客に対して親切な営業ができるという意味では、こういったチャネルを広げることには大変重要なかなというふうに私は思っております。

○植田委員 ごめんなさい。奥本参考人、しつこいように申しわけないですけれども、私が伺いたかったのは、証券仲介業者という制度が創設さ

れることによってのメリットとか意義とかというものを伺ったわけじゃなくて、証券会社の側として、例えば、今いじくもおっしゃったように、外務員の対面取引、そして顧客のそれぞれのニーズにそれぞれ個々の外務員が適切に対応する、やはりそれが一番基本形だろうと思っております。そうした今のあり方にもう限界が来ていて、いろいろな工夫をされている、私は評価すると言いました。そのさまざまな経営努力また販売戦略、それをそれぞれやられるのは評価すると申し上げた上で、そうしたものは既に限界点に達している、新たに証券仲介業者制度というものをつくらなかならない必然性は証券会社の側にあつたんですかということだけを聞いています。メリットの話は構わないんです、それはそれぞれの考え方があって思うので。

その部分、もう一度、申しわけないですけれども。○奥本参考人 結論から言いますと、ございまして。いろいろな形であると思えます。例えば、証券会社にとりまして、証券会社のベテランの営業マンが定年で退職する後の活力といえますか、そういった仕事でそういったものを活用するとかいうようなことも一面のメリットだとも思いますし、また、現在のような手数料自由化の中で、低コストで運営できる拠点というのはどうしても必要な部分だというふうに思います。それでよろしいですか。ちょっと、まだ違いますか。

○植田委員 済みません。時間がなかったもので、ちょっと消化不良ですが、先に進みます。何回も言いますが、証券会社から見ても、証券仲介業者制度ができることのメリットを聞いているのではなくて、要するに、歩合の外務員さんや外務員さんがいらっしゃる今の、せっかくないろいろな経営努力をしているわけだけれども、それが限界に来ていて、それにはもう限界が見えていなければならないところまで、いろいろな経営

努力をされているわけだけれども、それが限界に来ていて、それにはもう限界が見えていなければならないところまで、いろいろな経営

努力が限界にきているのですかということを知っていただけです。要は、だから、仲介業者ができることは重要だとか、それにはこんなメリットがありますよということ、それは、当然関係者の皆さんも入られて金融審の報告で書かれていたわけですから、それを事細かに御説明を聞きたいということではなくて、そこにあったわけですね。

ただ、私の方で申し上げますけれども、実際のこの法案説明を金融庁さんから伺ったときに、さしてそんなニーズが証券会社の側にあるのかというところではなくて、言ってみれば、喫緊、当面する課題というよりは、将来のことを見越してインフラ整備をするんだというふうな、そんな話を金融庁さんから伺っております。

だから、少なくともそういう説明からすれば、証券会社として、今にわかに証券仲介業者制度というものを創設してもらわなきゃ我々立ち行かないんだという差し迫った問題意識はないのだからと私は想像、推察しているわけですが、そこは、法案の審議に差しさわりのあるような答弁はしづらいと思いますので聞きますが、私はそういうことを答えてはしなかったということです。メリットの話は役所の方が何ばでもおっしゃいますので。

そこで、もう一点伺うわけですが、これは、株式会社証券取引所の、午前中も伺ったんですけれども、改正の百三條にかかわる部分です。

これについては、本来的には、法案をつくったのは金融庁ですから政府にたすけすべきものだと思いますが、東証さん、大証さんのそれぞれ社長さんにお伺いするわけですが、それぞれのしかるべき方が金融審の第一部会、そしてまたワーキンググループに当然メンバーとして入っておられますので、少なくとも東証なり大証なりの役員の名においてチームに加わっておりますので、この法案自体の政策決定過程に直接関与されたという立場でお答えいただければと思うわけです。

私は、非常にひっかかっておるのが、例えば、今申し上げました証券仲介業者の制度について

も、要するに、そういうツールをふやして選択肢は広がるでしょうが、その分、顧客にとってみれば選択肢の幅が広がるのかという問題よりは、この間話に上っております、少なくとも根源的には、いわば証券市場また証券会社等に対する信頼の回復というところが新たな個人投資家をもっと市場に受け入れる第一義だろうと思うわけですね。

にもかかわらず、例えばこの百三條というのは、二〇〇〇年の証券取引法改正に当たって、その当時、証券取引所の株式会社化をやる、その際に、株式会社にしても、公正、中立そして信頼をしっかりと担保するために、議決権の百分の五を超える株を何人も所有してはなりませんよということになっていったわけです。これが基本原則です。それが、わずか三年を経て、百分の五が百分の五十を持つてはいけませんという原則の規定になった。

ここは、二〇%の株主は主要株主にして、それは届け出るようになっていきますから、それで大丈夫ですといっても、それでも五%と二〇%の差です。

そこで、やはり各参考人にお伺いをいたしますけれども、それぞれ証券会社としての立場、また証券取引所の立場として伺いますけれども、この百分の五のルールというものがあつたことが何か、それぞれ株主の立場からも、また実際の株式会社、証券取引所の立場からも不都合な点がありであつたんでしょうか。お三方、それぞれお願ひいたします。

○土田参考人 現行法が証券取引所に五%を上限とする株式保有制限を課しておるといふのは、その当時の御議論の結果、証券取引所の経営が特定少数者にゆだねられるおそれがある、これを封ずるため、それへの対応策として設けられたものであるというふうにご理解をしております。

私ども東京証券取引所は、株式会社組織変更をしたばかりでございます。原則として従来の会員に一会員当たり平等の株数を分けておりますので、株主は百名ちょっとでございますが、現在

のところ、その五%云々に抵触するしないというような問題を生じたことはございません。この五%というチェックポイントは、ただいまお尋ねにもございましたが、届け出事項として残るわけでございます。

ところで、それとは別の観点から、国際的な市場間競争が激化するときに、将来的に海外取引所との資本提携や合併事業がしやすい環境を整備するというのが今度の法律案のねらいではないかと私どもは了解しておるわけでございまして、一例を申しますと、ドイツ取引所、株式会社でございますが、これはその下にスイス取引所と合併の五〇対五〇でユーレックス・チューリッヒという会社を持つております。このユーレックス・チューリッヒは、それ自身が持ち株会社でございます。それで、その下にユーレックス・フランクフルトという先物取引所と、それからユーロビアン・エナジー・エクスチェンジという、これは他との合同保有ですが、そういう持ち合いの関係でそういう取引所もぶら下げておる。こういう重層的な関係というものは、今後、アジア、それから東京証券取引所の将来を考えるに当たっても、このよう

なものであることは、非常に意味のあることではないかというふうには私どもは考えておるわけでございます。

○巽参考人 私は、この持ち株比率規制が緩和されたことは、市場チェック機能が非常にきつていふことと、連携を可能にするというふうな点で非常に有効じゃないかというふうに思いますし、海外では、五%というのは何だというふうな質問をよく受けるわけでありまして、株式総数二〇%以上の株主は内閣総理大臣の認可が必要であるとか、それから原則として五〇%以上の株は持たない、こういうチェックで、取引所の公正性とか中立性というふうな問題が発生することはないというふうにご考えています。

○奥本参考人 取引所の株主シェアにつきまして、特別、協会として申し上げる立場ではございませんが、それぞれの取引所間の資本提携を円滑

にするためには、この改正は適宜なものだというふうに思っております。

○植田委員 今それぞれ各参考人にお伺いしたのは、私自身はこの百三條の改正というのは当然納得ができていないわけですが、先ほど申し上げましたように、実際に商いをしている側からの本音を聞かせていただければいい。だから、法律の専門家というよりは、実際に現場にいる者としては、今のお話を一通り伺っていますと、証券市場もグローバルスタンダードの中で、やはりそれにたえ得る、使い勝手のいい証券取引法であればありがたい、当座は五%であっても不都合があるというわけではないけれども、将来を見越したときに、今こうして改正してもらえるのは渡りに船の話です、そういうことだろうと思います。

これが議事録に残りますので、金曜日、政府とやりとりするわけですが、政府がこれは同じような説明をしたらあかんということで、それは現場の商いをしてはる人の声をそのまま敷衍するような話を午前中局長がやったものだから、それじゃあきませんよという一つの証拠品として今ちょっとそれぞれお手を煩わせたということでござい

ます。

それで、時間がありませんので、あと一問だけ、これもお三方に端的にお伺いして、終わりたいんですけれども。

現実には、適正な投資の勧誘であるとか公正取引等の確保といった、だれしもそんな否定はしない。大前提だと言えは、はい、そのとおりですという話ですが、実際には、犯罪事件や検査結果の勧告事案、また勧告に至らへんでも法令違反の事件等々は、年に一回、二回、そんなものじゃないわけですね。佐々木先生が出された資料を見ても明らかのように、毎月のように起こっているわけ

です。

きたかという点、現状、証券取引等監視委員会があるわけですが、本当に公正で透明な、健全な証券市場を構築するためには、この委員会も充実、拡充していかなければならない。私自身、これはほかの各党の方にも同様のお考えがあるかもしれないけれども、海外のルールに倣うのであれば、例えばアメリカの体制に倣って日本版SECのような、そういうものを設立するということをやはり将来的に展望すべきじゃないかと思うんです。というのは、金融庁から独立したそうした監視機関というものがあつてしかるべきだろうと思うわけです。

これは、東証、大証、証券業界それぞれのお立場でどうだろうかということで、端的にお答えいただければと思います。それを伺いして私の質問を終わりたいと思います。

○奥本参考人 御指摘のように、トータルとして証券市場全体を見る組織というのは、私どもとしても歓迎するものでございます。今般の組織改正で、金融庁の中に証券市場行政総括官という制度ができました。これは実は、新しくできた横断的に証券行政を見る組織でございますが、私ども、期待以上にいろいろ利用させていただいているというのが実態でございます。

SECをどうすべきかということは、これからいろいろな議論を積み重ねていく必要があるというふうに思います。

○土田参考人 市場の公正性、信頼性を高めていくために市場の監視機能を高い水準に維持する必要がある、まことに申すまでもないことでございまして、そのために、一つはこの証券取引等監視委員会のような行政当局の活動、それからもう一つは、実は私も証券取引所が持っておりますところの自主規制機能というのがございまして、これは効率的なコストで実効的かつ適切な規制がある、それから現場に近いものですから迅速な対応ができる。何よりも、摘発型ではなくて、未然防止ができるという点で非常にすぐれた機能を持っております。

両々相まってということですが、端的

に、このSECの問題については私はよく存じません。存じませんけれども、多少かねてから感じているところを率直に申しますと、よくアメリカの例が引き合いに出されるわけですが、アメリカでは、これは課税問題でもそうですが、でも、挙証責任が日本の場合には当局側にございまして。ところが、アメリカは、どちらかというと当局の調査する相手、調査対象者の方に挙証責任があるという取り扱いになっていることがあるように思います。

それからさらに、日本の場合には、実定法のルールがございまして、それに当たるか当たらないかという解釈論でございしますが、アメリカの場合は、どちらかというと判例によって、割合チャレンジングな訴訟を提起して、判例の積み重ねによって当局の行動範囲を広げていくという、そういうやり方がアメリカの場合にはとりやすいように思えます。

さらに、部分的な司法警察権みたいなものをアメリカのSECの職員が持っているように聞いたこともございますので、これは、実は単なる組織とか人員の問題だけではない、もう少し国情の違いみたいなものを考えないといかぬのではないかと、いふうに感じています。

ただ、いずれにしても、この点についてはなお皆様方で御検討なさるべき問題であろうと思います。

○巽参考人 私は、お二方が申し上げたのに加えて、やはり人間の意識改革を徹底的にやらなきゃいかぬというのが証券界の現状だと思います。

今から四、五年前でしたか、私も証券改革委員会というのをつくりまして、そういう案をどんどん出しましたけれども、それをやっていたら今こうなっていないというようにもたくさんあるわけですね。起る原因になるのが、そんなにかいこと言うたら商売にならぬという伝統の精神があるわけですから、私たち、私も若くて新世代ですから、そういうことはもう一切だめだと。それで、先ほども嫌みを大分言われましたけれども、先頭を切つてそれをやっております。

これを言うと、会社の話や何や言われますけれども、私は、一回もそんな処分を受けたことないです。ああいう総会屋事件なんかでも、全部、うちの株を持っていると、断固として排除する。やはりトップがそういうあれをやらないかぬ。そして社員全部やらぬ。今度の取引所の検査においても、私は、職員に全部申し上げていることは、紙一枚隠すなということでもあります。

○植田委員 どうもありがとうございます。終わります。

○小坂委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位に申し上げます。御多用のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼申し上げます。

次回は、来る九日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時十一分散会

証券取引法等の一部を改正する法律案

証券取引法等の一部を改正する法律

(証券取引法の一部改正)

第一条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 総則(第二十八條―第三十三條)」を「第一節 総則(第二十八條―第三十三條)」を「第一節の二 主要株主(第三十三條の二)」に、「第五節 雑則(第六十

二―第三十三條の五)」に、「第五節 雑則(第六十

二―第三十三條の五)」に、「第五節 雑則(第六十

二―第三十三條の五)」に、「第五節 雑則(第六十

二―第三十三條の五)」に、「第五節 雑則(第六十

二―第三十三條の五)」に、「第五節 雑則(第六十

四條―第六十六條)業者

六條の二―第六十六條の六)に、「第

六條の七―第六十六條の十四)に、「第

六條の十五―第六十六條の十六)に、「第

六條の十七―第六十六條の二十一)に、「第

六條の二十二―第六十六條の二十四)に、「第

六條の二十五―第六十六條の二十六)に、「第

六條の二十七―第六十六條の二十八)に、「第

六條の二十九―第六十六條の三十)に、「第

六條の三十一―第六十六條の三十二)に、「第

六條の三十三―第六十六條の三十四)に、「第

六條の三十五―第六十六條の三十六)に、「第

六條の三十七―第六十六條の三十八)に、「第

六條の三十九―第六十六條の四十)に、「第

六條の四十一―第六十六條の四十二)に、「第

六條の四十三―第六十六條の四十四)に、「第

六條の四十五―第六十六條の四十六)に、「第

六條の四十七―第六十六條の四十八)に、「第

六條の四十九―第六十六條の五十)に、「第

六條の五十一―第六十六條の五十二)に、「第

証券金融会社(第百五十六條の二十三―第百五十六條の三十七)を「第五章の四 証券金融会社(第百五十六條の二十三―第百五十六條の三十七)」に改める。

第二條第一項第十号の二中「第十九項又は第二十三項各号」を「第二十二項又は第二十六項各号」に改め、同條第八項中「銀行」の下に「優先出資法第二條第一項に規定する協同組織金融機関(以下「協同組織金融機関」という。))を加え、同條第二十五項中「(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二條第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。))及び「(第六十五條の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下第六十四條の七第五項までにおいて同じ。))」を削り、同條第二十四項の次に次の一項を加える。

この法律において「外国証券取引所」とは、第百五十五條第一項の規定により内閣総理大臣の認可を受けた者をいう。

第二條第十七項中「第十九項第一号」を「第二十二項第一号」に改め、同條第十五項の次に次の一項を加える。

この法律において「証券取引所持株会社」とは、第百六條の十第一項又は第三項ただし書の規定により内閣総理大臣の認可を受けた者をいう。

第二條第十項の次に次の二項を加える。

この法律において「証券仲介業」とは、証券会社、外国証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二條第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。))又は登録金融機関(第六十五條の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下第六十四條の二第一項までにおいて同じ。))の委託を受けて、次に掲げる行為のいずれかを当該証券会社、外国証券会社又は登録金融機関のために行う営業をいう。

一 有価証券の売買(有価証券先渡取引を除く。)(の媒介(第八項第七号に掲げるものを除く。))

第一類第五号 財務金融委員會議録第十三号

除く。

二 第八項第三号に掲げる媒介
三 第八項第六号に掲げる行為

この法律において「証券仲介業者」とは、第六十六條の二の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

第十五條第一項中「第二十九條第三項、第六十一條、第六十三條、第六十四條第三項第二号、第六十四條の二第二項第三号、第六十四條の七第一項及び第五項、第六十八條第一項及び第二項、第七十九條の六第一項及び第二項を削り、「第五章の三」を「第五章の四」に改める。

第二十七條の二第四項中「(銀行)の下に「協同組織金融機関」を加える。

第二十七條の二二十八第三項中「当該資金が銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える。

第二十七條の三十の三第四項中「この項を」の章に改める。

第二十七條の三十の七第一項中「第二十五條第一項」を「政令で定めるところにより、第二十五條第一項に」、「の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、これらの規定により公衆の縦覧に供しなければならぬものとされている書類に代えて、当該を」に規定する」に改め、同條に次の一項を加える。

第一項の規定により同項に規定するファイルに記録されている事項又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供した場合には、第二十五條第一項(第二十七條の二十九第二項において準用する場合を含む。))に規定する書類について、これらの規定により公衆の縦覧に供されたものとみなして、証券取引法令の規定を適用する。

第二十七條の三十の八中「証券業協会」の下に「政令で定めるところにより」を加え、「の

規定にかかわらず、政令で定めるところにより、これらの規定により公衆の縦覧に供しなければならぬものとされている書類の写しに代えて、当該を」に規定する」に改め、同條に次の一項を加える。

前項の規定により同項に規定する通知された事項又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供した場合には、第二十五條第三項(第二十七條において準用する場合を含む。))、第二十七條の十四第三項(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))又は第二十七條の二十八第二項(第二十七條の二十九第二項において準用する場合を含む。))に規定する書類について、これらの規定により公衆の縦覧に供されたものとみなして、証券取引法令の規定を適用する。

第二十八條の二第二項第一号中「第二十八條の四第二号から第七号まで及び第九号」を「第二十八條の四第二項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号まで」に改める。

第二十八條の三「次条を」次条第一項に改める。

第二十八條の四中「その添付書類を」これに添付すべき書類若しくは電磁的記録に、「記載を」記載若しくは記録に改め、同條第六号中「登録を取り消され」の下に「若しくは第六十六條の十八第一項の規定により第六十六條の二の登録を取り消され」を加え、同條第九号二を次のように改める。

二 証券会社が第五十六條第一項若しくは第五十六條の二第三項の規定により第二十八條の登録を取り消された場合、証券仲介業者が第六十六條の十八第一項の規定により第六十六條の二の登録を取り消された場合、外国証券会社が外国証券業者にに関する法律第二十四條第一項若しくは同法第二十五條において準用する第五十六條の二第三項の規定により同法第三十條第一項の登録を取り消された場合若しくは許可外国証券業者(同法第二條第二号の二に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。))が同法第二十四條第四項において準用する同條第一項の規定により同法第十三條の二第二項の許可を取り消された場合又はこの法律若しくは外国証券業者に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可(当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。以下この号において同じ。))を取り消された場合において、その取消の日前三十日以内にその法人の取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者(同法第二條第九号に規定する国内における代表者をいう。以下この号において同じ。))であつた者(この法律又は外国証券業者に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該登録又は許可を取り消された個人を含む。))でその取消の日から五年を経過しない者

第二十八條の四第九号を同号トとし、同号ホ中「第五十六條第二項」の下に「若しくは第六十六條の十八第二項」を加え、「監査役若しくは」を「監査役若しくはこれらに準ずる者」に改め、「第二十四條第二項」の下に「(同條第四項において準用する場合を含む。))」を加え、「同項の規定により」を削り、同号ホを同号ヘとし、同号二の次に次のように加える。

ホ 証券仲介業者が第六十六條の十八第一項の規定により第六十六條の二の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。))を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過しない者

第二十八條の四第十号を同條第十二号とし、

平成十五年五月七日

同条第九号の次に次の二号を加える。

十 個人である主要株主(登録申請者が持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九号第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下この号及び第三十三条の五において同じ。)の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者であつて、その法定代理人が前号イからトまでのいずれかに該当するもの
ロ 前号ロからトまでのいずれかに該当する者

十一 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定により第二十八条の登録を取り消され、第六十六条の二の登録を取り消され、第六十六条の二の登録を取り消され、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条の規定により同法第三十一条の登録を取り消され、若しくは同法第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により同法第三十一条の二第一項の許可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第二十八条若しくは第六十六条の二の登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 第七号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法

令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 法人を代表する役員のうち第九号イからトまでのいずれかに該当する者のある者

第二十八条の四に次の四項を加える。

前項第十号及び第十一号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権株式会社が又は有限会社にあつては、商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項及び第三十三条の二第一項において同じ。)の百分の二十(会社の財務及び営業の方針の決定に對して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五以上の数の議決権(保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第三十三条の二第一項において対象議決権」という。)を保有している者をいう。

第一項第十号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員(議決権(商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。)の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社が又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員(議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

次の各号に掲げる場合における第二項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができ得る権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合 当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象議決権を保有する場合 当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権

第二項及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十九条第三項第一号中「証券会社」の下に「、外国証券会社」を加える。

第三十二条第三項中「銀行」の下に「、協同組織金融機関を加え、同条第五項中、第六十五条の三、第六十三条第一項及び第二項、第六十四条並びに第六十六条第一項を」と及び第六十五条の三に改め、「銀行」の下に「、協同組織金融機関を加え、同条第六項中、銀行」の下に「、協同組織金融機関」を加える。

第三十三条の次に次の一節を加える。

第一節の二 主要株主

第三十三条の二 証券会社の株主は、証券会社の主要株主(第二十八条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この節において同じ。)となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該証券会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

前項の対象議決権保有届出書には、第二十八条の四第一項第十号及び第十一号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第三十三条の三 内閣総理大臣は、証券会社の

主要株主が第二十八条の四第一項第十号イ若しくはロ又は第十一号イからハまでのいずれかに該当することとなつたときは、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該証券会社の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

第三十三条の四 証券会社の主要株主は、当該証券会社の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第三十三条の五 前三条の規定は、証券会社を子会社(第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。)とする持株会社の株主又は出資者について準用する。

第三十四条第二項第三号中「第二十条第十項を」と「第二十一条第二項」に改め、同項第五号中「第二十条第九項を」と「第二十一条第一項」に改め、

第五十四条第一項第四号中「銀行」を「銀行、協同組織金融機関」に改める。

第五十六条第一項第一号中「第二十八条の四第一号から第三号までを」と「第二十八条の四第一号から第三号までを」と「第七号」を「第七号又は第十一号」に改め、同条第二項中「第二十八条の四第九号イからハまでを」と「第二十八条の四第一項第九号イからトまで」に改める。

第五十九条第一項中「という。若しくは当該証券会社を子会社の下に(第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。)」を加え、「(昭和二十二年法律第五十四号)を削り、「この項及び」を「この条及び」に改め、同条第二項を次のように改める。

内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、証券会社の主要株主(第二十八条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この項において同じ。)又は証券会社を子会社とする持株会社の主要株主に対し第三十三条の二から第三十

第一類第五号 財務金融委員会議録第十三号

第六十五條第一項中「銀行」を「銀行、協同組織金融機関」に、「銀行が」を「銀行若しくは協同組織金融機関が」に改め、同条第二項中「銀行」の下に、「協同組織金融機関を加え、同項第一号中「及び第百七条の二第一項を」、第百七条の二第二項及び第百五十五條第一項」に改める。

は登録金融機関（以下この章及び次章において「所属証券会社等」という。）の商号又は

二 登録申請者が法人であるときは、次のい
ずれかに該当する者

ロに該当する者

ロ 役員のうち第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当する者のある者

三 他に営んでいる事業が公益に反すると認められる者

四 証券仲介業を適確に遂行することができない知識及び経験を有しないと認められる者

五 登録申請者の所属証券会社等のいずれかが協会に加入していない者

六 証券会社又は外国証券会社

第六十六条の六 証券仲介業者は、第六十六条の三第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を証券仲介業者登録簿に登録しなければならない。

証券仲介業者は、第六十六条の三第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節 業務

第六十六条の七 証券仲介業者は、営業所又は事務所に、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

証券仲介業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

第六十六条の八 証券仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

第六十六条の九 証券仲介業者は、自己の名称をもつて、他人に証券仲介業を営ませてはならない。

第六十六条の十 証券仲介業者は、第二十一条第一項各号に掲げる行為(以下この章において

「証券仲介行為」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 所属証券会社等の商号又は名称

二 所属証券会社等の代理権がない旨

三 第六十六条の十二の規定の趣旨

四 その他内閣府令で定める事項

第六十六条の十一 証券仲介業者は、その行う証券仲介業の顧客に対し所属証券会社等の委託を受けて行う証券仲介行為以外の第二十八条各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約に係る業務を営むときは、この限りでない。

第六十六条の十二 証券仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う証券仲介業に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該証券仲介業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。

第六十六条の十三 証券仲介業者又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 証券仲介業に関連し、次に掲げるいずれかの行為を行うこと。

イ 第四十二条第一項第一号、第二号又は第七号に該当する行為

ロ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業を営む場合には当該投資顧問業に係る助言に基づいて顧客が行う有価証券の売買その他の取引等(有価証券の売買その他の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引をいう。以下この号及び次号において同じ。)又は同条第四項に規定す

る投資一任契約に係る業務を営む場合には当該業務に基づいて顧客のために行う有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用してこれらの顧客以外の顧客に対して勧誘する行為

ハ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業を営む場合には当該業務に基づく投資信託財産(同法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。)の運用の指図に係る有価証券の売買その他の取引等又は同法第二条第十七項に規定する投資法人資産運用業を営む場合には当該業務に基づく投資法人(同条第十九項に規定する投資法人をいう。)の資産の運用に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して勧誘する行為

二 証券仲介業以外の業務を営む場合には当該業務により知り得た有価証券の発行者に関する情報(有価証券の発行者の運営、業務又は財産に関する公表されていない情報であつて証券仲介業に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすものに限る。)を利用して勧誘する行為

ホ 金銭を貸し付けることを条件として勧誘する行為

二 証券仲介業により知り得た証券仲介業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等に関する注文の動向その他特別の情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行う行為

三 前二号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券仲介業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

第六十六条の十四 第四十二条の二第一項、第三項及び第五項並びに第四十三条の規定は証券仲介業者について、第四十二条の二第二項及び第四項の規定は証券仲介業者の顧客につ

いて、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中当該証券会社が「あるのは、当該証券仲介業者の所属証券会社等が」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三節 経理

第六十六条の十五 証券仲介業者は、営業年度又は事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、証券仲介業に関する報告書を作成し、毎営業年度又は事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、前項の証券仲介業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項及び当該証券仲介業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、投資者の保護に必要と認められる部分を公衆の縦覧に供しなければならない。

第六十六条の十六 証券仲介業者は、所属証券会社等の営業年度又は事業年度ごとに、所属証券会社等が第五十条の規定(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十条第一項その他政令で定める規定を含む。)により作成する説明書類を証券仲介業を行うすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第四節 監督

第六十六条の十七 証券仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 証券仲介業を廃止したとき(分割により証券仲介業の営業の全部を承継させたとき、又は証券仲介業の営業の全部を譲渡したときを含む。その個人又は法人

二 個人が死亡したとき。その相続人
三 法人が合併により消滅したとき。その

法人を代表する役員であつた者

四 法人が破産したとき。その破産管財人
五 法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人
証券仲介業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき、所属証券会社等がなくなつたとき、又は第二十八条の登録若しくは外国証券業者に関する法律第三条第一項の登録を受けたときは、当該証券仲介業者の第六十六條の二の登録は、その効力を失う。

第六十六條の十八 内閣総理大臣は、証券仲介業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券仲介業者の第六十六條の二の登録を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 第六十六條の五第一号から第五号まで（第二号イにあつては、第二十八條の四第一項第十一号イのうちこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限り、第二号ロを除く。）に該当することとなつたとき。
二 不正の手段により第六十六條の二の登録を受けたとき。
三 証券仲介業に關し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分違反したとき。

内閣総理大臣は、証券仲介業者の役員が、第二十八條の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号に該当する行為をしたときは、当該証券仲介業者に対して、当該役員の解任を命ずることができる。

第六十六條の十九 内閣総理大臣は、第六十六條の十七第二項の規定により第六十六條の二の登録がその効力を失つたとき、又は前条第一項の規定により第六十六條の二の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

第六十六條の二十 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、証券仲介業者若しくはこれと取引をする者に対し当該証券仲介業者の証券仲介業務に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券仲介業者の証券仲介業務の状況若しくは書類その他の物件の検査をさせることができる。

第六十六條の二十一 第六十二條第一項及び第三項の規定は第六十六條の二の登録について、第六十二條第二項及び第三項並びに第六十三條の規定は証券仲介業者について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五節 雜則

第六十六條の二十二 証券仲介業者の所属証券会社等は、その委託を行つた証券仲介業者が証券仲介業につき顧客に加えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該所属証券会社等がその証券仲介業者への委託につき相當の注意をし、かつ、その者の行う証券仲介行為につき顧客に加えた損害の發生の防止に努めたときは、この限りでない。

第六十六條の二十三 第六十四條から第六十四條の九まで（第六十四條の七第二項を除く。）の規定は、証券仲介業者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六條の二十四 第六十六條の二から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、内閣府令で定める。

第六十八條第一項中「証券会社」の下に「外国証券会社を含む。次項において同じ。」を加える。

第七十條第二項第二号中「第二十八條の四第九号イからへまで」を「第二十八條の四第一項第九号イからトまで」に改める。

第七十四條第一項第九号中「使用人」の下に

「並びに証券仲介業者（協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者に限る。以下この章において同じ。）並びにその役員及び使用人」を加え、同項第十一号及び第十三号中「協会員の下に「及び証券仲介業者」を加える。

第七十九條の六第一項中「証券会社」の下に「外国証券会社を含む。次項において同じ。」を加え、同条第三項中「協会員」の下に「及び証券仲介業者」を加え、同条第四項中「当該協会員」の下に「及び当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者」を加える。

第七十九條の七中「において」の下に「協会員又は当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者が」を、「背反したの下に」場合に、当該を加える。

第七十九條の八第五項中「第二十八條の四第九号イからへまで」を「第二十八條の四第一項第九号イからトまで」に改める。

第七十九條の十三第一項中「協会員」の下に「証券仲介業者」を加える。

第七十九條の十六中「協会員」の下に「又は証券仲介業者」を加える。

第七十九條の十八の二第一項中「協会員」の下に「又は証券仲介業者」を加え、同条第四項中「協会員は、前項を」協会員又は証券仲介業者は、第三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

前三項の場合において、証券仲介業者が当事者であるときは、その所属証券会社等も当事者とみなす。

第七十九條の三十一第一項第三号及び第七十九條の三十六第五項中「第二十八條の四第九号イからへまで」を「第二十八條の四第一項第九号イからトまで」に改める。

第八十條第一項第二号中「若しくは外国証券会社又は登録金融機関」を「外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者」に改める。

第八十二條第一項第三号中「会員等」を「会員又は取引参加者（以下「会員等」という。）」に改め

る。

第八十三條第二項第二号及び第三号を次のように改める。

二 免許申請者が第四百四十八條、第五百二十二條第一項、第五百五十六條の十七第一項若しくは第二項、第五百五十六條の二十六において準用する第四百四十八條若しくは第五百五十六條の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十六條第二項、第五十六條の二第三項若しくは第六十六條の十八第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第六十六條の七第一項、第六十六條の二十一第一項若しくは第六十六條の二十八第一項の規定により認可を取り消され、又はこの法律に相當する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは認可（当該免許又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にそ

る。
三 免許申請者の役員のうち次のイからへまでのいずれかに該当する者があるとき。
イ 第二十八條の四第一項第九号イからトまでに掲げる者
ロ 証券取引所が第四百四十八條若しくは第五百五十二條第一項の規定により免許を取り消された場合、証券取引清算機関が第五百五十六條の十七第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消された場合、証券金融会社が第五百五十六條の三十二第一項の規定により免許を取り消された場合若しくは外国証券取引所が第五百五十五條の十第一項の規定により認可を取り消された場合又はこの法律に相當する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは認可（当該免許又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にそ

の法人の役員(外国証券取引所にあつては、国内における代表者を含む。ホにおいて同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでの者

ハ 第六六条の三第一項若しくは第四項ただし書の認可若しくは第六六条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を受けた者(以下この号において「主要株主」という。)が第六六条の七第一項若しくは第六六条の二十一第一項の規定により認可を取り消された場合又は証券取引所持株主が第六六条の二十八第一項の規定により認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該主要株主若しくは証券取引所持株主の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでの者

ニ 主要株主が第六六条の七第一項又は第六六条の二十一第一項の規定により認可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過するまでの者

ホ 第六五十条、第六五十二條第一項、第六五十五條の十第二項、第六五十六條の十四第三項、第六五十六條の十七第二項若しくは第六五十六條の三十一第三項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでの者

ヘ 第六六条の二十八第二項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでの者

第八十七條の二の次に次の二条を加える。
第八十七條の二の二 証券取引所は、取引所有価証券市場の開設及びこれに附帯する業務を営む会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、取引所有価証券市場の開設に関連する業務を営む会社を子会社とすることができ

前項の「子会社」とは、証券取引所がその総株主又は総社員の議決権(商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。)の過半数を保有する会社をいう。この場合において、証券取引所及びその一若しくは二以上の子会社又は証券取引所の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する会社は、証券取引所の子会社とみなす。

第八十七條の二の三 内閣総理大臣は、前条第一項ただし書の認可の申請があつた場合において、その認可を与えることが適当でないと認めるときは、認可申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならない。内閣総理大臣が、前条第一項ただし書の規定による認可を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により認可申請者に通知しなければならない。

第五章第一節中第八十七條の六の次に次の一条を加える。
第八十七條の六の二 証券取引所は、特定の会員等又は有価証券の発行者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

第九十八條第四項及び第九十一條の十二第二項第一号中「第二十八條の四第九号イからトまで」を「第二十八條の四第一項第九号イからトまで」に改める。

「第二款 取引所有価証券市場を開設する株式会社の特例」を「第二款 取引所有価証券市場を開設する株式会社」に改める。

第二百二條の前に次の目名を付する。

第一目 総則

第二百三條第一項を次のように改める。
何人も、株式会社証券取引所の総株主の議決権(商法第二百一十一條ノ二第四項に規定す

る種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第四項を除き、以下この章において同じ。)の百分の五十を超える議決権(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。)を取得し、又は保有してはならない。ただし、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株主、金融先物取引法第九條の二第一項ただし書の規定により株式会社証券取引所を子会社とすることについて認可を受けた金融先物取引所(同法第二條第七項に規定する金融先物取引所をいう。以下同じ。)又は同法第三十四條の四十六ただし書の規定により株式会社証券取引所を子会社とすることについて認可を受けた金融先物取引所持株主(同法第二條第九項に規定する金融先物取引所持株主をいう。以下同じ。)が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

第二百三條第二項中「前項を「前項本文」に、「百分の五」を「百分の五十」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

前項本文に規定する場合に、株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者(以下この項において「特定保有者」という。)は、特定保有者になつた旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第一項ただし書の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員の議決権(商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。)の過半数を保有する他の会社をい

う。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

第二百三條の次に次の二条を加える。

第二百三條の二 株式会社証券取引所の株主は、当該株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者(以下この項において「対象議決権保有者」という。)となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該株式会社証券取引所の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。)、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

前条第五項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第二百三條の三 内閣総理大臣は、前条第一項の対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、対象議決権保有届出書の提出者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の書類その他の物件の検査、対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限り、をさせることができる。

第五章第三節中第六六條の三を第六六條の三十二とし、第六六條の二の次に次の二目を加える。

第二目 主要株主

第六六條の三 株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の二十(その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この章において「主要株主基準値」という。)以上の数の

対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする者又は株式会社証券取引所の主要株主基準以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする法人の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、金融先物取引所又は金融先物取引所持株会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。

前項に規定する場合に、株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者(第百六条の十第三項に規定する特定持株会社を除く。以下この条において「特定保有者」という。)は、特定保有者になつた旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二項に規定する場合に、特定保有者は、特定保有者となつた日から三月以内に、株式会社証券取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定保有者が株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

特定保有者は、株式会社証券取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第百六条の四 内閣総理大臣は、前条第一項又は第四項ただし書の認可の申請があつた場合

においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

二 認可申請者が証券取引所の業務の公共性に関し十分な理解を有すること。

三 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

第八十三条第二項の規定は、前条第一項及び第四項ただし書の認可について準用する。

この場合において、第八十三条第二項中「前項とあるのは第百六条の四第一項」と、同項第二号中「若しくは第百六条の十八第一項とあるのは、第百六条の十八第一項若しくは外国証券業者に関する法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条において準用する第五十六条の二第三項」と、「登録を取り消され」とあるのは「登録を取り消され、同法第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により許可を取り消され」と、「若しくは第百六条の二十八第一項」とあるのは「第百六条の二十八第一項若しくは第百五十五條の十第一項と読み替えるものとする」。

第百六条の五 第八十七条の二の三の規定は、第百六条の三第一項及び第四項ただし書の認可について準用する。

第百六条の六 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、株式会社証券取引所の主要株主(第百六条の三第一項又は第四項ただし書の認可を受けた者をいう。以下この目において同じ。)に対し当該株式会社証券取引所の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該主要株主の書類その他の物件の検査(当該株式会社証券取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

第百六条の七 内閣総理大臣は、株式会社証券取引所の主要株主が法令に違反したとき、又は主要株主の行為が株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に対し第百六条の三第一項又は第四項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

前項の規定により第百六条の三第一項又は第四項ただし書の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、株式会社証券取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定により必要な措置を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第一項及び前項の規定は、株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を保有する証券業協会、証券取引所、金融先物取引所及び金融先物取引所持株会社について準用する。

第百六条の八 株式会社証券取引所の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第百六条の三第一項及び第四項ただし書の認可は、効力を失う。

一 認可を受けた日から六月以内に主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき。

二 主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。

三 証券取引所持株会社になつたとき。

前項(第三号を除く。)の規定により認可が失効したときは、主要株主であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第百六条の九 第百三条第五項の規定は、第百

六条の三、第百六条の四第一項、第百六条の七第二項及び第四項並びに前条第一項の規定を適用する場合について準用する。

第三目 証券取引所持株会社

第百六条の十 株式会社証券取引所を子会社(第百三条第四項に規定する子会社をいう。以下この目において同じ。)としようとする者又は株式会社証券取引所を子会社とする会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

前項の規定は、保有する議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、株式会社証券取引所を子会社とすることとなる場合には、適用しない。

前項に規定する場合に、株式会社証券取引所を子会社とすることとなつた会社(以下この条において「特定持株会社」という。)は、特定持株会社となつた日から三月以内に、株式会社証券取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定持株会社が株式会社証券取引所を子会社とする会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

第百六条の三第三項及び第五項の規定は、特定持株会社について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第百六条の十第二項」と、同条第五項中「株式会社証券取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたとき」とあるのは「株式会社証券取引所を子会社とする会社でなくなつたとき」と読み替えるものとする。

第百六条の十一 前条第一項又は第三項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本の額

三 取締役及び監査役(委員会等設置会社に

あつては、取締役及び執行役の氏名

四 本店その他の営業所の名称及び所在地

前項の認可申請書には、定款その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第八十二条第三項の規定は、前項の定款について準用する。

第六十六条の十二 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者が専ら株式会社証券取引所を子会社として保有することを目的とする者であること。

二 認可申請者及びその子会社となる株式会社証券取引所の収支の見込みが良好であること。

三 認可申請者がその人的構成に照らして、その子会社となる株式会社証券取引所の経営管理を適確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有すること。

四 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が株式会社でないとき。

二 認可申請者がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わし、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 認可申請者が第四百四十八条、第五百二十二条第一項、第五百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第五百五十六条の二十六において準用する第四百四十八条若しくは第五百五十

六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第六十六条の十八第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第六十六条の七第一項、第六十六条の二十一第一項若しくは第六十六条の二十八第一項の規定により認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四 認可申請者の役員のうち第八十三条第二項第三号イからへまでのいずれかに該当する者があるとき。

五 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

第六十六条の十三 第八十七条の二の三の規定は、第六十六条の十第一項及び第三項ただし書の認可について準用する。

第六十六条の十四 何人も、証券取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、証券業協会又は証券取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、証券取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該証券取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える部分の対象議決権については、その超えることとなつた日から一年を超えて、これを保有してはならない。

前項本文に規定する場合に、証券取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超え

る対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者（以下この項において「特定保有者」という。）は、特定保有者になつた旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十六条の十五 証券取引所持株会社の株主は、当該証券取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（以下この条において「対象議決権保有者」という。）となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該証券取引所持株会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

第六十六条の十六 内閣総理大臣は、前条の対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、対象議決権保有届出書の提出者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の書類その他の物件の検査（対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

第六十六条の十七 証券取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする者又は証券取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする法人の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、証券業協会又は証券取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、証券取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、

又は保有することとなる場合には、適用しない。

前項に規定する場合に、証券取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者（以下この条において「特定保有者」という。）は、特定保有者となつた日から三月以内に、証券取引所持株会社の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定保有者が証券取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

第六十六条の三第三項及び第五項の規定は、特定保有者について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第六十六条の十七第二項」と読み替えるものとする。

第六十六条の十八 内閣総理大臣は、前条第一項又は第三項ただし書の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、証券取引所持株会社の子会社である株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

二 認可申請者が証券取引所の業務の公共性に関し十分な理解を有すること。

三 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

第八十三条第二項の規定は、前条第一項及び第三項ただし書の認可について準用する。この場合において、第八十三条第二項中「前項」とあるのは「第六十六条の十八第一項」と、同項第二号中「若しくは第六十六条の十八第一項」とあるのは、「第六十六条の十八第一項若しくは外国証券業者に関する法律第二十四

条第一項若しくは同法第二十五条において準用する第五十六条の二第三項と「登録を取り消され」とあるのは「登録を取り消され、同法第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により許可を取り消され」と「若しくは」は第六十六条の二十八第一項とあるのは「第六十六条の二十八第一項若しくは第五百五十五条の十第一項」と読み替えるものとす。

第六十六条の十九 第八十七条の二の三の規定は、第六十六条の十七第一項及び第三項ただし書の認可について準用する。

第六十六条の二十 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券取引所持株会社の主要株主（第六十六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可を受けた者をいう。以下この目において同じ。）に対し当該証券取引所持株会社若しくはその子会社である株式会社証券取引所の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該主要株主の書類その他の物件の検査（当該証券取引所持株会社又はその子会社である株式会社証券取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

第六十六条の二十一 内閣総理大臣は、証券取引所持株会社の主要株主が法令に違反したとき、又は主要株主の行為が当該証券取引所持株会社の子会社である株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に対し第六十六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

前項の規定により第六十六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、証券取引所持株会社の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

要な措置をとらなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定により必要な措置を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第一項及び前項の規定は、証券取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を保有する証券業協会及び証券取引所について準用する。

第六十六条の二十二 証券取引所持株会社の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第六十六条の十七第一項及び第三項ただし書の認可は、効力を失う。

一 認可を受けた日から六月以内に主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき。

二 主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。

第六十六条の八第二項の規定は、前項の規定により認可が失効した場合について準用する。

第六十六条の二十三 証券取引所持株会社は、子会社である株式会社証券取引所の経営管理を行うこと及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができる。

証券取引所持株会社は、その業務を営むに当たつては、子会社である株式会社証券取引所の業務の公共性に十分配慮し、その業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。

第六十六条の二十四 証券取引所持株会社は、取引所有価証券市場の開設及びこれに附帯する業務を営む会社以外の会社を子会社としてはない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、取引所有価証券市場の開設に関連する業務を営む会社を子会社とすることができる。

第六十六条の二十五 第八十七条の二の三の規定

は、前条ただし書の認可について準用する。

第六十六条の二十六 内閣総理大臣は、証券取引所持株会社がその認可を受けた当時第六十六条の十二第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その認可を取り消すことができる。

第六十六条の二十七 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券取引所持株会社若しくはその子会社に対し当該証券取引所持株会社の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券取引所持株会社若しくは当該子会社の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該子会社にあつては、当該証券取引所持株会社の業務又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

第六十六条の二十八 内閣総理大臣は、証券取引所持株会社が法令に違反したとき、又は証券取引所持株会社の行為がその子会社である株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該証券取引所持株会社に対し第六十六条の十第一項又は第三項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

内閣総理大臣は、証券取引所持株会社の取締役、執行役又は監査役が法令又は法令に基づく行政官庁の処分違反したときは、当該証券取引所持株会社に対し、当該取締役、執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

第一項の規定により第六十六条の十第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された証券取引所持株会社は、速やかに、当該株式会社証券取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。

前項の措置がとられた場合において、当該

措置をとつた者がなお株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者であるときは、当該株式会社証券取引所を子会社とする会社でなくなつた日を第六十六条の三第四項の特定保有者となつた日とみなして、同項の規定を適用する。

内閣総理大臣は、第一項の規定により必要な措置を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第六十六条の二十九 証券取引所持株会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第六十六条の十第一項及び第三項ただし書の認可は、効力を失う。

一 株式会社証券取引所を子会社とする会社でなくなつたとき。

二 解散したとき。

三 設立、合併（当該合併により設立される会社が証券取引所持株会社であるものに限る。）又は新設分割（当該新設分割により設立された会社が証券取引所持株会社であるものに限る。）を無効とする判決が確定したとき。

四 認可を受けた日から六月以内に株式会社証券取引所を子会社とする会社とならなかつたとき。

第六十六条の八第二項の規定は、前項の規定により認可が失効した場合について準用する。

第六十六条の三十 第一百三十五条第五項の規定は、第六十六条の十四、第六十六条の十五、第六十六条の十七第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第六十六条の三第五項、第六十六条の十八第一項、第六十六条の二十一第二項及び第四項、第六十六条の二十二第一項並びに第六十六条の二十八第四項の規定を適用する場合について準用する。

第六十六条の三十一 第六十六条の二十三第二項並

びに第六六条の二十八第一項及び第五項の規定は、株式会社証券取引所を子会社とする証券業協会、証券取引所、金融先物取引所及び金融先物取引所持株会社並びに証券取引所持株会社を子会社とする証券業協会及び証券取引所について準用する。

第七七条の二第一項第一号中「外国証券会社」の下に「並びに政令で定める許可外国証券業者」を加える。

第七七条の三第一項第一号中「及び政令で定める外国証券会社」を、「政令で定める外国証券会社及び政令で定める許可外国証券業者」に改める。

第一百十條第二項中「当該証券取引所が」を「次に掲げる者が」に改め、「（当該証券取引所の子会社（第五十九條第二項に規定する子会社をいう。）が発行者である有価証券を含む。第一百十二條において同じ。）を削り、同項に次の各号を加える。

一 当該証券取引所

二 当該証券取引所を子会社（第三三條第四項に規定する子会社をいう。）とする証券取引所持株会社

三 当該証券取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有する株式会社証券取引所、株式会社金融先物取引所又は金融先物取引所持株会社

四 当該証券取引所の主要株主（第六六條の三第一項若しくは第四項ただし書の認可又は第六六條の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を受けた者をいう。）

五 当該証券取引所の子会社（第八十七條の二の二第二項に規定する子会社をいう。）

第一百十二條第二項中「当該証券取引所が発行者である」を「第一百十條第二項の」に改める。
第二百二十九條第一項中「受けた会員等」の下に「許可外国証券業者を除く。以下この条において同じ。」を加える。

第四百四十一條第二項第一号中「第二十八條の

四第九号イからへまで」を「第二十八條の四第一項第九号イからトまで」に改める。

第六節 監督を削る。

第四百七十七條の次に次の節名を付する。

第六節 監督

第四百八十八條から第五百十三條までを次のように改める。

第四百八十八條 内閣総理大臣は、証券取引所がその免許を受けた当時第八十三條第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その免許を取り消すことができる。

第四百八十九條 証券取引所は、定款、業務規程又は受託契約準則を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

証券取引所は、第八十二條第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。証券取引所の規則（定款、業務規程、受託契約準則及び第五十六條の十九の承認を受けて行つ有価証券債務引受業に係る業務方法書を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

第五百十條 内閣総理大臣は、不正の手段により証券取引所の役員となつた者のあることを発見したとき、又は証券取引所の役員が法令、定款若しくは法令に基づく行政官庁の処分違反したときは、当該証券取引所に對し、当該役員の解任を命ずることができる。

第五百十一條 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、証券取引所、その子会社（第八十七條の二の二第二項に規定する子会社をいう。）又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者に對し当該証券取引所若しくは当該子会社の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券取引所若しくは当該子会社の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿

書類その他の物件の検査（当該子会社にあつては、当該証券取引所の業務又は財産に關し必要な検査に限る。）をさせることができる。

第五百十二條 内閣総理大臣は、証券取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、当該各号に定める処分をすることができる。

一 法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員等若しくは当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この号において「法令等」という。）に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に違反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に對し法令等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために、この法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をとることを怠つたとき。第八十條第一項の免許を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の変更若しくはその業務の一部の禁止を命じ、その役員の解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をとることを命ずること。

二 証券取引所の行為又はその開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等の状況が公益又は投資者保護のため有害であると認めるとき。十日以内の期間を定めて取引所有価証券市場における有価証券の売買等の全部若しくは一部の停止を命じ、又は閣議の決定を経て、三月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

内閣総理大臣は、前項第一号の規定により

業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更若しくは業務の一部の禁止を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をとることを命じようとするときは、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第一項第二号の規定による処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第五百十三條 内閣総理大臣は、証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の慣行又は業務の運営若しくは財産の状況に關し、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、当該証券取引所に對し、定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の慣行の変更その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第七節 雑則を削る。

第五百五十三條の次に次の節名を付する。

第七節 雑則

第五百五十四條を次のように改める。
第五百五十四條 第八十條から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、内閣府令で定める。

第五百五十四條の次に次の章名及び節名を付する。

第五章の二 外国証券取引所

第一節 総則

第五百五十五條及び第五百五十五條の二を次のように改める。
第五百五十五條 外国有価証券市場を開設する者は、第二十八條及び第八十條第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、

次の各号に掲げる取引について、その使用する電子情報処理組織と当該各号に定める者の使用に係る入出力装置（以下「外国証券取引所入出力装置」という。）とを接続することにより、当該各号に定める者に外国証券取引所入出力装置を使用して当該各号に掲げる取引を行わせることができる。

一 外国有価証券市場における有価証券の売買及び外国市場証券先物取引 証券会社及び外国証券会社

二 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等に係るものに限る。）並びに第六十五条第二項第六号ロ、ホ及びヘに掲げる取引 登録金融機関のうち内閣府令で定める業務を行う者

第二十九條の二の規定は、前項の認可について準用する。

第五百五十五條の二 前條第一項の認可を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 本店又は主たる事務所の所在の場所

三 国内に事務所があるときは、その所在の場所

四 役員の役職名及び氏名

五 国内における代表者の氏名及び国内の住所

六 外国証券取引所参加者（外国証券取引所入出力装置を使用した前條第一項各号に掲げる取引（以下「外国市場取引」という。）を行う者をいう。以下同じ。）に外国市場取引を行わせる外国有価証券市場の種類及び名称

七 外国証券取引所参加者の商号又は名称

八 その他内閣府令で定める事項

前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款並びに外国市場取引に係る業務規程

及び受託契約準則（これらに準ずるものを含む。以下この章において「業務規則」という。）

二 外国市場取引に係る業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 その他内閣府令で定める書類

第五百五十五條の二の次に次の三條及び一節並びに節名を加える。

第五百五十五條の三 内閣総理大臣は、前條第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその本店又は主たる事務所が所在する国において第八十條第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けた者であること。

二 認可申請者が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分（以下この号及び第五百五十五條の十において「法令等」という。）又は業務規則に違反した外国証券取引所参加者に対し法令等又は業務規則を遵守させるために必要な措置をとることができること。

三 認可申請者の業務規則が外国証券取引所参加者が行う外国市場取引を公正かつ円滑ならしめ、及び投資者を保護するために十分であること。

内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が外国証券取引所参加者に外国市場取引を行わせる外国有価証券市場を開設してから政令で定める期間を経過するまでの者であるとき（政令で定める場合に該当するものを除く。）

二 認可申請者がこの法律若しくは外国証券業者に関する法律又はこれらに相当する外

国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 認可申請者が第五百五十五條の十第一項の規定により第五百五十五條第一項の認可を取り消され、第六十六條の十八第一項の規定により第六十六條の二の登録を取り消され、外国証券業者に関する法律第二十四條第一項若しくは同法第二十五條において準用する第五十六條の二第三項の規定により同法第三條第一項の登録を取り消され、若しくは同法第二十四條第四項において準用する同法第一項の規定により同法第十三條の二第二項の許可を取り消され、又はその本店若しくは主たる事務所の所在する国において受けている第二十八條若しくは第六十六條の二の登録若しくは第八十條第一項 第五百五十六條の二若しくは第五百五十六條の二十四第一項の免許と同種類の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四 認可申請者の役員又は国内における代表者のうちに第八十三條第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者があるとき。

五 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在する国のこの法律に相当する外国の法令を執行する当局の第八十九條第二項第一号に規定する保証又はこれに準ずると認められるものがないとき。

六 認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

第五百五十五條の四 内閣総理大臣は、第五百五十五條の二第一項の規定による認可の申請があつた場合において、その認可を与えることが

適当でないと認めるときは、認可申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならない。

内閣総理大臣が、第五百五十五條第一項の規定による認可を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により認可申請者に通知しなければならない。

第五百五十五條の五 外国証券取引所は、内閣府令で定めるところにより、毎年四月から翌年三月までの期間における外国市場取引に関する業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第二節 監督

第五百五十五條の六 内閣総理大臣は、外国証券取引所が第五百五十五條第一項の認可を受けた当時第五百五十五條の三第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その認可を取り消すことができる。

第五百五十五條の七 外国証券取引所は、第五百五十五條の二第一項各号に掲げる事項又は同條第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容若しくは方法について変更があつた場合、業務規則について重要な変更があつた場合その他内閣府令で定める場合には、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五百五十五條の八 外国証券取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第五百五十五條第一項の認可は、効力を失う。

一 外国市場取引を行う外国証券取引所参加者がなくなつたとき。

二 外国市場取引が行われる外国有価証券市場の全部を閉鎖したとき。

三 解散したとき。

け出なければならぬ。

第百五十五條の九 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、外国証券取引所若しくは外国証券取引所参加者に対し外国市場取引に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該外国証券取引所の外国市場取引に係る業務の状況若しくは書類その他の物件を検査させることができる。

第百五十五條の十 内閣総理大臣は、外国証券取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、当該外国証券取引所の第百五十五條第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて外国市場取引の全部若しくは一部の停止を命じ、又は外国市場取引に係る業務の変更若しくは一部の禁止を命ずることができる。

一 第百五十五條の三第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二 第百五十五條の三第二項第二号から第五号までに該当することとなつたとき。

三 認可に付した条件に違反したとき。

四 法令等若しくは業務規則に違反したとき、又は外国証券取引所参加者が法令等若しくは業務規則に違反する行為をしたにもかかわらず、これに対し法令等若しくは業務規則を遵守させるために当該外国証券取引所に認められた権能を行使せずその他必要措置をとることを怠つたとき。

五 外国証券取引所の行為又はその開設する外国有価証券市場における外国市場取引の状況が公益又は投資者保護のため有害であると認めるとき。

内閣総理大臣は、外国証券取引所の国内における代表者(国内に事務所がある場合)にあつては、当該事務所駐在する役員を含む。以下この項において同じ。が法令等に違反したときは、当該外国証券取引所に対し、当該

国内における代表者の解任を命ずることができ。

内閣総理大臣は、第一項の規定により外国市場取引の全部若しくは一部の停止又は外国市場取引に係る業務の変更若しくは一部の禁止を命じようとするときは、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第三節 雜則

第百五十六條中「第八十條」を「第百五十五條」に改める。

「第五章の二 証券取引清算機関等」を「第五章の三 証券取引清算機関等」に改める。

第百五十六條の四第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三 免許申請者が第百四十八條、第百五十二條第一項、第百五十六條の十七第一項若しくは第二項、第百五十六條の二十六において準用する第百四十八條若しくは第百五十六條の三十二第一項の規定により免許を取り消され、若しくは第百五十六條第一項、第百五十六條の二第三項若しくは第百六十六條の十八第一項の規定により登録を取り消され、又はこの法律に相當する外国の法令において受けている同種類の免許若しくは登録(当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 免許申請者の取締役、執行役又は監査役のうち第百八十三條第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

第百五十六條の四第二項第五号中「その添付書類」を「これに添付すべき書類」に改める。
第百五十六條の六第一項中「第二條第二十六項」を「第二條第三十項」に、「同條第二十六項」を「同條第三十項」に改める。

第百五十六條の十四第一項中「第百五十六條の四第二項第四号イからハまで」を「第百八十三條第二項第三号イ、ロ又はホ」に改める。

第百五十六條の二十一第一項中「第二條第二十六項」を「第二條第三十項」に改める。

「第五章の三 証券金融会社」を「第五章の四 証券金融会社」に改める。

第百五十六條の二十五第二項各号を次のように改める。

一 免許申請者が資本の額が第百五十六條の二十三の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二 免許申請者が第百二十八條の四第一項第七号に該当する者であるとき。

三 免許申請者が第百四十八條、第百五十二條第一項、第百五十六條の十七第一項若しくは第二項、次条において準用する第百四十八條若しくは第百五十六條の三十二第一項の規定により免許を取り消され、若しくは第百五十六條第一項、第百五十六條の二第三項若しくは第百六十六條の十八第一項の規定により登録を取り消され、又はこの法律に相當する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録(当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 免許申請者の取締役、執行役又は監査役のうち第百八十三條第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

五 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。
第百五十六條の二十六中「第百五十一條」を「第百四十八條」に改める。
第百五十六條の三十一第一項中「第百五十六條の二十五第二項第四号イからハまでの」を「

「第百八十三條第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに」に「役員」を「取締役、執行役又は監査役」に改める。

第百六十一條第一項中「証券会社」の下に「許可外国証券業者」を加える。

第百六十二條の二「証券会社」の下に「若しくは許可外国証券業者」を加える。

第百六十三條第一項中「総株主の議決権」の下に「(第三十二條第五項に規定する議決権をいう。)」を加え、同條第二項中「相手方が証券会社」の下に「許可外国証券業者」を加える。

第百六十六條第五項中「優先出資法第二條第一項に規定する」を削る。

第百八十八條中「証券会社」の下に「登録金融機関、証券仲介業者」を、「(会員等)」の下に「証券取引所持株会社、外国証券取引所若しくはその外国証券取引所参加者」を加える。

第百九十條第一項中「若しくは第三項」を「から第三項まで」に改め、「第百六十五條の二第十項」の下に「第百六十六條の二十」を加え、「第百五十四條」を「第百三十三條の三、第百六十六條の六、第百六十六條の十、第百六十六條の二十、第百六十六條の十七、第百五十一條、第百五十五條の九」に改める。

第百九十四條の三「証券取引所」の下に「外国証券取引所」を加え、同條第五号中「第百五十一條又は第百五十五條第一項第一号」を「第百四十八條又は第百五十二條第一項第一号」に改め、同條第六号中「第百五十五條第一項第一号」を「第百五十二條第一項第一号」に改め、同條第七号中「第百五十五條第一項第二号」を「第百五十二條第二号」に改め、同條第十一号を同條第十三号とし、同條第十号中「第百五十一條」を「第百四十八條」に改め、同號を同條第十二号とし、同條第九号を同條第十一号とし、同條第八号を同條第十号とし、同條第七号の次に次の二号を加える。

八 第百五十五條の六又は第百五十五條の十の次に次の二号を加える。
第一項の規定による第百五十五條第一項の

認可の取消し

九 第百五十五条の十第一項の規定による外国市場取引の全部又は一部の停止の命令
第百九十四条の四第一項第二十五号を同項第三十八号とし、同項第二十四号を同項第三十七号とし、同項第二十三号中「第百五十一」を「第百四十八」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項第二十二号を同項第三十五号とし、同項第十八号から第二十一号までを十三号ずつ繰り下げ、同項第十七号中「第百五十五」を「第百五十二」に改め、同号を同項第二十一号に改め、同号を同項第二十七号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十八 第百五十五条第一項の規定による認可

二十九 第百五十五条の六又は第百五十五条の十第一項の規定による第百五十五條第一項の認可の取消し

三十 第百五十五條の十第一項の規定による命令

第百九十四条の四第一項第十六号中「第百五十五條第一項第一号」を「第百五十二條第一項第一号」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第十五号中「第百五十二條第一項」を「第百四十九條第一項」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第十四号中「第百五十一」又は「第百五十五條第一項第一号」を「第百四十八」又は「第百五十二條第一項第一号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第十三号を同項第二十三号とし、同項第十二号を同項第二十二号とし、同項第十一号の次に次の十号を加える。

十二 第百六条の三第一項又は第四項ただし書の規定による認可

十三 第百六条の七第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令

十四 第百六条の七第一項の規定による第百六条の三第一項又は第四項ただし書の認可の取消し

十五 第百六条の十第一項又は第三項ただし書の規定による認可

十六 第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の規定による認可

十七 第百六条の二十一第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令

十八 第百六条の二十一第一項の規定による第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

十九 第百六条の二十六の規定による第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

二十 第百六条の二十八第一項(第百六条の三十一において準用する場合を含む。)の規定による命令

二十一 第百六条の二十八第一項の規定による第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

第百九十四条の四第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第百六条の八第二項(第百六条の二十二第二項及び第百六条の二十九第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出
第百九十四条の四第二項に次の一号を加える。

八 第百五十五條の八第二項の規定による届出

第百九十四条の五第二項中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度に改め、登録金融機関の下に、証券仲介業者を、証券取引所」の下に、「証券取引所持株会社、外国証券取引所」を加える。

第百九十四条の六第二項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「第百五十四條」を「第百五十一條」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 第百五十五條の九の規定による権限(外国市場取引の公正の確保に係る外国証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

第百九十四条の六第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第百六条の二十の規定による権限(第二條第十一項各号に掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

第百九十八條第十二号中「第二十八條」の下に「又は第百六十六條の二」を加え、同条第十三号中「第三十五條」の下に「又は第百六十六條の九」を、「証券業」の下に「又は証券仲介業」を加える。

第百九十八條の二第二項第一号中「前条第十八号」を「前条第十九号」に改める。

第百九十八條の三中「第六十五條の二第六項」の下に「及び第百六十六條の十四」を加え、「又は金融機関」を、「金融機関若しくは証券仲介業者」に改め、「従業者」の下に「又は証券仲介業者」を加え、同条の次に次の一号を加える。

第百九十八條の三の二 第百六条の十第一項又は第三項の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百九十八條の四中「金融機関」の下に、「証券仲介業者」を、「証券取引所」の下に、「証券取引所持株会社、外国証券取引所」を加え、「又は証券金融会社」を若しくは「証券金融会社」に改め、「従業者」の下に「又は証券仲介業者」を加え、同条第二号中「又は第百五十六條の二第二項」を、「第五十六條の二第二項又は第百六十六條の十八第一項」に改め、同条第三号中「第百五十五條第一項」を「第百五十二條第一項」に改め、「措置」の下に、「第百五十五條の十第一項の規定による停止、変更若しくは禁止」を加え、同条に次の一号を加える。

四 第百六条の二十八第三項の規定に違反したとき。

第百九十八條の五第一号中「第六十九條、第八十二條」を「第六十六條の三、第六十九條、第八十二條、第百六条の十一、第百五十五條の二」に改め、同条第二号中「又は第百五十六條の三十五」を、「第六十六條の十五第一項、第百五十五條の五又は第百五十六條の三十五」に改め、同条第三号中「若しくは第五十二條第三項」を、「第五十二條第三項若しくは第六十六條の十六に改め、同条第七号中「第五十九條第一項若しくは第三項又は第六十五條の二十」を「第五十九條第一項から第三項まで、第六十五條の二十、第六十六條の二十、第百六条の三、第百六条の六、第百六条の十六又は第百六条の二十」に改め、同条第八号を次のように改める。

八 第五十九條第一項から第三項まで、第六十五條の二十、第六十六條の二十、第七十九條の十四、第百六条の三、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一條、第百五十五條の九、第百五十六條の十五、第百五十六條の三十四又は第百八十七條第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百九十九條中「第百五十四條」を「第百六条の二十七、第百五十一條、第百五十五條の九」に改め、「証券取引所」の下に、「証券取引所持株会社、外国証券取引所」を加え、「証券金融会社又は」を「証券金融会社、証券取引所の子会社(第百八十七條の二の二第二項に規定する子会社をいう。)、証券取引所持株会社の子会社(第百三條第四項に規定する子会社をいう。)」に改め、「発行者の下に」又は「外国証券取引所の外国証券取引所参加者」を加える。

第二百条第十八号を同条第二十二号とし、同条第十七号を同条第二十一号とし、同条第十六号を同条第二十号とし、同条第十五号中「第百三條」を「第百三條第一項若しくは第二項ただし書又は第百六条の十四第一項若しくは第二項た

だし書に改め、同号を同条第十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

十八 第六十六条の第三項若しくは第四項、第六十六条の第七項、第六十六条の十七項若しくは第三項又は第六十六条の二十一項の二項の規定に違反した者

十九 第六十六条の第七項又は第六十六条の二十一項の規定による命令に違反した者
第二十条第十四号中「第六十五条の二第六項」の下に「及び第六十六条の十四」を加え、同号を同条第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 第六十六条の十二の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた者

第二十三条第十三号中「第六十五条の二第六項」の下に「及び第六十六条の十四」を加え、同号を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三 第三十三条の三(第三十三条の五において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

第二十条の二中「前条第十三号」を「前条第十四号」に改める。

第二十条の三(金融機関)の下に「証券仲介業者」を加え、「又は証券金融会社を」、「証券取引所持株会社、金融先物取引所、金融先物取引所持株会社、外国証券取引所若しくは証券金融会社」に改め、「従業者」の下に「又は証券仲介業者」を加え、同条第二号中「第六十五条の二第四項」の下に「及び第六十五条第二項」を加え、同条第六号中「第六十五条の二第五項」の下に「及び第六十六条の二十三」を加え、同条第十号を同条第十二号とし、同条第九号を同条第十一号とし、同条第八号の次に次の二号を加える。

九 第六十六条の七第四項において準用する同条第一項又は第六十六条の二十一第四項にお

いて準用する同条第一項の規定による命令に違反したとき。

十 第六十六条の二十八第二項(第六十六条の三十一において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

第二百一条第二項中「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える。

第二百三条第一項中「第四條第一項」を「第二條第九号」に、「職員が」を「職員若しくは外国証券取引所の国内における代表者(国内に事務所がある場合にあつては、当該事務所駐在する役員を含む。)(若しくは職員が」に改める。

第二百五条第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 第二百三条第三項、第六十六条の三第三項(第六十六条の十第四項及び第六十六条の十七第四項において準用する場合を含む。)(又は第六十六条の十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三 第三十三条の二第一項又は第六十六条の十五の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

第二百五条第九号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号中「第六十五条の二第五項」の下に「及び第六十六条の二十三」を加え、同号の次に次の一号を加える。

八 第三十三条の二(第三十三条の五において準用する場合を含む。)の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

第二百五条の二第一号中「第三十四條第三項」を「第三十三條の四(第三十三條の五において準用する場合を含む。)(第三十四條第三項)に、」において準用する場合を含む。)(又は第七十九

条の二十七第四項を「及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。)(第六十六條の

六第一項若しくは第三項、第六十六条の十七第一項、第七十九條の二十七第四項又は第六十六條の三第五項(第六十六條の十第四項及び第六十六條の十七第四項において準用する場合を含む。)(に改め、同条第九号を同条第十一号とし、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号を同条第九号とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

七 第六十六條の七第一項の規定に違反した者

八 第六十六條の七第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第二百六条中「証券取引所」の下に「証券取引所持株会社、外国証券取引所」を加え、同条第一号を次のように改める。

一 第六十四條の七第四項(第六十五條の二第五項及び第六十六條の二十三において準用する場合を含む。)(第七十四條第二項、第七十六條、第八十七條の二の二第二項、第二百五條第一項、第六十六條の二十四又は第六十四條第一項の規定に違反したとき。

第二百六条第二号中「又は第六十五條第二項前段を、第六十四條第二項前段又は第六十五條の七」に改める。

第二百七条第一項第二号中「第六十九條の三」の下に「第六十九條の三の二」を加え、同項第四号中「第六十六號」を「第十八號及び第二十號」に、「若しくは第七十七號」を「第七十七號、第九十號若しくは第十十號」に改め、同項第五号中「第二百六條第十六號」を「第二百六條第十八號若しくは第二十號」に、「及び第七十七號」を「第七十七號、第九十號及び第十十號」に改める。

第二百七条の三(「証券取引所」の下に「又は証券取引所持株会社」を加え、同条第五号中「第六十五條の二」を「第六十五條」に改める。

第二百八条中「若しくは登録金融機関」を「登録金融機関若しくは証券仲介業者」に、「外国証券会社」を「証券仲介業者、外国証券会

社若しくは許可外国証券業者」に、「第四條第一項」を「第二條第九号」に改め、「証券取引清算機関」を「外国証券取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、証券取引清算機関」に改め、同条第二号中「第六十四條の七第四項」を「第六十四條の七第五項(第六十五條の二第五項及び第六十六條の二十三において準用する場合を含む。)(に、「又は第六十五條第二項後段」を「第六十四條第九號第二項後段又は第六十五條の八第二項」に改め、同条第四号中「第五十六條の二第二項」の下に「第六十六條の十八第一項」を、「(第六十六條第一項)の下に「及び第六十六條の十八第一項」を加える。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)
第二条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十三條」を「第十三條の五」に改める。

第一条中の「支店」を削る。
第二条第一号中「証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第六十五條の二第二項(金融機関の証券業務の登録)に規定する銀行」を「銀行、協同組織金融機関(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第八項(定義)に規定する協同組織金融機関をいう。以下同じ。)(に改め、同条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 許可外国証券業者 第十三條の二第二項の許可を受けた外国証券業者をいう。
第二条第三号中「証券会社」の下に「証券取引所、取引参加者」を加え、「(定義)を削り、「同条第十八項」を「同条第十六項に規定する証券取引所、同条第十九項に規定する取引参加者、同条第二十一項に、「同条第十九項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十項」を「同条第二十三項に改め、同条第五号中「第二條第十八項」を「第二條第二十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十五項」に改め、同条に次の一号を加える。

九 国内における代表者 外国証券業者の国

内における商法(明治三十二年法律第四十八号)第四百七十九条第一項(外国会社の代表者)に規定する代表者(外国証券会社にあつては、すべての支店の業務を担当するものに限る。)をいう。

第四条第一項中「者(以下「登録申請者」という。は、当該登録を受けて業務を営もうとするすべての支店の業務を担当する代表者(以下「国内における代表者」という。を「者は、国内における代表者」に改め、同条第一項第一号中「及び第十号」を「第十号及び第十一号」に改める。

第六条第一項第七号中「規定又は」を「規定若しくは」に改め、「第五十六条の二第三項」の下に「(自己資本規制比率悪化の場合の処分)」を、「第三条第一項の登録」の下に「を取り消され、第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により第十三条の二第一項の許可を取り消され、若しくは同法第六十六条の十八第一項(証券仲介業者の処分)の規定により同法第六十六条の二(証券仲介業者の登録)の登録を、「第二十八条の下に(証券業の登録)若しくは第六十六条の二を、「をいう」の下に「第十三条の四において同じ。」を加え、同項第九号中「第三十四条第一項」の下に「証券会社が営むことができる業務」を加え、同項第十号中「第十三条」の下に「第十三条の四を加え、及び国内」を「又は国内」に、「第二十八条の四第九号イからへまで」を「第二十八条の四第一項第九号イからトまで(証券業の登録の拒否)」に改め、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 主要株主(証券取引法第二十八条の四第二項に規定する主要株主をいう)に準ずる者が証券業の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがない者であることについて、外国証券規制当局(同法第八十九条第一項(外国証券規制当局)に対する調査協力)に規定する外国証券規制当局をいう。

第十三条の四において同じ。)による確認が行われていない者であるとき。

第十三条第三項中「(以下この条及び次条において「許可業者」という。を削り、同項第三号中「許可業者」を「当該外国証券業者」に改め、「外国証券会社」の下に「又は許可外国証券業者」を加え、「第二十八条の四第九号イからへまで」を「第二十八条の四第一項第九号イからトまで(証券業の登録の拒否)」に改め、第一章中同条の次に次の四条を加える。

(取引所取引の許可)
第十三条の二 外国証券業者(外国証券会社を除く)は、第三条第二項及び証券取引法第二十八条(証券業の登録)の規定にかかわらず、内閣総理大臣の許可を受けて、同法第二十七条(定義)に規定する取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引(有価証券等清算取次ぎ(同条第二十九項に規定する有価証券等清算取次ぎ(同項第一号に係るものに限る。))をいう。以下この項において同じ。の委託者として当該有価証券等清算取次ぎを行う者を代理してこれらの取引を行う場合を含む。以下「取引所取引」という。を業として営むことができる。
2 第七条第三項の規定は、前項の許可について準用する。

2 第七条第三項の規定は、前項の許可について準用する。
(許可の申請)
第十三条の三 前条第一項の許可を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した許可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
一 商号及び本店の所在の場所
二 資本の額
三 役員(取引所取引業務を行う営業所(以下「取引所取引店」という。の所在する国(本店の所在する国を除く)における代表者(次条において「取引所取引店所在国における代表者」という。を含む)の役職名及び

氏名

四 取引所取引店の名称並びにその所在する国及び場所
五 他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六 本店及び取引所取引店が加入している外国証券取引所(証券取引法第二十八条第八項第三号ロ(定義)に規定する外国有価証券市場を開設する者をいう。次条において同じ)の商号又は名称

七 国内に事務所その他の施設があるときは、その所在の場所

八 国内における代表者の氏名及び国内の住所

九 取引参加者となる証券取引所の商号又は名称

十 その他内閣府令で定める事項

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次条第一号イからチまで及びヌに該当しないことを誓約する書面

二 取引所取引店における取引所取引業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 定款及び会社登記簿の謄本(これらに準ずるものを含む)並びに業務の内容及び方法を記載した書類

四 国内における会社登記簿の謄本

五 直近三年間に終了した各事業年度に関する貸借対照表及び損益計算書

六 その他内閣府令で定める書類

3 第一項第二号に規定する資本の額の計算については、政令で定める。

(許可の拒否要件)
第十三条の四 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を拒否しなければならない。

一 許可申請者が次のいずれかに該当すると

き。

イ 株式会社と同種類の法人でないとき。
ロ 本店又は取引所取引店が所在するいずれかの国において登録等(第三条第一項又は証券取引法第二十八条(証券業の登録)の登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む)をいう。以下この号において同じ)を受けていないとき。

ハ いずれかの取引所取引店において取引所取引と同種類の取引に係る業務を第六

条第一項第二号に規定する政令で定める期間以上継続して営んでいない者であるとき(政令で定める場合に該当するときは除く)。

ニ いずれかの取引所取引店がその所在する国の外国証券取引所(当該国において証券取引法第八十条第一項(有価証券市場開設の免許)の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けたものに限る。第三号において同じ。)に加入していないとき。

ホ 前条第一項第二号に規定する資本の額が、第六条第一項第四号に規定する政令で定める金額に満たない法人であると

き。

ヘ 純財産額が第六条第一項第五号に規定する金額に満たない法人であるとき。

ト 第二十四条第一項の規定若しくは第二十五条において準用する証券取引法第五十六條の二第三項(自己資本規制比率悪化の場合の処分)の規定により第三条第一項の登録を取り消され、第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により第十三条の二第一項の許可を取り消され、若しくは同法第六十六条の十八第一項(証券仲介業者の処分)の規定により同法第六十六条の二の登録を取り消され、又は本店若しくは取引所取引店が所

在する国において受けている登録等が外国証券法令の規定により取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

チ 第六条第一項第八号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していないとき。

リ 他に営んでいる事業が公益に反すると認められる者であるとき。

ヌ 役員、取引所取引店所在国における代表者又は国内における代表者のうちに証券取引法第二十八条の四第一項第九号イからトまで(証券業の登録の拒否)に掲げる者のいずれかに該当する者のある法人であるとき。

ル 取引所取引業務に係る人的構成が取引所取引業務を適確に遂行するに足りるものと認められない者であるとき。

二 許可申請者の本店及び取引所取引店の所在するいずれかの国の外国証券規制当局の証券取引法第百八十九条第二項第一号(外国証券規制当局に対する調査協力)に規定する保証がないとき。

三 許可申請者の取引所取引店が加入している外国証券取引所と当該許可申請者が取引参加者となる証券取引所との間で情報の提供に関する取決めの締結その他の当該証券取引所による証券取引法、同法に基づく命令又は定款その他の規則により認められた権能を行使するための措置が講じられていないとき。

四 許可申請書又はその添付書類のうちに虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

(許可外国証券業者に係る準用規定)

第十三条の五 第十条第二項、第十一条並びに第十二条第一項及び第三項の規定は、許可外国証券業者について準用する。この場合において、第十一条第一項中「主たる支店の所在地とあるのは「国内における代表者が欠ける前における当該国内における代表者の住所」と、第十二条第一項中「第四条第一項各号」とあるのは「第十三条の三第一項各号」と、同条第三項中「第四条第二項第二号」とあるのは「第十三条の三第二項第二号」と、支店における業務」とあるのは「取引所取引業務」と、「あつたとき」とあるのは「あつたときその他内閣府令で定める場合」と読み替えるものとする。

第十四条第一項中「同法第三十三条から第四十二条まで(誠実公正の原則、業務)」を「同法第三十三条(誠実公正の原則)、第三十四条から第四十二条まで(業務)」に改め、「のうち銀行の下に、協同組織金融機関を加え、同条第二項を次のように改める。

2 証券取引法第三十五条(名義貸しの禁止)、第三十六条第一項(社債管理会社等となること)の禁止、第四十二条第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで及び第九号(禁止行為並びに第四十六号(引受人の信用供与の制限)の規定は、第十三条第一項の許可を受けた外国証券業者の国内における同項の行為について準用する。

第十四条に次の一項を加える。
4 証券取引法第三十五条(名義貸しの禁止)、第四十二条第一項第七号及び第九号(禁止行為並びに第四十三条第二号(業務)の状況についての規制)の規定は、許可外国証券業者の取引所取引業務について準用する。

第十五条に次の一項を加える。
5 第一項、第二項及び前項の規定は、許可外国証券業者の取引所取引業務について準用する。

第十六条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、許可外国証券業者について準用する。
第二十一条中「における業務の下に」及び許可外国証券業者の取引所取引業務を加える。
第二十二條第一項第四号中「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加え、「明治三十二年法律第四十八号」を削り、「第二百一十一條ノ二第四項の下に」(子会社による親会社株式の取得の制限等)を加え、同項第五号中「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える。

第二十三條の次に次の一項を加える。
(取引所取引業務の廃止等の手続)
第二十三條の二 許可外国証券業者が解散したとき、又は取引所取引業務を廃止したときは、第十三條の二第一項の許可は、効力を失う。この場合において、その国内における代表者又は代表者であつた者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二十四條第一項第一号中「又は第八号」を「第八号又は第十二号」に改め、同条第二項中「第二十八條の四第九号イからへまで」を「第二十八條の四第一項第九号イからトまで(証券業の登録の拒否)」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項(第六号を除く。)の規定は許可外国証券業者の取引所取引業務について、第二項の規定は許可外国証券業者の国内における代表者(国内に事務所その他の施設がある場合にあつては、当該施設に駐在する役員を含む。)について、それぞれ準用する。この場合において、第一項各号列記以外の部分中「第三條第一項の登録を取り消し、第七條第一項の認可」とあるのは「第十三條の二第一項の許可」と、同項第一号中「第六條第一項第一号、第三号から第六号まで、第七号」とあるのは「第十三條の四第一項第一号イ、ロ、ニからへまで、ト」と、「第八号又は第十二号」とあるのは「チ、リ若しくはル、第二号又は第三号」と、同項第二号中「第三條第一項の登録」とあるのは「第十三條の二第一項の許可」と読み替えるものとする。

号」と、同項第二号中「第三條第一項の登録」とあるのは「第十三條の二第一項の許可」と、同項第五号中「第七條第一項の認可」とあるのは「第十三條の二第一項の許可」と読み替えるものとする。

第二十六條中「行う営業の下に」及び許可外国証券業者の取引所取引業務を、「第二十八條」の下に「の登録を」、「第三條第一項」の下に「の登録又は同法第十三條の二第一項の許可」を加える。

第二十七條第二号中「第二十四條第一項」の下に「(同条第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「若しくは第七條第一項の認可」を、「第七條第一項の認可若しくは第十三條の二第一項の許可」に改める。

第二十九條第一項中「第十三條第一項」の下に「若しくは第十三條の二第一項」を加え、同条第二項中「第二十四條第一項」の下に「(同条第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三項中「第七條第一項の認可、第十二條第四項の認可、第十三條第一項の許可」を「第七條第一項の認可、第十三條第一項の許可、第十三條第二項若しくは第十三條第四項の認可、第十三條第一項若しくは第十三條の二第一項の許可」に、「承認をし若しくは承認を、若しくは」に改め、「第十三條第二項」の下に及び第十三條の二第二項を、「若しくは第二項」の下に「これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）」を、「外国証券会社」の下に「許可外国証券業者」を加える。
第三十條に次の一項を加える。

3 許可外国証券業者が解散したとき、又は取引所取引業務を廃止したときは、取引所取引を結了する目的の範囲内において、なお許可外国証券業者とみなす。
第三十一條に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、許可外国証券業者又は当該許可外国証券業者と取引を行う者に対し、当該許可外国証券業者の

取引所取引業務若しくは財産に關し參考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該許可外国証券業者の取引所取引業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

第三十三條第一項中「含む。」の下に「又は許可外国証券業者(同條第三項の規定により許可外国証券業者とみなされる者を含む。)」を加え、「又は承認援助手続を」若しくは承認援助手続に改め、同條第三項中「第三十一條第一項の下に」及び第三項を加える。

第三十九條中「外国証券会社」の下に「又は許可外国証券業者(以下「外国証券会社等」という。)」を加え、同條第一号中「第二十四條第一項の下に」(同條第四項において準用する場合を含む。))を加え、同條に次の一号を加える。

三 第二十四條第四項において準用する同條第一項の規定による第十三條の二第一項の許可の取消し

第四十條第一項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 第二十四條第四項において準用する同條第一項又は第二十六條において準用する証券取引法第五十六條の三の規定による第十三條の二第一項の許可の取消し

第四十條第一項第三号中「第二十四條第一項の下に」(同條第四項において準用する場合を含む。))を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第十三條の二第一項の規定による許可第四十條第二項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第二十三條の二に改める。」

第四十一條中「外国証券会社」を「外国証券会社等」に改める。

第四十五條第一号中「登録」の下に「又は第十三條の二第一項の許可」を加え、同條第二号中「第十四條第一項」の下に「又は第四項」を加え

る。

第四十六條第三号中「第二十四條第一項の下に」(同條第四項において準用する場合を含む。))を加える。

第四十七條第一号中「第四條」の下に「又は第十三條の二」を加え、同條第二号中「第十五條第一項及び同條第二項の下に」(同條第五項において準用する場合を含む。))を、「若しくは第二項の下に」(これらの規定を同條第三項において準用する場合を含む。))を、「同條第一項」の下に「同條第三項において準用する場合を含む。))」を加え、同條第七号中「第四項」の下に「又は第二十三條の二」を加え、同條第十一号及び第十二号中「第三十一條第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第四十八條第一号中「第七條第三項」の下に「第十三條の二第二項において準用する場合を含む。))」を加える。

第五十一條第一号中「若しくは第三項」の下に「(これらの規定を第十三條の五において準用する場合を含む。))」を加え、同條第四号中「第十五條第四項」の下に「(同條第五項において準用する場合を含む。))」を加える。

第五十四條第一項中「外国証券会社」を「外国証券会社等」に改め、同條第四号中「第二十四條第一項の規定」を「第二十四條第一項(同條第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定」に改める。

第五十五條第一号中「第十一條第二項」の下に「(第十三條の五において準用する場合を含む。))」を加える。

(投資信託及び投資法人に關する法律の一部改正)

第三條 投資信託及び投資法人に關する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 認可等(第六條―第十條の三)」を「第一款 認可等(第六條―第十條の三)」を「第一款の二 主要株主(第十條の四―

三)

第十條の七)」に改める。

第二條第六項中「第二條第十八項を」第二條第二十一項に改め、同條第七項中「第二條第十九項を」第二條第二十二項に改め、同條第八項中「第二條第二十項を」第二條第二十三項に改め、同條第九項中「第二條第二十二項を」第二條第二十五項に改め、同條第十項中「第二條第二十三項を」第二條第二十六項に改め、同條第十一項中「第二條第二十四項を」第二條第二十七項に改める。

第九條第二項第四号中「第六号」の下に「及び第八号イ」を加え、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 個人である主要株主(認可申請者が持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九條第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下この号、第十條の七及び第三十九條第二項において同じ。))の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。))のうちに次のいずれ

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取扱いされている者であつて、その法定代理人が前号イからルまでのいずれかに該当するもの

ロ 前号ロからルまでのいずれかに該当する者

ハ 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ 第四十一條第一項、第四十二條第一項第一号若しくは第四十三條の規定により第六條の認可を取り消され、信託業法第十九條の規定により同法第一條第一項の免許を取り消され、金融機関の信託業務の兼営等に關する法律第八條の規定により同法第一條第一項の認可を取り消さ

れ、有価証券に係る投資顧問業の規制等に關する法律第三十八條第一項の規定により同法第四條の登録若しくは同法第三十九條第一項の規定により同法第二十四條第一項の認可を取り消され、商品投資に係る事業の規制に關する法律第四十四條において準用する同法第三十條の許可を取り消され若しくは不動産特定共同事業法第三十六條の規定により同法第三條第一項の許可を取り消され、又はこの法律、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に關する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に關する法律(商品投資顧問業に關する部分に限る。))若しくは不動産特定共同事業法に相當する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可等を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 第三号に規定する法律の規定又はこれらに相當する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相當する外国の法令による刑を含む。))に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 法人を代表する役員のうち第六号イからルまでのいずれかに該当する者のある者

第九條に次の四項を加える。

3 前項第七号及び第八号の「主要株主」とは、会社の総株主又は給出資者の議決権(株式会社が有限会社にあつては、商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同條第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項及び第十條の四第一項において同じ。))の百分の二十

(公社)の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五以上の数の議決権(保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第十条の四第一項において「対象議決権」という。)を保有している者をいう。

4 第二項第七号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員議決権(商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。)の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5 次の各号に掲げる場合における第三項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができ権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合 当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象議決権を保有する場合 当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権

6 第三項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十條の三第二項に次の一号を加える。

五 第三十四條の十一第二項の届出の内容に変更があつたとき又は当該届出に係る業務を廃止したとき。

第二編第一章第二節第十條の三の次に次の一款を加える。

第一款の二 主要株主

(主要株主の届出)

第十條の四 投資信託委託業者の株主又は出資者は、投資信託委託業者の主要株主(第九條第三項に規定する主要株主をいう。以下この款及び第三十九條第二項において同じ。)となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該投資信託委託業者の総株主又は総出資者の議決権の数で除して得た割合をいう。)、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の対象議決権保有届出書には、第九條第二項第七号及び第八号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(主要株主に対する措置命令)

第十條の五 内閣総理大臣は、投資信託委託業者の主要株主が第九條第二項第七号若しくは八号又は第八号イからハまでのいずれかに該当することとなつたときは、当該主要株主に對し三月以内の期間を定めて当該投資信託委託業者の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(主要株主でなくなつた旨の届出)

第十條の六 投資信託委託業者の主要株主は、当該投資信託委託業者の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(主要株主に関する規定の準用)

第十條の七 前三條の規定は、投資信託委託業者を子会社(第九條第四項に規定する子会社をいう。第三十九條第二項において同じ。)とする持株会社の株主又は出資者について準用する。

する。

第十三條の二中「営む場合」の下に「当該投資信託委託業者が証券仲介業者(証券取引法第二條第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。)(又は許可外国証券業者(外国証券業者に関する法律第二條第二号の二に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。))である場合を除く。」を加える。

第十五條第一項第四号中「同条第十八項を「同条第二十一項に改め、同条第二十三号イ中「証券会社(を「証券会社等(証券会社(に改め、「以下同じ。))の下に、「証券仲介業者又は許可外国証券業者をいう。以下同じ。))を加える。

第十六條の二第一項中「第二條第十四項を「第二條第十六項に改める。

第三十四條の三第二項第三号イを次のように改める。

イ 証券会社等

第三十四條の十一第六項中「場合」の下に「又は第二項の規定により届け出た業務を営む場合」を加え、同項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「投資信託委託業者又は投資法人資産運用業に関連する業務で」を削り、同項の次に次の一項を加える。

2 投資信託委託業者が前条第三項の認可を受けて証券業を営む場合(当該投資信託委託業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。))においては、前項ただし書の承認を受けることなく、内閣総理大臣に届け出て、前項本文に規定する業務以外の業務を営むことができる。

第三十四條の十三第一号中「証券会社の役員」を「証券会社等の役員(国内における代表者(外国証券業者に関する法律第二條第九号に規定する国内における代表者をいう。))を含む。以下同じ。))」に改める。

第三十四條の十五第一号中「証券会社」を「証券会社等」に改める。

第三十八條第五項中「第三十條第七項」を「第三十條第八項」に改める。

第三十九條第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資信託委託業者の主要株主又は投資信託委託業者を子会社とする持株会社の主要株主に対し、第十條の四から第十條の六までの届出若しくは措置若しくは当該投資信託委託業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該主要株主の営業所その他の施設の立ち入り、当該主要株主の書類その他の物件の検査(第十條の四から第十條の六までの届出若しくは措置又は当該投資信託委託業者の業務若しくは財産に関し必要な検査に限る。))をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

第四十九條の九第二項第三号イを次のように改める。

イ 証券会社等

第五十五條第二項中「第三十九條第二項及び第三項」を「第三十九條第三項及び第四項」に改める。

第一百條第五号中「証券会社」を「証券会社等」に、「使用人若しくは子会社」を「若しくは使用人、子会社」に改め、「若しくは使用人」の下に「個人である証券仲介業者」を加える。

第二百十九條第四項を次のように改める。

4 執行役員は、計算書類等(第一項第三号に掲げる書類及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。))について、会計監査人に提出してその監査を受けなければならない。

第二百十三條第六項中「第三十九條第二項及び第三項」を「第三十九條第三項及び第四項」に改める。

第二百十三條の第三項中「第八條から第十條の三まで」を「第八條から第十條の七まで」に改める。

第二百四十四條第一号中「第三十九條第一項」の下に若しくは第二項を加える。

第二百四十五條第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十條の五（第十條の七において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第二百四十六條中「前条第一号」を「前条第三号」に改める。

第二百四十八條第十八号を同条第十九号とし、同条第十三号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十二号中「第三十四條の十一第二項」を「第三十四條の十一第三項」に改め、同条を同条第十三号とし、同条第十一号を同条第十二号とし、同条第二号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十條の四（第十條の七において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

第二百四十九條中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 第三十四條の十一第二項の規定に違反して、届出をせずに他の業務を営んだ者

第二百四十九條第五号を同条第六号とし、同条第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十條の六（第十條の七において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二百五十條第三号中「第二号」の下に「若し

くは第三号」を加える。
（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正）

第四條 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三條の三」を「第二十三條の六」に改める。

第二條第六項中「第二條第十八項」を「第二條第二十一項」に、「第二條第二十項」を「第二條第二十三項」に改め、同条第七項中「第二條第十九項」を「第二條第二十二項」に改め、同条第八項中「第二條第二十一項」を「第二條第二十五項」に改め、同条第九項中「第二條第二十三項」を「第二條第二十六項」に改め、同条第十項中「第二條第二十四項」を「第二條第二十七項」に改め、同条第十一項及び第十二項中「第二條第十八項」を「第二條第二十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十五項」に改める。

第七條第一項第四号中「この号」の下に「及び第二十七條第二項第四号イ」を加え、同項第八号中「使用人」の下に「（第二十七條第二項第二号において役員等）という。」を加える。

第十七條第一項中「第十五條」を「第十五條第一項」に改める。

第二十二條第二項第二号中「利害関係人である」の下に「証券会社等（を、以下同じ。）」の下に、「証券仲介業者（証券取引法第二條第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）」又は許可外国証券業者（外国証券業者に關する法律第二條第二号の二に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。）」をいう。以下同じ。をいう。以下同じ。を加え、「第三十條の三」を「第三十條の三第二項第一号」に改め、同項第三号中「第二十三條の三及び第三十一條の三において」を「以下」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 投資顧問業者の利害関係人である信託業

務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一條第一項の認可を受けた金融機関が営む同項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）」を営む金融機関が運用を行う信託財産に係る受益者の利益を図るため、当該投資顧問業者が締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした助言を行うこと。

第二十三條の見出しを「（業務の範囲）」に改め、同条第一項中又は証券業（証券取引法第二條第八項に規定する証券業をいう。以下同じ。）」を、「証券業（証券取引法第二條第八項に規定する証券業をいう。以下同じ。）」又は信託業務」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第二十三條の三第一号中「証券会社」を「証券会社等」に改め、「役員」の下に「（国内における代表者（外国証券業者に關する法律第二條第九号に規定する国内における代表者をいう。を含む。）」を、「使用人」の下に「若しくは投資顧問業を兼営している個人である証券仲介業者」を加え、「第三十一條の三」を「第三十一條の五第一号」に改め、第三章中同条を第二十三條の五とし、同条の次に次の一條を加える。

第二十三條の六 投資顧問業者は、信託業務を営む場合においては、その投資顧問契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 信託業務として運用を行う特定の信託財産に係る受益者の利益を図るため、その締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした助言を行うこと。

二 有価証券の発行者又は証券業務（信託業務を営む金融機関が証券取引法第六十五條第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務をいう。以下同じ。）」に係る顧客に関する非公

開情報（当該発行者の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない証券業務に關して取得した重要な情報であつて投資顧問契約を締結した顧客の取引に影響を及ぼす認められるもの又は投資顧問業を兼営している信託業務を営む金融機関の役員若しくは政令で定める使用人が職務上知り得た証券業務に係る顧客の有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。第三十一條の六第二号において同じ。）」に基づいて、投資顧問契約を締結した特定の顧客の利益を図ることを目的とした助言を行うこと。

三 証券業務による利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を内容とした助言を行うこと。

四 有価証券の引受けに係る主幹会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資顧問業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

第二十三條の二の前の見出しを削り、同条を第二十三條の四とし、同条の前に見出しとして「（投資顧問業者が投資信託委託業等を営む場合の禁止行為）」を付し、第二十三條の次に次の二條を加える。

（投資顧問業者が証券業を営む場合の特例）

第二十三條の二 投資顧問業者が証券業を営む場合（当該投資顧問業者が証券仲介業者である場合を除く。）」における第十六條第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のため

開情報（当該発行者の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない証券業務に關して取得した重要な情報であつて投資顧問契約を締結した顧客の取引に影響を及ぼす認められるもの又は投資顧問業を兼営している信託業務を営む金融機関の役員若しくは政令で定める使用人が職務上知り得た証券業務に係る顧客の有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。第三十一條の六第二号において同じ。）」に基づいて、投資顧問契約を締結した特定の顧客の利益を図ることを目的とした助言を行うこと。

三 証券業務による利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を内容とした助言を行うこと。

四 有価証券の引受けに係る主幹会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資顧問業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

第二十三條の二の前の見出しを削り、同条を第二十三條の四とし、同条の前に見出しとして「（投資顧問業者が投資信託委託業等を営む場合の禁止行為）」を付し、第二十三條の次に次の二條を加える。

（投資顧問業者が証券業を営む場合の特例）

に支障を生ずることがない」と認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」と、同項第一号中「事実の有無」とあるのは「事実の有無（政令で定めるものに限る）」とする。

2 投資顧問業者が証券業を営む場合（当該投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）においては、その行う投資顧問業に関して、第十八条の規定は、適用しない。

3 投資顧問業者が証券仲介業者である場合における第十八条の規定の適用については、同条中「証券取引行為」とあるのは、「証券取引行為（顧客を相手方として行う証券取引法第二十一条第一項各号に掲げる行為を除く。）」とする。

4 投資顧問業者が許可外国証券業者である場合における第十八条の規定の適用については、「証券取引行為（外国証券業者に関する法律第十三条の二第一項に規定する取引所取引を除く。）」とする。

5 投資顧問業者が証券業を営む場合（当該投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）においては、その行う投資顧問業に関して、第十九条の規定は、適用しない。

6 投資顧問業者が証券業を営む場合（当該投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）における第二十条の規定の適用については、同条中「貸付け」とあるのは「貸付け（証券取引法第五十六條の二十四第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる第三者たる証券会社の顧客に対する貸付けその他の政令で定めるものを除く。）」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該投資顧問業者が同項に規定する信用取引に係る貸付けとして当該投資顧問業者の顧客に対して貸し付けることその他の政令で

定める行為は、この限りでない」とする。

7 投資顧問業者が証券仲介業者である場合における第二十条の規定の適用については、同条中「媒介」とあるのは、「媒介（証券取引法第五十六條の二十四第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けその他の政令で定めるものの媒介を除く。）」とする。

8 前各項に定めるもののほか、投資顧問業者が証券業を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

（投資顧問業者が信託業務を営む場合の特例）
第二十三条の三 投資顧問業者が信託業務を営む場合における第十六条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがない」と認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」と、同項第一号中「事実の有無」とあるのは「事実の有無（政令で定めるものに限る。）」とする。

2 投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、その行う投資顧問業に関して、第十八条及び第十九条の規定は、適用しない。

3 投資顧問業者が信託業務を営む場合における第二十条の規定の適用については、同条中「顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客」とあるのは「顧客」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第三者たる銀行その他政令で定める金融機関の顧客に対する金銭の貸付けの媒介（信託業務法（大正十一年法律第六十五号）第五条第一項第三号に規定するものに限る。）その他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

4 前三項に定めるもののほか、投資顧問業者が信託業務を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項は、政令で定める。
第二十四条第二項中「法人については、株式

会社と同種類の法人で国内に営業所を有するもの」と「株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するものを含む。第二十七条第二項において「株式会社等」という。」に改める。
第二十七条に次の五項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、認可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第二十四条第一項の認可をしなければならない。

一 第三十九条第一項の規定により第二十四条第一項の認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可（当該認可に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない株式会社等

二 役員等のうちに前号に規定する取消しの日前三十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもののある株式会社等

三 個人である主要株主（認可申請者が持株会社私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下この号、第二十九条の五及び第三十六条第二項において同じ。）の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ 第一号に規定する取消しの日前三十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの
ロ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われてゐる者であつて、その法定代理人が第七條第一項第一号から第六号まで又はイのいずれかに該当するもの

ハ 第七條第一項第二号から第六号までの

四 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ 第三十八条第一項の規定により第四條の登録を取り消され、第三十九条第一項の規定により第二十四条第一項の認可を取り消され、若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号若しくは第四十三條の規定により同法第六條の認可を取り消され、又はこの法律若しくは投資信託及び投資法人に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録等を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ この法律、証券取引法、外国証券業者に関する法律若しくは投資信託及び投資法人に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終つた日から五年を経過しない者

ハ 法人を代表する役員の中に第七條第一項第一号から第六号まで又は前号イのいずれかに該当する者のある者

3 前項第三号及び第四号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項及び第二十九条の二第一項において同じ。）の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権保有の状態

様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第二十九条の二第一項において「対象議決権」というものを保有している者をいう。

4 第二項第三号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員議決権（商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5 次の各号に掲げる場合における第三項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合 当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象議決権を保有する場合 当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権

6 第三項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十九條第一項第二号中「第二十三條第一項を第二十三條」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第三十一條第三項の届出の内容に変更があつたとき又は当該届出に係る業務を廃止し、休止し、若しくは再開したとき。

第二十九條の次に次の四條を加える。

（主要株主の届出）

第二十九條の二 認可投資顧問業者の株主又は出資者は、認可投資顧問業者の主要株主第二十七條第三項に規定する主要株主をいう。

次条、第二十九條の四及び第三十六條第二項において同じ。）となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該認可投資顧問業者の総株主又は総出資者の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の対象議決権保有届出書には、第二十七條第二項第三号及び第四号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（主要株主に対する措置命令）

第二十九條の三 内閣総理大臣は、認可投資顧問業者の主要株主が第二十七條第二項第三号イからハまで又は第四号イからハまでのいずれかに該当することとなつたときは、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該認可投資顧問業者の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

（主要株主でなくなつた旨の届出）

第二十九條の四 認可投資顧問業者の主要株主は、当該認可投資顧問業者の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（主要株主に関する規定の準用）

第二十九條の五 前三條の規定は、認可投資顧問業者を子会社（第二十七條第四項に規定する子会社をいう。第三十六條第二項において同じ。）とする持株会社の株主又は出資者について準用する。

第三十條の三第二項第二号中「証券会社」を

「証券会社等」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 認可投資顧問業者の利害関係人である信託業務を営む金融機関が運用を行う信託財産に係る受益者の利益を図るため、当該認可投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

第三十一條第一項中「及び証券業を、証券業及び信託業務に改め、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関連する業務で」を削り、営むにつきの下に「公益又は」を加え、同条第二項中「証券業」を「証券業又は信託業務」に、「第二十三條第一項」を「第二十三條」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 認可投資顧問業者が前項の認可を受けて証券業を営む場合（当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）又は信託業務を営む場合においては、第一項ただし書の承認を受けることとなり、内閣総理大臣に届け出て、第一項本文に規定する業務以外の業務を営むことができる。

第三十一條第四項から第六項までを削る。

第三十一條の三を第三十一條の五とし、同条の次に次の一條を加える。

第三十一條の六 認可投資顧問業者は、第三十一條第二項の認可を受けて信託業務を営む場合においては、その投資一任契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 信託業務として運用を行う特定の信託財産に係る受益者の利益を図るため、その締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

二 有価証券の発行者又は証券業務に係る顧

客に関する非公開情報に基づいて、投資一任契約を締結した特定の顧客の利益を図ることを目的とした投資判断に基づく投資を行うこと。

三 証券業務による利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を行うこと。

四 有価証券の引受けに係る主幹会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした投資判断に基づく投資を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資一任契約に係る業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

第三十一條の二の前の見出しを削り、同条を第三十一條の四とし、同条の前に見出しとして「認可投資顧問業者が投資信託委託業務等を営む場合の禁止行為」を付し、第三十一條の次に次の二條を加える。

（認可投資顧問業者が証券業を営む場合の特例）

第三十一條の二 認可投資顧問業者が証券業を営む場合（当該認可投資顧問業者が証券仲介業者である場合を除く。）における第三十三條において準用する第十六條第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」と、同項第一号中「事実の有無」とあるのは「事実の有無（政令で定めるものに限る。）とする。」とする。

2 認可投資顧問業者が証券業を営む場合（当

該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。において、第三十三条において準用する第十八条の規定は、適用しない。

3 認可投資顧問業者が証券仲介業者である場合における第三十三条において準用する第十八条の規定の適用については、同条中「証券取引行為」とあるのは、「証券取引行為（顧客を相手方として行う証券取引法第二十一条第一項各号に掲げる行為を除く。）とする。

4 認可投資顧問業者が許可外国証券業者である場合における第三十三条において準用する第十八条の規定の適用については、同条中「証券取引行為」とあるのは、「証券取引行為（外国証券業者に関する法律第十三条の二第二項に規定する取引所取引を除く。）とする。

5 認可投資顧問業者が証券業を営む場合（当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）において、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

6 認可投資顧問業者が証券業を営む場合（当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）における第三十三条において準用する第二十條の規定の適用については、同条中「証券会社」とあるのは「第三者たる証券会社」と、「貸付け」とあるのは「貸付けその他の政令で定めるものを」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該認可投資顧問業者が同項に規定する信用取引に係る貸付けとして当該認可投資顧問業者の顧客に対して貸し付けることその他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

7 認可投資顧問業者が証券仲介業者である場合における第三十三条において準用する第二十條の規定の適用については、同条中「貸付け（証券取引法第五十六條の二十四第一項

に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けを除く。）につき媒介、取次若しくは代理」とあるのは、「貸付けにつき媒介（証券取引法第五十六條の二十四第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けその他の政令で定めるものの媒介を除く。）、取次若しくは代理（同項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けに係るものを除く。）とする。

8 前各項に定めるもののほか、認可投資顧問業者が証券業を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項（その行う投資一任契約に係る業務に限る。）は、政令で定める。

（認可投資顧問業者が信託業務を営む場合の特例）

第三十一条の三 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合における第三十三条において準用する第十六條第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」と、同項第一号中「事実の有無」とあるのは「事実の有無（政令で定めるものに限る。）とする。

2 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、第三十三条において準用する第十八条及び第十九條の規定は、適用しない。

3 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合における第三十三条において準用する第二十條の規定の適用については、同条中「顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客とあるのは「顧客」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第三者たる銀行その他の政令で定める金融機関の顧客に対する金銭の貸付けの媒介（信託業法第五条第一項第

三号に規定するものに限る。）その他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

4 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、第二十七條第二項（第一号及び第二号を除く。）、第二十九條の二から第二十九條の五まで及び第三十六條第二項の規定は、適用しない。

5 前各項に定めるもののほか、認可投資顧問業者が信託業務を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項（その行う投資一任契約に係る業務に限る。）は、政令で定める。

第三十六條第三項中第一項の下に「及び第二項を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認可投資顧問業者の主要株主又は認可投資顧問業者を子会社とする持株会社的主要株主に対し、第二十九條の二から第二十九條の四までの届出若しくは措置若しくは当該認可投資顧問業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該主要株主の営業所その他の施設に立ち入り、当該主要株主の書類その他の物件の検査（第二十九條の二から第二十九條の四までの届出若しくは措置又は当該認可投資顧問業者の業務若しくは財産に関し必要な検査に限る。）をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

第三十九條第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第二十七條第二項第一号又は第二号に該当することとなつたとき。

第四十六條第二項中「第三十六條第二項及び第三項」を「第三十六條第三項及び第四項」に改

める。

第五十四條の三第五号中「第一項若しくは」の下に「第二項若しくは」を加える。

第五十五條第六号中「及び証券業」を、「証券業及び信託業務」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 第二十九條の三（第二十九條の五において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第五十六條第七号を同条第八号とし、同条第六号中「証券業」の下に「又は信託業務」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 第二十九條の二（第二十九條の五において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

第五十七條第四号中「第二十三條第一項を「第二十三條」に、「又は証券業」を、「証券業又は信託業務」に改め、同条第七号を同条第九号とし、同条第六号を同条第八号とし、同条第五号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第三十一条第三項の規定に違反して、届出をせずに投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業、投資法人資産運用業、証券業及び信託業務以外の業務を営んだ者

第五十七條第四号の次に次の一号を加える。

五 第二十九條の四（第二十九條の五において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（金融先物取引法の一部改正）

第五條 金融先物取引法昭和六十三年法律第七十七号の二部を次のように改正する。

目次中「第九條の四」を「第九條の六」に、「第九條の五」を「第九條の七」に、「第一款 金融先物市場を開設する株式会社の特例（第三十四條

「第二款 金
第一目
第二目
第三目

融先物市場を開設する株式会社

総則(第三十四条の十九、第三十四条の二十七)

主要株主(第三十四条の二十八、第三十四条の三十)

金融先物取引所持株式会社(第三十四条の三十)

に、第三十四条の二
三十三)
四、第三十四条の五十二)」

「第三章 金

第一節

第二節

第三節

第四節

第五章 金

第六章 雑

第七章 罰

第八章 犯

融先物取引業

許可等(第五十六条、第六十五条)

業務(第六十六条、第七十四条)

監督(第七十五条、第八十四条)

金融先物取引業協会(第八十五条、第九十条)

融先物清算機関(第九十条の二、第九十条の二)

則(第九十一条、第九十二条)

則(第九十四条、第九十五条)

則事件の調査等(第九十六条、第九十七条)

「第三章 外国金融先物取引所

第一節 総則(第五十五条の二、

第二節 監督(第五十五条の七、

第四章 金融先物取引業

第一節 許可等(第五十六条、第

第二節 業務(第六十六条、第七

第三節 監督(第七十五条、第八

第四節 金融先物取引業協会(第

第五章 金融先物清算機関(第九十

第六章 雑則(第九十一条、第九十
第七章 罰則(第九十四条、第九五
第八章 犯則事件の調査等(第九六

第五十五条の六、
第五十五条の十二)

六十五條)

十四條)

八十五條、第九十條)

條の二、第九十條の二十二)

三條)

條、第百二十三條)

第二條第一項第二号中「第二條第十七項を

「第二條第二十項」に改め、同條第十三項を同條

第十五項とし、同條第九項から第十二項までを

二項ずつ繰り下げ、同條第八項の次に次の二項

を加える。

9 この法律において「金融先物取引所持株式会

社」とは、第三十四条の三十四第一項又は第

三項ただし書の規定により内閣総理大臣の認

可を受けた者をいう。

10 この法律において「外国金融先物取引所」と

は、第五十五条の二第一項の規定により内

閣総理大臣の認可を受けた者をいう。

第五條第二項第一号及び第二号を次のように

改める。

一 免許申請者が次のいずれかに該当すると

き。

イ 第十九條第二号から第四号までのいづ

れかに該当する者

ロ 第三十四條の三十一第一項の規定によ

り第三十四條の二十八第一項若しくは第

四項ただし書の認可を取り消され、第三

十四條の四十三第一項の規定により第三

十四條の四十第一項若しくは第三項ただ

し書の認可を取り消され、又は第三十四

條の四十九第一項の規定により第三十四

條の三十四第一項若しくは第三項ただし

書の認可を取り消され、その取消しの日

から五年を経過しない者

二 役員のうち次のイからニまでのいづれ

かに該当する者があるとき。

イ 第十九條第五号イからリまでのいづれ

かに該当する者

條の四十九第一項の規定により第三十四
條の三十四第一項若しくは第三項ただし

書の認可を取り消され、その取消しの日

から五年を経過しない者

二 役員のうち次のイからニまでのいづれ

かに該当する者があるとき。

イ 第十九條第五号イからリまでのいづれ

かに該当する者

ロ 第三十四條の二十八第一項若しくは第

四項ただし書の認可若しくは第三十四條

の四十第一項若しくは第三項ただし書の

認可を受けた者(以下この号において「主

要株主」という。)が第三十四條の三十一

第一項若しくは第三十四條の四十三第一

項の規定により認可を取り消された場合

又は金融先物取引所持株式会社が第三十四

條の四十九第一項の規定により第三十四

條の三十四第一項若しくは第三項ただし

書の認可を取り消された場合において、

その取消しの日前三十日以内に当該主要

株主若しくは金融先物取引所持株式会社の

役員であつた者が当該取消しの日から五

年を経過しないもの

ハ 主要株主が第三十四條の三十一第一項

又は第三十四條の四十三第一項の規定に

より認可を取り消され、その取消しの日

から五年を経過しない者

ニ 第三十四條の四十九第二項の規定によ

り解任され、その解任の日から五年を経

過しない者

第二章第二節第一款第一目中第九條の五を第

九條の七とし、同章第一節中第九條の四を第

九條の五とし、同條の次に次の一條を加える。

(差別的取扱の禁止)

第九條の六 金融先物取引所は、特定の会員等

に對し不当な差別的取扱をしてはならな

い。

第九條の三を第九條の四とする。

第九條の二第三項中「明治三十二年法律第四

十八号」を削り、同條を第九條の三とし、第九

條の次に次の一條を加える。

(子会社の範囲)

第九條の二 金融先物取引所は、金融先物市場

の開設及びこれに附帶する業務を営む会社以

外の会社を子会社としてはならない。た

だし、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、金

融先物市場の開設に關連する業務を営む会社

を子会社とすることが出来る。

2 前項の「子会社」とは、金融先物取引所がそ

の総株主又は総社員議決権(商法(明治三十

二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第

四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決

権を除き、同條第五項の規定により議決権を

有するものとみなされる株式又は持分に係る

議決権を含む。以下この項において同じ。)の

過半数を保有する会社をいう。この場合にお

いて、金融先物取引所及びその一若しくは二

以上の子会社又は金融先物取引所の一若しく

は二以上の子会社がその総株主又は総社員

議決権の過半数を保有する会社は、金融先物

取引所の子会社とみなす。

第十一條第一項第五号及び第六号中「会員」を

「役員等」に改める。

第十二條第三項中「第四十條第二項」を「第九

十條の二十一第一項」に改める。

第十九條第一号を次のように改める。

一 法人(以下「外国法人」という。)について

は、国内に営業所又は事務所を有するもの

に限る。)でない者

第十九條第二号中「若しくは第七十九條第一

項」を第七十九條第一項に改め、「許可を取り

消され」の下に、「若しくは第五十五條の十一第

一項の規定により第五十五條の二第一項の認可

を取り消され」を加え、「第五号」において「免

許等」という。を削り、同條第四号中又はこれ

に「若しくは第五十五條の十二の規定又はこ

れらに」に、「これ」を「これら」に、「次号

五七

四、第四十四条の五十三とし、第三十四條の二十七の次に
次の二目を加える。

第二目　主要株主

(認可等)

第三十四條の二十八　株式会社金融先物取引所

の総株主の議決権の百分の二十（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この章において「主要株主基準値」という。）以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする者又は株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする法人の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、金融先物取引所、金融先物取引所持株会社、証券取引所又は証券取引所持株会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。

3 前項に規定する場合に、株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者（第三十四条の三十四第三項に規定する特定持株会社を除く。以下この条において「特定保有者」という。）は、特定保有者になつた旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 第二項に規定する場合に、特定保有者は、特定保有者となつた日から三月以内に、株式会社金融先物取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定保有者が株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

5 特定保有者は、株式会社金融先物取引所の

主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（認可基準）

第三十四条の二十九 内閣総理大臣は、前条第一項又は第四項ただし書の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

二 認可申請者が金融先物取引所の業務の公共性に関し十分な理解を有すること。

三 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が第五条第二項第一号イ又はロに該当するとき。

二 認可申請者又はその役員のうちに第五条第二項第二号イからニまでのいずれかに該当する者のあるとき。

三 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事実について虚偽の記載又は記録があるとき。

（立入検査等）

第三十四条の三十 内閣総理大臣は、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、株式会社金融先物取引所の主要株主（第三十四条の二十八第一項又は第四項ただし書の認可を受けた者をいう。以下この目において同じ。）に対し、当該株式会社金融先物取引所の業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員

に、当該主要株主の営業所若しくは事務所に立ち入り、当該主要株主の書類その他の物件の検査（当該株式会社金融先物取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十四条の二十の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

（監督上の処分）

第三十四条の三十一 内閣総理大臣は、株式会社金融先物取引所の主要株主が法令に違反したとき、又は主要株主の行為が株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に対し、第三十四条の二十八第一項又は第四項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の規定により第三十四条の二十八第一項又は第四項ただし書の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、株式会社金融先物取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

3 第一項の規定は、株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を保有する金融先物取引所、証券取引所及び証券取引所持株会社について準用する。

（認可の失効）

第三十四条の三十二 株式会社金融先物取引所の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第三十四条の二十八第一項及び第四項ただし書の認可は、効力を失う。

一 認可を受けた日から六月以内に主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき。

二 主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。

三 金融先物取引所持株会社になつたとき。

2 前項（第三号を除く。）の規定により認可が失効したときは、主要株主であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（対象議決権に係る規定の準用）

第三十四条の三十三 第三十四条の二十第五項の規定は、第三十四条の二十八、第三十四条の二十九第一項、第三十四条の三十一第二項及び第三項並びに前条第一項の規定を適用する場合について準用する。

第三目 金融先物取引所持株会社（認可等）

第三十四条の三十四 株式会社金融先物取引所を子会社（第三十四条の二十四第四項に規定する子会社をいう。以下この目において同じ。）としようとする者又は株式会社金融先物取引所を子会社とする会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、保有する議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、株式会社金融先物取引所を子会社とすることとなる場合には、適用しない。

3 前項に規定する場合に、株式会社金融先物取引所を子会社とすることとなつた会社（以下この条において「特定持株会社」という。）は、特定持株会社となつた日から三月以内に、株式会社金融先物取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定持株会社が株式会社金融先物取引所を子会社とする会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 第三十四条の二十八第三項及び第五項の規定は、特定持株会社について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第三十四条の三十四第二項」と、同条第五項中「株式会社金融先物取引所の主要株主基

準備未満の数の対象議決権の保有者となつたとき」とあるのは、株式会社金融先物取引所を子会社とする会社でなくなつたとき」と読み替へるものとする。

(認可の申請)

第三十四条の三十五 前条第一項又は第三項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本の額

三 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名

四 本店その他の営業所の名称及び所在地

2 前項の認可申請書には、定款その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 第四條第三項の規定は、前項の定款について準用する。

(認可審査基準)

第三十四条の三十六 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者が専ら株式会社金融先物取引所を子会社として保有することを目的とする者であること。

二 認可申請者及びその子会社となる株式会社金融先物取引所の収支の見込みが良好であること。

三 認可申請者がその人的構成に照らして、その子会社となる株式会社金融先物取引所の経営管理を適確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有すること。

四 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければ

ならない。

一 認可申請者が株式会社でないとき。

二 認可申請者が第五條第二項第一号イ又はロに該当するとき。

三 認可申請者の役員のうちに第五條第二項第二号イからニまでのいずれかに該当する者があるとき。

四 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

(議決権の保有制限)

第三十四条の三十七 何人も、金融先物取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、金融先物取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、金融先物取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該金融先物取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える部分の対象議決権については、その超えることとなつた日から一年を超えて、これを保有してはならない。

3 前項本文に規定する場合に、金融先物取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者(以下この項において「特定保有者」という。)は、特定保有者になつた旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

(対象議決権保有届出書の提出)
第三十四条の三十八 金融先物取引所持株会社の株主は、当該金融先物取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者(以下この条において「対象議決権保有者」という。)となつたときは、内閣府令で

定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該金融先物取引所持株会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。)、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(対象議決権保有届出書の提出者に対する立入検査等)

第三十四条の三十九 内閣総理大臣は、前条の対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、対象議決権保有届出書の提出者に対し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、対象議決権保有届出書の提出者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その者の書類その他の物件の検査(対象議決権保有届出書の記載に關し必要な検査に限る。)をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十四条の二十の第三項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(主要株主に係る認可等)
第三十四条の四十 金融先物取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする者又は金融先物取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする法人の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、金融先物取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、金融先物取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。

3 前項に規定する場合に、金融先物取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者(以下この条において「特定保有者」という。)は、特定保有者となつた日から三月以内に、金融先物取引所持株会社の主要株主基準値未

満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定保有者が金融先物取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 第三十四条の二十八第三項及び第五項の規定は、特定保有者について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第三十四条の四十第二項」と読み替へるものとする。

(主要株主に係る認可基準)

第三十四条の四十一 内閣総理大臣は、前条第一項又は第三項ただし書の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

二 認可申請者が金融先物取引所の業務の公共性に関し十分な理解を有すること。

三 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当している場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が第五條第二項第一号イ又はロに該当するとき。

二 認可申請者又はその役員のうち第五条第二項第二号イからニまでのいずれかに該当する者のあるとき。

三 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事実について虚偽の記載又は記録があるとき。

(主要株主に対する立入検査等)

第三十四条の四十二 内閣総理大臣は、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融先物取引所持株会社の主要株主第三十四条の四十第一項又は第三項ただし書の認可を受けた者をいう。以下この目において同じ。に対し、当該金融先物取引所持株会社若しくはその子会社である株式会社金融先物取引所の業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該主要株主の営業所若しくは事務所に立ち入り、当該主要株主の書類その他の物件の検査(当該金融先物取引所持株会社又はその子会社である株式会社金融先物取引所の業務又は財産に関して必要な検査に限る。)をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十四条の二十の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(主要株主に対する監督上の処分)

第三十四条の四十三 内閣総理大臣は、金融先物取引所持株会社の主要株主が法令に違反したとき、又は主要株主の行為が当該金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に対し、第三十四条の四十第一項又は第三項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の規定により第三十四条の四十第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された者は、

は、当該認可を取り消された日から三月以内に、金融先物取引所持株会社の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

3 第一項の規定は、金融先物取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を保有する金融先物取引所について準用する。

(主要株主に係る認可の失効)

第三十四条の四十四 金融先物取引所持株会社の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第三十四条の四十第一項及び第三項ただし書の認可は、効力を失う。

一 認可を受けた日から六月以内に主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき。

二 主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。

2 第三十四条の三十二第二項の規定は、前項の規定により認可が失効した場合について準用する。

(業務の範囲)

第三十四条の四十五 金融先物取引所持株会社は、子会社である株式会社金融先物取引所の経営管理を行うこと及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができる。

2 金融先物取引所持株会社は、その業務を営むに当たっては、子会社である株式会社金融先物取引所の業務の公共性に十分配慮し、その業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。

(子会社の範囲)

第三十四条の四十六 金融先物取引所持株会社は、金融先物市場の開設及びこれに附帯する業務を営む会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、金融先物市場の開設に関連する業務を営む会社を子会社とすることができる。

(認可の取消し)

第三十四条の四十七 内閣総理大臣は、金融先物取引所持株会社がその認可を受けた当時第三十四条の三十六第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その認可を取り消すことができる。

(立入検査等)

第三十四条の四十八 内閣総理大臣は、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融先物取引所持株会社若しくはその子会社に対し、当該金融先物取引所持株会社の業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該金融先物取引所持株会社若しくは当該子会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所持株会社の業務又は財産に関して必要な検査に限る。)をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十四条の二十の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(監督上の処分)

第三十四条の四十九 内閣総理大臣は、金融先物取引所持株会社が法令に違反したとき、又は金融先物取引所持株会社の行為がその子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該金融先物取引所持株会社に対し、第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、金融先物取引所持株会社の取締役、執行役又は監査役が法令又は法令に基づく行政官庁の処分違反したときは、当該金融先物取引所持株会社に対し当該取締役、執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

3 第一項の規定により第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された金融先物取引所持株会社は、速やかに、当該株式会社金融先物取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。

4 前項の措置がとられた場合において、当該措置をとつた者がなお株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者であるときは、当該株式会社金融先物取引所を子会社とする会社でなくなつた日を第三十四条の二十八第四項の特定保有者となつた日とみなして、同項の規定を適用する。

(認可の失効)

第三十四条の五十 金融先物取引所持株会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第三十四条の三十四第一項及び第三項ただし書の認可は、効力を失う。

一 株式会社金融先物取引所を子会社とする会社でなくなつたとき。

二 解散したとき。

三 設立、合併(当該合併により設立される会社が金融先物取引所持株会社であるものに限る。)又は新設分割(当該新設分割により設立された会社が金融先物取引所持株会社であるものに限る。)を無効とする判決が確定したとき。

四 認可を受けた日から六月以内に株式会社金融先物取引所を子会社とする会社とならなかつたとき。

2 第三十四条の三十二第二項の規定は、前項の規定により認可が失効した場合について準用する。

(対象議決権に係る規定の準用)

第三十四条の五十一 第三十四条の二十第五項の規定は、第三十四条の三十七、第三十四条の三十八、第三十四条の四十第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第三十四条の二十八第五項、第三十四条の四十一第一

一項、第三十四条の四十三第一項及び第三項、第三十四条の四十四第一項並びに第三十四条の四十九第四項の規定を適用する場合について準用する。

(監督上の処分等に係る規定の準用)

第三十四条の五十一 第三十四条の四十五第二項及び第三十四条の四十九第一項の規定は、株式会社金融先物取引所を子会社とする金融先物取引所、証券取引所及び証券取引所持株会社並びに金融先物取引所持株会社を子会社とする金融先物取引所について準用する。

第三十五条の四を第三十五条の五とし、第三十五条の三を第三十五条の四とする。

第三十五条の二第二項中「第十九条各号」を「法人でない者又は第十九条各号(第一号を除く。)」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 株式会社金融先物取引所は、国内に営業所又は事務所を有しない外国法人に取引資格を与えようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第三十五条の二を第三十五条の三とする。

第三十五条の次に次の一項を加える。

(会員金融先物取引所の取引参加者)

第三十五条の二 会員金融先物取引所は、定款の定めるところにより、国内に営業所又は事務所を有しない外国法人に、当該会員金融先物取引所の開設する金融先物市場における取引所金融先物取引を行うための取引資格を与えることができる。この場合において、会員金融先物取引所は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 会員金融先物取引所は、第十九条各号(第一号を除く。)のいずれかに該当する者に対し、取引資格を与えてはならない。

3 第二十三条及び第二十四条の規定は、第一項の規定により取引資格を与えられた者について準用する。この場合において、第二十三条中「金融先物会員制法人」とあるのは「(会員

金融先物取引所」と、「脱退する」とあるのは「取引資格を喪失する」と、第二十四条中「脱退する」とあるのは「取引資格を喪失する」と、同条第三号中「除名」とあるのは「取引資格の取消し」と読み替えるものとする。

第四十一条第二項中「第三十五条の三第三項」を「第三十五条の四第三項」に改める。

第四十六条中「第三十五条の四」を「第三十五条の五」に改める。

第五十二条第一項中「金融先物取引所若しくは」を「金融先物取引所、その子会社(第九条の二第二項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。若しくは)に、」に改め、その「を」に「を」を「に」に改め、金融先物取引所若しくは「会員等の」に改め、「資料」の下に「(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する報告又は資料に限る。)」を加え、「金融先物取引所の」を「金融先物取引所若しくはその子会社の」に、「に立ち入り、その」を「その他の施設に立ち入り、金融先物取引所、その子会社若しくは会員等の」に、「を」を「を」の検査(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に必要の検査に限る。を)を「を」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第三十四条の二十の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

第五十二条第三項を削る。

第五十三条第一項第一号中「当該金融先物取引所がこの法律等」を「この法律等」に改める。

第五十四条の見出しを「(会員等及び会員等の役員等に対する監督上の処分)」に改め、同条第二項中「(会員等の役員)」の下に「(外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者。以下この項において同じ。)」を加える。

第七章を第八章とする。

第九十四条の三第一号を次のように改める。

一 第三十四条の三十四第一項又は第三項の規定に違反した者

第九十四条の三十四第四項を同条第五号とし、同条第三号中「第五十七条第一項」を「第五十五条の三第一項又は第五十七条第一項」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「第五十五条の下に、」第五十五条の十一、第五十五条の十二を加え、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十四条の四十九第三項又は第八十一条第一項の規定に違反した者

第九十四条の四十九第一号中「第三項」の下に「第三十四条の三十五第三項において準用する場合を含む。」、第三十四条の三十五第一項若しくは第二項、第五十五条の四第一項若しくは第二項を加え、「若しくは」第二項の免許申請書を「第二項若しくは第三項の免許申請書、認可申請書」に改め、同条第二号及び第三号中「第五十二条第一項」を「第三十四条の二十の三第一項、第三十四条の三十一第一項、第三十四条の三十九第一項、第三十四条の四十二第一項、第三十四条の四十八第一項、第五十二条第一項、第三十五条の十第一項」に改め、同条第五号中「第七十六条」を「第五十五条の六、第七十六条」に、「事業報告書を」業務報告書若しくは事業報告書」に改める。

第九十五条第二号を次のように改める。

二 第三十四条の二十第一項若しくは第二項ただし書又は第三十四条の三十七第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反した者

第九十五条第五号を同条第七号とし、同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第三十四条の二十八第一項若しくは第四項、第三十四条の三十一第二項、第三十四条の四十第一項若しくは第三項又は第三十四条の四十三第二項の規定に違反した者

四 第三十四条の三十一第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第三十四

条の四十三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。又は第三十四条の四十九第一項(第三十四条の五十二において準用する場合を含む。))の規定による命令に違反した者

第九十七条第三号を同条第五号とし、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同条の前に次の二号を加える。

一 第三十四条の二十第三項、第三十四条の二十八第三項(第三十四条の三十四第四項及び第三十四条の四十四第四項において準用する場合を含む。又は第三十四条の三十七第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十四条の二十の二第一項又は第三十四条の三十八の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

第九十八条第一項中「職員」の下に「又は外国金融先物取引所の国内における代表者(国内に事務所を有する場合にあつては、当該事務所に駐在する役員を含む。若しくは職員)を加える。

第一百条中「第九条の四」を「第九条の五」に改める。

第一百一条第一号から第四号までを次のように改める。

二 第九条の二第一項、第三十四条の二十二第一項又は第三十四条の四十六の規定に違反した者

三 第三十五条の二第二項後段又は第三十五条の三第三項の規定に違反した者

四 第三十五条の四第四項の規定に違反した者

者

第一百一条中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 第三十四条の二十八第五項(第三十四条の三十四第四項及び第三十四条の四十四第四

項の三十四第四項及び第三十四条の四十四第四

項において準用する場合を含む。）、第五十一条の二第二項前段、第五十五条の八又は第六十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第二百一条第一項第四号中「第九十五条第五号」を「第九十五条第二号、第四号又は第七号」に改め、同項第五号中「第九十五条第一号から第四号まで」を「第九十五条第一号、第三号、第五号若しくは第六号」に改める。 第二百四十四条第十一号中「第五十一条の二第二項後段」の下に、「第五十五条の九第二項」を加える。 第二百四十四条の二中「第九条の五第三項」を「第九条の七第三項」に改める。 第六章を第七章とする。 第九十一条の三の二中「金融先物取引所」の下に、「外国金融先物取引所」を加え、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。 三 第五十五条の七又は第五十五条の十一第一項の規定による第五十五条の二第二項の認可の取消し 四 第五十五条の十一第一項の規定による外国市場取引の全部又は一部の停止の命令 第九十一条の三の三第一項中第十一号を第二十四号とし、第八号から第十号までを十三号ずつ繰り下げ、第七号を第十七号とし、同号の次に次の三号を加える。 十八 第五十五条の二第二項の規定による認可 可 十九 第五十五条の七又は第五十五条の十一第一項の規定による第五十五条の二第二項の認可の取消し 二十 第五十五条の十一第一項の規定による命令 第九十一条の三の三第一項中第六号を第十六号とし、第三号から第五号までを十号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の十号を加える。 三 第三十四条の二十八第一項又は第四項た	だし書の規定による認可 四 第三十四条の三十一第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令 五 第三十四条の三十一第一項の規定による第三十四条の二十八第一項又は第四項ただし書の認可の取消し 六 第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の規定による認可 七 第三十四条の四十第一項又は第三項ただし書の規定による認可 八 第三十四条の四十三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令 九 第三十四条の四十三第一項の規定による第三十四条の四十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し 十 第三十四条の四十七の規定による第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の認可の取消し 十一 第三十四条の四十九第一項第三十四条の五十二において準用する場合を含む。）の規定による命令 十二 第三十四条の四十九第一項の規定による第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の認可の取消し 第九十一条の三の三第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。 一 第三十四条の三十二第二項（第三十四条の四十四第二項及び第三十四条の五十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出 第九十一条の三の三第二項に次の一号を加える。 四 第五十五条の九第二項の規定による届出 第九十一条の四第二項中、「金融先物取引所の会員等」を、「金融先物取引所持株会社、金融先物取引所の会員等、外国金融先物取引所、外	国金融先物取引所参加者」に改める。 第九十二条第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。 二 第五十五条の十第一項の規定による権限（外国市場取引の公正の確保に係る外国金融先物取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。） 第五章を第六章とする。 第九十条の六第一項中「金融先物業者」を「金融先物取引業者」に改める。 第九十条の十七第二項中「第五十二条第二項」を「第三十四条の二十の三第二項」に改める。 第四章を第五章とする。 第五十六条中「外国の法令に準拠して設立された法人」を「外国法人」に改める。 第七十七条第三項中「第五十二条第二項」を「第三十四条の二十の三第二項」に改める。 第八十四条中「外国の法令に準拠して設立された法人」を「外国法人」に改める。 第九十条第二項中「第五十二条第二項」を「第三十四条の二十の三第二項」に改める。 第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。 第三章 外国金融先物取引所 第一節 総則 （認可） 第五十五条の二 海外金融先物市場を開設する者は、第三章の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、その使用する電子情報処理組織と国内にある者の使用に係る人出力装置（以下「外国金融先物取引所入出力装置」という。）とを接続することにより、当該国内にある者に外国金融先物取引所入出力装置を使用して海外金融先物市場における金融先物取引と類似の取引を行わせることができる。 2 海外金融先物市場を開設する者は、第十九条各号のいずれかに該当する者に対し、前項	の規定による取引を行わせなければならない。 （認可の条件） 第五十五条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。 2 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため必要な最小限度のものでなければならない。 （認可の申請） 第五十五条の四 第五十五条の二第一項の認可を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 商号又は名称 二 本店又は主たる事務所の所在の場所 三 国内に事務所があるときは、その所在の場所 四 役員の役職名及び氏名 五 国内における代表者の氏名及び国内の住所 六 外国金融先物取引所参加者（外国金融先物取引所入出力装置を使用した海外金融先物市場における金融先物取引と類似の取引（以下「外国市場取引」という。）を行う者をいう。以下同じ。）に外国市場取引を行わせる海外金融先物市場の種類及び名称 七 外国金融先物取引所参加者の商号又は名称 八 その他内閣府令で定める事項 2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 定款並びに外国市場取引に係る業務規程及び受託契約準則（これらに準ずるものを含む。以下この章において「業務規則」という。） 二 外国市場取引に係る業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類
第一類第五号 財務金融委員会議録第十三号	平成十五年五月七日	六三	六三

三 その他内閣府令で定める書類

(認可審査基準)

第五十五条の五 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその本店又は主たる事務所が所在する国において第三条の免許と同種の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けた者であること。

二 認可申請者がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分(以下この号、第五十五条の十一及び第五十五条の十二において「この法律等」という。)又は業務規則に違反した外国金融先物取引所参加者に対しこの法律等又は業務規則を遵守させるために必要な措置をとることができること。

三 認可申請者の業務規則が外国金融先物取引所参加者が行う外国市場取引を公正かつ円滑ならしめ、及び委託者を保護するため十分であること。

四 外国市場取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量及び外国金融先物取引所参加者の数が見込まれることその他経済金融の状況に照らして国内にある者に外国市場取引を行わせることが公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が外国金融先物取引所参加者に外国市場取引を行わせる海外金融先物市場を開設してから政令で定める期間を経過するまでの者であるとき(政令で定める場合に該当するときは除く。)

二 認可申請者が第十九条第二号から第四号

までのいずれかに該当するとき。

三 認可申請者の役員又は国内における代表者のうちに第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者があるとき。

四 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在する国の外国金融先物規制当局(この法律に相当する外国の法令を執行する当局をいう。)から、この法律を執行するために行う行政上の調査に関し、内閣総理大臣による協力の要請があつた場合において、当該要請に応ずる旨の保証(これに準ずると認められるものを含む。)がされないとき。

五 認可申請書又はその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるとき。

(業務報告書の提出)

第五十五条の六 外国金融先物取引所は、内閣府令で定めるところにより、毎年四月から翌年三月までの期間における外国市場取引に関する業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第二節 監督

(認可の取消)

第五十五条の七 内閣総理大臣は、外国金融先物取引所が第五十五条の二第一項の認可を受けた当時第五十五条の五第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その認可を取り消すことができる。

(変更等の届出)

第五十五条の八 外国金融先物取引所は、第五十五条の四第一項各号に掲げる事項又は同条第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容若しくは方法について変更があつた場合、業務規則について重要な変更があつた場合その他内閣府令で定める場合には、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(認可の失効)

第五十五条の九 外国金融先物取引所が次の各

号のいずれかに該当するときは、第五十五条の二第一項の認可は、効力を失う。

一 外国市場取引を行う外国金融先物取引所参加者がなくなつたとき。

二 外国市場取引が行われる海外金融先物市場の全部を閉鎖したとき。

三 解散したとき。

2 前項の規定により認可が失効したときは、その国内における代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(立入検査等)

第五十五条の十 内閣総理大臣は、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国金融先物取引所若しくはその外国金融先物取引所参加者に対し、その外国市場取引に係る業務に関して、報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、外国金融先物取引所の事務その他の施設若しくはその外国金融先物取引所参加者の営業若しくは事務所に立ち入り、その外国市場取引に係る業務の状況若しくは書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十四条の二十の第三項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(外国金融先物取引所等に対する監督上の処分)

第五十五条の十一 内閣総理大臣は、外国金融先物取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該外国金融先物取引所の第五十五条の二第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて外国市場取引の全部若しくは一部の停止を命じ、又は外国市場取引に係る業務の変更を命ずることができる。

一 第五十五条の五第一項各号に掲げる基準

に適合しなくなつたとき。

二 第五十五条の五第二項第二号から第五号までに該当することとなつたとき。

三 認可に付した条件に違反したとき。

四 この法律等若しくは業務規則に違反したとき、又は外国金融先物取引所参加者がこの法律等若しくは業務規則に違反する行為をしたにもかかわらず、これに対する法律等若しくは業務規則を遵守させるために当該外国金融先物取引所に認められた権能を行使せずその他必要な措置をとることを怠つたとき。

五 外国金融先物取引所の行為又はその開設する海外金融先物市場における外国市場取引の状況が公益又は委託者の保護のため有害であると認めるとき。

2 内閣総理大臣は、外国金融先物取引所の国内における代表者(国内に事務所がある場合にあつては、当該事務所内に駐在する役員を含む。以下この項において同じ。)がこの法律等に違反したときは、当該外国金融先物取引所に対し当該国内における代表者の解任を命ずることができる。

(外国金融先物取引所参加者に対する監督上の処分)

第五十五条の十二 内閣総理大臣は、外国金融先物取引所参加者がこの法律等に違反したときは、外国金融先物取引所に対し当該外国金融先物取引所参加者の取引資格を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該外国金融先物取引所参加者の外国市場取引を停止することを命ずることができる。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第六条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第七号を次のように改める。

七 有価証券(第十一号二定ムル証書ヲ以テ表示セラルル金銭債権ニ該当スルモノヲ除

ク第十二号及第二十八号ノ六第一項第一号ノ二ニ於テ同ジノ売買、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引ヲ除ク)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又ハ外国市場証券先物取引(顧客ノ書面ニ依ル注文ヲ受ケ其ノ計算ニ於テ為スモノニ限ル)ヲ為スコト

第二十八号第一項第十九号中「為スコト」の下に「(第七号ニ掲グル業務ニ該当スルモノヲ除ク)」を加え、同条第五項中「第二十九号」を「第二十一項」に、「同条第十項」を「同条第十二項」に改め、同条第六項を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。

第一項第七号、第十九号又ハ第二十号ノ「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」又ハ「有価証券先渡取引」トハ夫々証券取引法第二十八号第三号の二又ハ第二十一項乃至第二十四項ニ掲グル有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又ハ有価証券先渡取引ヲ謂フ

第二十九号第一項第一号中「第二十八項乃至第二十項」を「第二十一項乃至第二十三項」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第七号 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十号第六項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 有価証券(第六号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号の二及び第七号において同じ)の売買、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引(利用者の書面による注文を受けてその計

算においてするものに限る。)

第十号第六項第六号の二中「(前号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第七号において同じ)」を削り、同項第十二号中「第二十九号」を「第二十一項」に改め、同項第十五号中「同じ」の下に「であつて、第三号の二に掲げる事業に該当するもの以外のもの」を加え、同条第十二項中「(平成十年法律第五号)」を削り、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第一條第六項に規定する特定短期社債(次項第五号において「旧特定短期社債」という。))を「旧特定短期社債」に改める。

第十号第十三項及び第十六項を削り、同条第九項の次に次の二項を加える。

第六項第三号の二、第六号の三及び第十五号並びに第十三項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六條第一号に規定する短期社債
- 二 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三條ノ二に規定する短期商工債券
- 三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四條の三の二第一項に規定する短期債券
- 四 保険業法(平成七年法律第五号)第六十一條の二第二項に規定する短期社債
- 五 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二條第八項に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有する

もの)とされる同法第一條の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二條第六項に規定する特定短期社債(第十四項において「旧特定短期社債」という。))を含む。

六 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二條の二第一項に規定する短期農林債券

第六項第三号の二、第十五号及び第十六号の「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」又は「有価証券先渡取引」とは、それぞれ証券取引法第二十八号第三号の二又は第二十一項から第二十四項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。

第十一條の十八第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 証券取引法第二條第十二項に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業(同条第十一項に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ)のほか、証券仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。)

第十一條の十八第二項第二号イ及びハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加え、同項第三号中「若しくは証券専門会社」を「証券専門会社若しくは証券仲介専門会社」に改める。

第十二條第二項第三号中「及び証券専門会社」を「証券専門会社及び証券仲介専門会社」に改める。

(水産業協同組合法の一部改正)

第八條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第三項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 有価証券の売買等(有価証券の売買、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引(同条第二十四項に規定する有価証券先渡取引を除く)、同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引又は同条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引であつて、利用者の書面による注文を受けてその計算においてするものをいう。以下同じ。)

第十一條第三項第六号中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削り、同項第十一号中「第二條第十項」を「第二十一項」に改める。

第八十七條第四項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 有価証券の売買等

第八十七條の三第一項第一号の次に次の一号を加える。

二の二 証券取引法第二條第十二項に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業(同条第十一項に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ)のほか、証券仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(次項において「証券仲介専門会社」という。)

第八十七條の三第二項第二号イ及びハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加え、同項第三号中「若しくは証券専門会社」を「証券専門会社若しくは証券仲介専門会社」に改める。

第九十三條第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 有価証券の売買等

第九十七條第三項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 有価証券の売買等

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第九条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第七号中「もつてするもの」の下に「又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を加え、同条第六項第一号の二中「第十八項から第二十一項まで」を「第二十一項から第二十四項まで」に改め、同項第三号の三中「第二項第九項」を「第二項第十項」に改め、同項第四号中「第二項第十項」を「第二項第十一項」に改め、同項第五号中「第二項第十項」を「第二項第十二項」に改める。

(信用金庫法の一部改正)

第十条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項第二号中「もつてするもの」の下に「又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を加え、同条第五項第一号の二中「第十八項から第二十一項まで」を「第二十一項から第二十四項まで」に改め、同項第四号中「第二項第九項」を「第二項第十項」に改め、同項第五号中「第二項第十項」を「第二項第十二項」に改める。

第五十四条第四項第二号中「もつてするもの」の下に「又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を加える。

第五十四条の十七第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 証券取引法第二條第十二項(定義)に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業者をいう。以下この号において同じ。のほかに、証券仲介業者に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。)

第五十四条の十七第二項第五号イ中「証券専門会社」の下に「証券仲介専門会社」を加え、同号ハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介

専門会社を加える。

(労働金庫法の一部改正)

第十一条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項第八号中「もつてするもの」の下に「又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を加え、同条第六項第一号の二中「第十八項から第二十一項まで」を「第二十一項から第二十四項まで」に改め、同項第三号の三中「第二項第九項」を「第二項第十項」に改め、同項第四号中「第二項第十項」を「第二項第十一項」に改め、同項第五号中「第二項第十項」を「第二項第十二項」に改める。

第五十八条の二第一項第六号中「もつてするもの」の下に「又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を加える。

二の二 証券取引法第二條第十二項(定義)に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業者をいう。以下この号において同じ。のほかに、証券仲介業者に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。)

第五十八条の五第二項第五号イを次のように改める。

イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社

第五十八条の五第二項第五号ハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加える。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十二条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第三項第五号中「証券業者」の下に「証券仲介業者(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第十二項に規定する証券仲介業者をいう。第七十二條第一項第二号の二において同じ。を除く。)」を加え、同条第四項第二号中「もつてするもの」の下に「又は顧客の書

面による注文を受けてその計算においてするもの」を加え、同条第五項中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削り、同条第六項第一号の二中「第十八項から第二十一項まで」を「第二十一項から第二十四項まで」に改め、同項第五号中「第二項第九項」を「第二項第十項」に改め、同項第六号中「第二項第十項」を「第二項第十一項」に改める。

第七十二條第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 証券仲介業者のうち、証券仲介業者(証券取引法第二條第十一項に規定する証券仲介業者をいう。以下この号において同じ。のほかに、証券仲介業者に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(次項第二号において「証券仲介専門会社」という。))

第七十二條第二項第二号イ中「証券専門会社」の下に「証券仲介専門会社」を加え、同号ハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加える。

(社債等の振替に関する法律の一部改正)

第十三条 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条」を「第六十一条の二」に改める。

第六十条第一項中「及び次条を」次条及び第六十一条の二に改める。

第三章第二節中第六十一条の次に次の一条を加える。

(所得税法等の適用)

第六十一条の二 加入者が、補償対象債権に係る第六十条第一項の支払を受けたときは、その支払を受けた時に、その支払を受けた金額により、当該加入者から当該支払をした受託者に対し当該支払に係る補償対象債権当該補償対象債権のうち当該支払をしたことにより当該受託者が取得した部分に限る。に係る

社債等の譲渡があつたものとみなして、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)第四條の二及び第四條の三の規定の特例の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中証券取引法第二十七條の三十の三第四項及び第二十七條の三十の七第一項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第二十七條の三十の八の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第九十八條の二第一項の改正規定、第三條中投資信託及び投資法人に関する法律第三十八條第五項及び第九十九條第四項の改正規定、第四條中有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第七十七條第一項の改正規定並びに第五條中金融先物取引法第十二條第三項、第三十四條の十六第一項及び第九十條の六第一項の改正規定 この法律の公布の日

二 第一条中証券取引法第二條第八項、第二十七條の二第四項、第二十七條の二十八第三項及び第三十二條第三項の改正規定、同法第五項の改正規定(「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える部分に限る。)、同法第六項、同法第五十四條第一項第四号及び同法第六十五條第一項の改正規定、同法第二項の改正規定(同項第一号の改正規定を除く。))並びに同法第六十五條の二第二項、同法第三項、同法第九項、第六十五條の三、第六十六條第五項及び第二百一十一條第二項の改正規定、第二條中外国証券業者に関する法律第二條第一号の改正規定、同法第十四條第一項の改正規定(「のうち銀行の下に」協同組織金融機

関を加える部分に限る。）、同法第二十二條第一項第四号の改正規定（「銀行の下に、協同組織金融機関を加える部分に限る。」及び同項第五号の改正規定、第六條中「商工組合中央金庫法第二十八條第一項第七号及び第十九号の改正規定、同条第六項を削る改正規定並びに同条第三項の次に一項を加える改正規定、第七條中「農業協同組合法第十條第六項第三号の次に一項を加える改正規定、同項第六号の二、同項第十五号及び同条第十二項の改正規定、同条第十三項及び第十八項を削る改正規定並びに同条第九項の次に二項を加える改正規定、第八條中「水産業協同組合法第十一條第三項第三号の次に一項を加える改正規定、同項第六号の改正規定、同法第八十七條第四項第三号の次に一項を加える改正規定、同法第九十三條第二項第三号の次に一項を加える改正規定及び同法第九十七條第三項第三号の次に一項を加える改正規定、第九條中「中小企業等協同組合法第九條の八第二項第七号の改正規定、第十條中「信用金庫法第五十三條第三項第二号及び第五十四條第四項第二号の改正規定、第十一條中「労働金庫法第五十八條第二項第八号及び第五十八條の二第一項第六号の改正規定、第十二條中「農林中央金庫法第五十四條第四項第二号の改正規定、第十三條の規定、附則第十六條中「租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第三十七條の十一第一項第一号、第三十七條の十四の二第一項第一号及び第四十一條の十四第三項第二号の改正規定並びに附則第十七條中「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十四條の三第一項第二号の改正規定、公布の日から起算して一月を経過した日

（証券会社等の主要株主に関する経過措置）
第二條 この法律の施行の際現に証券会社第一條の規定による改正後の証券取引法（以下「新証券取引法」という。）第二條第九項に規定する証券会社をいう。以下この条において同じ。の主要株主（新証券取引法第二十八條の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。）又は証券会社を子会社（同条第三項に規定する子会社をいう。）とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九條第五項第一号に規定する持株会社をいう。）の主要株主（以下この条において「証券会社等の主要株主」という。）に該当する者は、施行日において当該証券会社等の主要株主となつたものとみなす。
（外務員に対する監督上の処分に関する経過措置）
第三條 新証券取引法第六十四條の五第一項（第三号に限る。）の規定は、施行日以後の行為について適用する。
（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第四條 この法律の施行の際現に投資信託委託業者第三條の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「新投資信託法」という。）第二條第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。以下この条において同じ。の主要株主（新投資信託法第九條第三項に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。）又は投資信託委託業者を子会社（新投資信託法第九條第四項に規定する子会社をいう。）とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九條第五項第一号に規定する持株会社をいう。）の主要株主（以下この条において「投資信託委託業者等の主要株主」という。）に該当する者は、施行日において当該投資信託委託業者等の主要株主となつたものとみなす。
第五條 この法律の施行の際現に第三條の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法

律（以下「旧投資信託法」という。）第三十四條の十第三項の規定により認可を受けて証券業（新投資信託法第十三條の二に規定する証券業をいう。）を営んでいる者（証券仲介業者（新投資信託法第十三條の二に規定する証券仲介業者をいう。）又は許可外国証券業者（新投資信託法第十三條の二に規定する許可外国証券業者をいう。）である場合を除く。）であつて、旧投資信託法第三十四條の十一第一項ただし書の承認を受けているものは、施行日において当該承認に係る業務について新投資信託法第三十四條の十一第二項の規定による営業の届出をしたものとみなす。
（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第六條 この法律の施行の際現に認可投資顧問業者（第四條の規定による改正後の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（以下「新投資顧問業法」という。）第三條に規定する認可投資顧問業者をいう。以下この条において同じ。）の主要株主（新投資顧問業法第二十七條第三項に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。）又は認可投資顧問業者を子会社（新投資顧問業法第二十七條第四項に規定する子会社をいう。）とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九條第五項第一号に規定する持株会社をいう。）の主要株主（以下この条において「認可投資顧問業者等の主要株主」という。）に該当する者は、施行日において当該認可投資顧問業者等の主要株主となつたものとみなす。
第七條 この法律の施行の際現に第四條の規定による改正前の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（以下「旧投資顧問業法」という。）第三十一條第二項の規定により認可を受けて証券業（新投資顧問業法第二十三條に規定する証券業をいう。）を営んでいる者（証券仲介業者（新投資顧問業法第二十二條第二項第二号に規定する証券仲介業者をいう。）又は許可外国証券業者（新投資顧問業法第二十二條第二項第二

号に規定する許可外国証券業者をいう。）である場合を除く。）であつて、旧投資顧問業法第三十一條第一項ただし書の承認を受けているものは、施行日において当該承認に係る業務について新投資顧問業法第三十一條第三項の規定による営業の届出をしたものとみなす。
（信託業法の一部改正）
第八條 信託業法（大正十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。
第十條ノ二第一項中「第二條第二十七項を「第二條第三十一項」に、「第二條第十三項」を「第二條第十五項」に改める。
（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）
第九條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。
第九條第五項第二号中「持株会社」の下に「及び証券仲介業者（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第十二項に規定する証券仲介業者をいう。次條第二項において同じ。）」を加える。
第十條第二項中「証券業を営む会社」の下に「（証券仲介業者を除く。）」を加える。
（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）
第十條 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。
第四條の四第一項第二号の次に次の一号を加える。
二の二 証券取引法第二條第十二項（定義）に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業（同条第十一項（定義）に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。）のほか、証券仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）
第四條の四第二項第五号イを次のように改める。

イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社
第四条の四第二項第五号ハ中「証券専門会社」の下に又は証券仲介専門会社を加える。
(外国為替及び外国貿易法の一部改正)

第十一条 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十四号中「第二十八項」を「第二十二項」に、「同条第十九項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十項」を「同条第二十三項」に、「同条第十八項」を「同条第二十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十九項」を「同条第三十一項」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

第二十二條の二第一項中「第二十一項」を「第二十三項」に改める。
第二十六條第二項中「第二十四項」を「第二十八項」に改める。
(地方税法の一部改正)

第十二條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五條の二第一項中「第二十七項」を「第二十九項」に改め、同条第二項中「第二十四項」を「第二十六項」に改める。

附則第三十五條の三第八項中「第二十七項」を「第二十九項」に改める。
(商品取引所法の一部改正)

第十三條 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項及び第百四十五條の四第一号中「第二十五項」を「第二十七項」に改める。
(長期信用銀行法の一部改正)

第十四條 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第一百八十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第五項中「第十八項から第二十一項まで」を「第二十一項から第二十四項まで」に改め、同条第七項中「第二十九項又は第三十項」を「第三十一項又は第三十二項」に改める。
第十三條の二第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 証券取引法第二十二項(定義)に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業者をいう。以下この号において同じ。のほかに、証券仲介業者に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。)

第十三條の二第四項第五号イ中「証券専門会社」の下に、「証券仲介専門会社」を加え、同号ハ中「証券専門会社」の下に又は証券仲介専門会社を加える。

第十六條の四第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 証券仲介専門会社
第十六條の四第一項第七号ロ中「証券専門会社」の下に、「証券仲介専門会社」を加える。
(厚生年金保険法の一部改正)

第十五條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第百三十六條の三第一項第五号ハ中「第二十八項」を「第三十項」に、「同条第二十九項」を「第三十一項」に改める。

第百三十九條第五項及び第百四十一條第一項中「第二十四項」を「第二十六項」に改める。
(租税特別措置法の一部改正)

第十六條 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第三條の二及び第九條の五第一項中「第二十四項」を「第二十六項」に改める。
第三十七條の十第一項中「第二十七項」を「第二十九項」に改め、同条第二項中「第二十四項」を「第二十六項」に改める。

第三十七條の十一第一項第一号中「又は銀行」を「銀行又は証券取引法第二十八項に規定する協同組織金融機関」に改める。
第三十七條の十三の三第三項中「第二十七項」を「第二十九項」に改める。
第三十七條の十四の二第二項中「第二十七項」を「第二十九項」に改める。

第三十七條の十四の二第二項中「第二十七項」を「第二十九項」に改め、同項第一号中「又は銀行」を「銀行又は証券取引法第二十八項に規定する協同組織金融機関」に改める。

第四十一條の十四第一項第二号中「第二十七項」を「第二十九項」に、「同条第十八項」を「第二十項」に、「同条第十九項」を「第二十一項」に改め、同条第三項第二号中「銀行」の下に若しくは協同組織金融機関を加え、同条第四項中「第二十八項」を「第三十項」に改める。

第六十九條の五第二項第一号イ及び第三号イ並びに第九十一條の四第一項中「第二十四項」を「第二十六項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)
第十八條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十五号中、「外国証券会社」の下に「外国証券業者、証券仲介業者」を加え、「又は認可」を「許可又は認可」に改め、同号(三)を同号(四)とし、同号(四)の次に次のように加える。

(三) 外国証券業者の外国証券業者に関する法律第十三條の二第二項(取引所取引の許可)の規定による許可
(四) 証券仲介業者の証券取引法第六十六條の二(証券仲介業者の登録)の規定による登録

別表第一第二十五号の二中「有価証券市場又は有価証券市場若しくは」を「組織変更の認可又は外国市場取引」に改め、同号(一)中「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同号(四)を同号(五)とし、同号(五)の次に次のように加える。

(三) 証券取引法第百五十五條第一項(認可)の規定による外国市場取引の認可
認可件数 一件につき十五万円

別表第一第二十五号の二に次のように加える。
(六) 金融先物取引法第五十五條の二第二項(認可)の規定による
認可件数 一件につき十五万円

(住民基本台帳法の一部改正)
第十九條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

項を「第二十六項」に改める。
(所得税法の一部改正)
第十七條 所得税法の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項第五号中「第二十四項」を「第二十六項」に改める。

第二百一十四條の三第三項第二号中「銀行又は銀行、協同組織金融機関(証券取引法第二十八項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。）」又は「銀行」を「銀行及び協同組織金融機関」に改める。

(及び第六十六條の二十三において準用する場合を含む。若しくは第六十六條の二の登録、同法第六十六條の六第一項の届出に、「若しくは」第百四十條第一項の認可、同法第百五十二條第二項をの認可、同法第百三十三條第三項若しくは第百三十三條の二第一項の届出、同法第百六條の三

「若しくは」第百四十條第一項の認可、同法第百五十二條第二項をの認可、同法第百三十三條第三項若しくは第百三十三條の二第一項の届出、同法第百六條の三

「若しくは」第百四十條第一項の認可、同法第百五十二條第二項をの認可、同法第百三十三條第三項若しくは第百三十三條の二第一項の届出、同法第百六條の三

「若しくは」第百四十條第一項の認可、同法第百五十二條第二項をの認可、同法第百三十三條第三項若しくは第百三十三條の二第一項の届出、同法第百六條の三

「若しくは」第百四十條第一項の認可、同法第百五十二條第二項をの認可、同法第百三十三條第三項若しくは第百三十三條の二第一項の届出、同法第百六條の三

「若しくは」第百四十條第一項の認可、同法第百五十二條第二項をの認可、同法第百三十三條第三項若しくは第百三十三條の二第一項の届出、同法第百六條の三

「若しくは」第百四十條第一項の認可、同法第百五十二條第二項をの認可、同法第百三十三條第三項若しくは第百三十三條の二第一項の届出、同法第百六條の三

「若しくは」第百四十條第一項の認可、同法第百五十二條第二項をの認可、同法第百三十三條第三項若しくは第百三十三條の二第一項の届出、同法第百六條の三

第一項の認可、同条第三項(同法第六百六条の十第四項及び第六百六条の十七第四項において準用する場合を含む。)の届出、同法第六百六条の三第四項ただし書若しくは第六百六条の十第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第六百六条の十四第三項若しくは第六百六条の十五の届出、同法第六百六条の十七第一項若しくは第三項ただし書若しくは第六百四十条第一項の認可、同法第六百四十九条第二項の届出、同法第六百五十五条第一項の認可、同法第六百五十五条の七に改め、同表の四の項中「第十二条第一項の届出を、第十二条第一項(同法第十三条の五において準用する場合を含む。)の届出、同法第十三条の二第二項の許可」に改め、同表の五の項中「第十條の三第二項」の下に、第十條の四第一項(同法第十條の七において準用する場合を含む。))を加え、同表の六の項中「第八條第一項」の下に「若しくは第二十九條の二第一項(同法第二十九條の五において準用する場合を含む。))」を加え、同表の七の項中「若しくは第三十四條の二十三第一項の認可又は同法第五十一條の二第二項」を「認可、同法第三十四條の二十第三項若しくは第三十四條の二十の二第一項の届出、同法第三十四條の二十三第一項若しくは第三十四條の二十八第一項の認可、同条第三項(同法第三十四條の三十四第四項及び第三十四條の四十第四項において準用する場合を含む。))の届出、同法第三十四條の二十八第四項ただし書若しくは第三十四條の三十四條の三十八の届出、同法第三十四條の四十第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第五十一條の二第二項の届出、同法第五十五條の二第一項の認可又は同法第五十五條の八」に改める。

(銀行法の一部改正)
第二十条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
第十条第四項中「第十八項から第二十一項まで」を「第二十一項から第二十四項まで」に改め、同条第十項中「第二項第九項又は第十項」を「第二項第十一項又は第十二項」に改める。
第十六條の二第一項第三号の次に次の一号を加える。
三の二 証券取引法第二條第十二項(定義)に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業者(同条第十一項(定義)に規定する証券仲介業者をいう。以下この号において同じ。)のほか、証券仲介業者に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。)
第十六條の二第二項第五号イ中「証券専門会社」の下に、「証券仲介専門会社」を加え、同号ハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加える。
第五十二條の二十三第一項第二号の次に次の一号を加える。
二の二 証券仲介専門会社
第五十二條の二十三第一項第七号ロ中「証券専門会社」の下に、「証券仲介専門会社」を加える。
(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)
第二十一条 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。
第六條第一項第三号中「第二條第二十八項」を「第二條第三十二項」に改める。
(地価税法の一部改正)
第二十二條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一第十八号中「第二條第十五項」を「第二條第十七項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に改める。
(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)
第二十三條 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部

を次のように改正する。
第九條第十四号中「第二條第十八項」を「第二條第二十一項」に、「第二條第二十二項」を「第二條第二十五項」に改める。
(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)
第二十四條 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
第二十九條第一項中「第二條第十一項」を「第二條第十三項」に改める。
(保険業法の一部改正)
第二十五條 保険業法(平成七年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。
第九十八條第八項中「第二條第九項又は第十項」を「第二條第十一項又は第十二項」に改める。
第六百六條第一項第五号の次に次の一号を加える。
五の二 証券取引法第二條第十二項(定義)に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業者(同条第十一項(定義)に規定する証券仲介業者をいう。以下この号において同じ。)のほか、証券仲介業者に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。)
第六百六條第二項第六号イ中「証券専門会社」の下に、「証券仲介専門会社」を加え、同号ハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加える。
第二百七十一條の二十二第一項第五号の次に次の一号を加える。
五の二 証券仲介専門会社
(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第二十六條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五十六條第二項中「第二條第十四項」を「第二條第十八項」に改める。
(土地の再評価に関する法律の一部改正)
第二十七條 土地の再評価に関する法律(平成十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
第八條の二第一項中「第二條第十四項」を「第二條第十八項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改める。
(中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正)
第二十八條 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項第一号及び第三條第一項第六号イ中「第二條第十四項」を「第二條第十八項」に改める。
(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)
第二十九條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。
別表第二第三号中「第二百三十三号」を「第二百三十四号」に改める。
(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第三十條 施行日から附則第一條第三号に定める日の前日までの間における犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律第二條の規定による改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表第十四号の規定の適用については、同号中「第二百三十三号」とあるのは、「第二百三十四号」とする。
(証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部改正)
第三十一條 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

理由

内外の金融情勢の変化に対応し、証券市場の構造改革を促進する必要性に鑑み、有価証券の販売経路の拡充・多様化に資する証券仲介業制度を創設するとともに、証券会社、証券取引所等の株主に関する制度の整備並びに外国有価証券市場の開拓者及び外国証券業者が国内において適切な業務の展開を図るための環境の整備を行う等、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則第五十二・二条中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正)

第三十二条 金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「同条第十七項」を「同条第二十項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十四項」に改め、同項第十号中「第二条第十八項」を「第二条第二十一項」に、「同条第十九項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十項」を「同条第二十三項」に、「第二条第九項」を「第二条第十一項」に改め、同項第十一号中「第二条第二十二項」を「第二条第二十五項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十七項」に改める。

(確定給付企業年金法の一部改正)

第三十三条 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第五十六條第二項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

第一百十四條第三項中「第二条第十八項」を「第二条第二十一項」に改める。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

第三十四条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第三項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

(金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部改正)

第三十五条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十号中「第二条二十八項」を「第二条第三十二項」に改め、同条第三十三号中「第二条第十一項」を「第二条第十三項」に改める。

(証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十六條 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第八十五條中「第二条第二十七項」を「第二条第三十一項」に、「第二条第十三項」を「第二条第十五項」に改める。

(金融庁設置法の一部改正)

第三十七條 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「次号イからクまで」を「次号イからマまで」に改め、同条第三号中クをマとし、ネからオまでを二つずつ繰り下げ、ツをネとし、ネの次に次のように加える。

ナ 金融先物取引所持株式会社

第四條第三号中ソをツとし、ヨからレまでを一つずつ繰り下げ、カの次に次のように加える。

ヨ 証券取引所持株式会社

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九條 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四十條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成十五年五月十九日印刷

平成十五年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

E